

# 1 議事日程（3日目）

[平成22年太宰府市議会第2回（6月）定例会]

平成22年6月14日

午前10時開議

於議事室

## 日程第1 一般質問

### 一般質問者及び質問項目一覧表

順位	質問者氏名 (議席番号)	質問項目
1	中林宗樹 (8)	<p>1. 子育て支援について 「歴史とみどり豊かな文化のまち」には、元気に遊び学ぶ子どもたちの姿がよく似合うと思う。 本市の子育て支援策について伺う。</p> <p>2. 観光政策について 観光客の入り込み数が、九州国立博物館開館の翌年、平成18年をピークに平成19年、20年と下降しているが、市として対策をどのように考えているのか伺う。</p>
2	藤井雅之 (2)	<p>1. 国民健康保険税について (1) 現在の国民健康保険加入者の状況について (2) ジェネリック医薬品への対応について (3) 一般会計からの法定外繰り入れの実施について</p> <p>2. 子どもとメディアの関わりについて 日本の子どもたちのメディア接触時間は世界一長く、問題点も生じており、行政も対応が必要であると思う。 (1) 福祉面（母子保健）からの対応策について (2) 教育面からの対応策について</p>
3	武藤哲志 (19)	<p>1. 観世音寺、戒壇院周辺の活性化対策 二つのお寺は、重要文化財に指定され、貸し切りバスを初め観光客も多数来訪しているが、地元物産品販売や小さな道の駅等、史跡地を活用し、税収の向上を検討できないか。</p> <p>2. 保育制度の充実、保育料の引き下げ要望及び保育所入所直接契約制度等の改悪をしないでいただきたい。 国は、保育所の最低基準を撤廃し、保育基準を改悪し、待機児童の解消を図ろうとする。その上、幼保一元化や保育に格差が生じる直接契約による保育料の格差など、様々な問題が発生する制度を地方に委ね、条例化することを押しつけようとしているので、行わないように要求する。</p>

4	安部陽 (14)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 飼い猫にリボンを       <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 飼い猫と野良猫を区分するために、飼い猫にリボンを義務づけられないか。</li> <li>(2) 野良猫に対する考え方について</li> </ol> </li> <li>2. 地域に健康づくりの場を       <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 医療費削減に対する考え方について</li> <li>(2) トレーニング体操等の専門指導員の考え方について</li> <li>(3) 高齢者の健康づくりの考え方について</li> </ol> </li> </ol>
5	門田直樹 (9)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 総合計画と市長のマニフェストについて       <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 第四次総合計画の評価について、市は見解をまとめて市民に発表すべきではないか。</li> <li>(2) 市長のマニフェストの達成状況と任期満了までの完了見込みについて</li> <li>(3) 市長の任期と基本計画にずれがある。基本計画を前期、中期、後期の各4年にすべきではないか。</li> <li>(4) 第五次総合計画の策定にあたっては素案を審議会に諮問し最終案を決定するとしているが、同時に市民の議論を喚起し広く意見、要望を取り入れる考えはあるのか同う。</li> </ol> </li> </ol>
6	清水章一 (13)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新政権の影響について 新政権が発足して約9カ月になる。この間、政策への発言のブレが様々なところに影響を与えている。 自治体等への影響について</li> <li>2. 総合計画について 総括など策定に向けてのスケジュール等について</li> <li>3. 協働のまちづくりについて 本市は、自治会との協働まちづくりが進められている。NPO等を活用したまちづくりについて</li> </ol>
7	福廣和美 (18)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. スポーツ施設の充実について 総合体育館の計画の中で市全体のスポーツ施設を考え直すよい機会になると思うが、各施設の現状について</li> <li>2. 自治会と校区協議会について 各自治会と校区協議会と市全体の関係について伺う。</li> <li>3. 交通対策について 新規路線について</li> </ol>
8	渡邊美穂 (4)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 子宮頸がん及びHTLV-1の感染予防について       <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 現在の取り組み</li> <li>(2) 今後の方針</li> </ol> </li> <li>2. 子どもたちの食育と「弁当の日」の実践について</li> </ol>

	(1) 小学校給食の残食の状況について
	(2) 「弁当の日」を実践している学校の実績について
	(3) 学校における食育の実践に対する市の考え方

## 2 出席議員は次のとおりである（19名）

1番 原田久美子 議員	2番 藤井雅之 議員
3番 長谷川公成 議員	4番 渡邊美穂 議員
5番 後藤邦晴 議員	7番 橋本健 議員
8番 中林宗樹 議員	9番 門田直樹 議員
10番 小柳道枝 議員	11番 安部啓治 議員
12番 大田勝義 議員	13番 清水章一 議員
14番 安部陽 議員	15番 佐伯修 議員
16番 村山弘行 議員	17番 田川武茂 議員
18番 福廣和美 議員	19番 武藤哲志 議員
20番 不老光幸 議員	

## 3 欠席議員は次のとおりである

なし

## 4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（30名）

市長 井上保廣	副市長 平島鉄信
教育長 關敏治	総務部長 木村甚治
協働のまち推進担当部長 三笠哲生	市民生活部長 和田有司
健康福祉部長 和田敏信	建設経済部長 齋藤廣之
会計管理者併上下水道部長 宮原勝美	教育部長 山田純裕
総務課長 大藪勝一	経営企画課長 今泉憲治
協働のまち推進課長 諫山博美	市民課長 原野敏彦
税務課長 久保山元信	納税課長 高柳光
環境課長 篠原司	福祉課長 宮原仁
高齢者支援課長 古野洋敏	保健センター所長 中島俊二
国保年金課長 坂口進	子育て支援課長 原田治親
都市整備課長 神原稔	観光交流課長兼太宰府館長 城後泰雄
上下水道課長 松本芳生	教務課長 木村裕子
学校教育課長 小嶋禎二	生涯学習課長 古川芳文
文化財課長 井上均	監査委員事務局長 関啓子

## 5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長 田中利雄	議事課長 櫻井三郎
書記 浅井武	書記 花田敏浩

書 記 茂 田 和 紀

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第2回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

本定例会での一般質問通告書は、18人から提出されております。

そこで、一般質問の日程は、さきの議会運営委員会におきまして2日間で行うことに決定していますことから、本日14日8人、明日15日10人の割り振りでを行います。

議事日程は、お手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（不老光幸議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

8番中林宗樹議員の一般質問を許可します。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） おはようございます。

ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告いたしておりました項目について質問させていただきます。

まず1項目め、子育て支援について。

国政では、鳩山政権が菅政権へとかわり、子ども手当は満額支給を断念されたとの報道がなされております。子育て支援は、国においても本市においても重要な課題であります。

そこで、本市の子育て支援策についてお尋ねいたします。

歴史と緑豊かな町、人が輝く町、太宰府には、子供たちが元気に学び、遊ぶ姿がよく似合うと思います。子供たちが元気に学び遊べるような環境づくりのため、本年3月に次世代育成支援対策後期行動計画がつくられました。子供の人権が最大限尊重され、子供が健やかに育つことができる社会、親が安心して子供を産み育てることができ、子育ての喜びや楽しさを実感、親の能力や可能性を目指すことができる社会の実現を目指すものとして、「親と子の育ちあいを支えるまちづくり」を基本理念に掲げ、子育て支援政策の計画を示してあります。その中で、太宰府市が子育てがしやすい町と思うかということで、子育てがしやすい町と思う割合について、平成20年度で36.2%ということが出ています。この36.2%は、後期行動計画では計画達成の目標は50%とされています。本市の子供育成支援事業は、子育て支援センター、保健センターを中心に、ファミリーサポート事業、子育て広場、保育園事業、こんにちは赤ちゃん訪問事業と、数え方にもよりますが、数えてみますと五、六十の事業がなされています。これらの事業は、他市と比較しても劣るものではなく、現場の皆さんも一生懸命に頑張っておられま

す。

また、平成16年度のにこにこプランでは、課題として本市に対して期待される子育て支援策の内容充実として出されております。その上位を見ますと、地域における育児情報相談の場に対する要望として、母親や父親同士が集い、情報交換ができること、子供に遊びを教えてください、しつけをしてくれるところ、相談したり情報を得ることができるところ。また、子供の居場所について求める機能として、子供が放課後などに集まって、子供同士で自由に遊べる場、子供が土日に活動でき、遊べる場、子供自身が悩みを相談できる場というように、親子が安心して集まれる身近な場、子育てに困ったときに相談したり、情報が得られる場など、身近で課題解決ができるようなシステムづくりが望まれているように思います。これは、平成16年における課題です。この課題解決に向けた方策は、平成17年から5年間でとられた計画の中で実行されております。

子育てしやすい町のイメージが、平成16年度で35.4%、平成20年度で36.2%と0.8%の増です。なぜこのように評価が低いのか。今後の後期計画の目標値は50%とされています。過去5年間を見ますと0.8%の増で、目標50%ということでは非常に厳しい数字になるかと思いますが、どのように考えておられるのか伺いたいと思います。

また、人口、児童数の将来予測では、市の総人口は平成29年までは増加傾向にあるが、0歳から8歳までの児童数では、平成22年をピークに減少傾向に転じると予想されています。私は、市の活性化のためには児童の増加が必要だと考えております。そのためには、若い世代の人々に太宰府に定住してもらうことだと思っております。そのためには、太宰府市を子育てのしやすい町と思う割合を50%とは言わず、60%、70%と目標を掲げ、達成をしていただきたいと思っています。

そのようなことから、以下の点についてお尋ねいたします。

1、市長は平成19年に就任されたとき、仁の温かさ、ぬくもりで、ソフト面の充実を図っていくということをおっしゃっておりますが、子育てがしやすい町と思う割合の36.2%、この数字をどのように認識されているのかお伺いします。

2、次世代育成支援対策後期行動計画を実施していくために、そして子育てしやすい町50%達成のためには、身近な場所で課題解決ができるような場が必要だと思いますが、その場の確保はどのように考えておられるのかお伺いします。

3、この計画を実施していくためには、予算はどのように考えておられるのかお尋ねします。

以上、お尋ねいたします。

次に、観光は本市の産業の柱だと思いますが、その産業の柱である観光についてお尋ねいたします。

文化遺産の活用で、産業としてその活用を見たとき、まだまだ活用不十分だと思います。本市の観光は、天満宮頼り、国博頼りで、市として産業という視点で見ると足りないのでは

ないかと思ひます。どのようにして観光客の入り込み数を上げようかとか、減少を食い止めようか、そのような姿勢が余り見られません。観光産業が活性化して、市内のお店が潤えば、それなりに市の財政も潤ってきます。財政面から見ても、絶対に観光産業の活性化が求められます。

現在は、国博の頑張りで、参道のお店でも効果が上がっていますが、市内全体への広がりはありません。国博の入館者も減少してきています。本市への観光客の入り込み数も、国博開館の翌年、平成18年度は、開館効果で733万人と増加しましたが、平成19年は700万人、平成20年には600万人と、減少傾向となっております。平成21年には、国博による阿修羅展で70万人を超える入館者があり、盛り返していますが、このように特別な要因がなければ、全体の傾向として減少傾向にあります。この対策として、観光政策をどのように考えておられるのか。本市には、観光資源として数多く歴史遺産や文化財の史跡があります。これらの活用で、観光客の滞在時間の延長、買い物への効果などが期待されます。第五次総合計画の素案でも、文化財の保存と活用で、史跡の公有化事業の推進、文化財調査の充実、文化財保護の充実、文化財整理の充実、文化遺産の展示、普及、啓発の充実、市民遺産の推進、博物館等との連携、また基盤整備として観光宣伝の充実、観光資源の整備、太宰府ブランドの展開、九州国立博物館との連携とあります。それらの事業の成果指標、観光客の入り込み数で700万人、平均滞在時間数で3.5時間とされています。観光客の滞在時間の長期化、観光産業の発展を望むには、文化遺産のさらなる情報の発信です。計画にもあります観光宣伝の充実です。歴史遺産もありますが、太宰府の四季折々の景色、季節ごとに色とりどりの花もあります。このように、豊かな自然景観もあります。このような観光資源を情報として発信し、観光客の入り込み増を図り、回遊性を高めるべきと思ひます。

以上のような点から、以下の点についてお尋ねします。

- 1、観光客の減少傾向について、歯どめをかけるためにどのようなことを考えておられるのか。
- 2、その政策はどこの部署で検討されているのか。
- 3、来ていただいても、買い物をしてもらうことでお金を落としてもらうような仕掛けが必要と思ひますが、その仕掛けは観光産業としての視点から検討がなされたことがあるのか。あれば、実際にどのようなことが検討されたのかお伺ひします。
- 4、国博等、他の機関との連携はどのように取り組んでおられるのか。
- 5、最近では韓国や中国の観光客が多いが、外国人観光客の対応についてどのような取り組みを行っておられるのか。

以上、お尋ねします。

再質問は自席にて行ひます。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） まず1点目の、次世代育成支援対策後期行動計画の計画目標値でございま

す、子育てしやすい町と思う割合の平成20年度調査時の36.2%についてでございますけれども、これは今回の次世代育成支援対策後期行動計画策定に当たりまして、ニーズ調査の結果をもとにした数値でございます。就学前並びに小学校の保護者の方の無作為抽出をした調査でございます。特に就学前の児童の保護者の方につきましては、平成16年調査時が28.6%、それから平成20年の調査時が36.9%と、前期調査時から比較をいたしますと8.3%増となっております。このことにつきましては、前期計画におきまして子育て支援センターの開設等によりまして、地域におけますところの子育てを支援する仕組みづくりが確立できたことの成果ではないかと、このようにとらえているところでございます。

しかし、子育てに関します経済的支援、あるいは遊び場の問題等、子育て支援施策の一層の充実が求められておる数字として認識をしておるところでございます。今後とも子育て支援施策の一層の推進を図ってまいらる所存でございます。

2点目の子育てしやすい町50%に向けた場の確保についてでございますけれども、保育所の待機児童の解消のために、来年度社会福祉法人立でございますけれども、認可保育所が開設をいたします。このことによりまして、待機児童の解消が大きく図られるというふうに考えております。また、学童保育所も計画的に増設をいたしております。あるいは、開設時間の延長等も行っておるところでございます。子育て支援における場の設定でございますけれども、子育て支援センターを中心に、公民館等に出向いての出前保育及び地域の子育てサロン、保育所、幼稚園の地域開放等、既存の施設を効率的に最大限利用をいたしまして、情報提供を含め各種サービスをさらに充実させていきたいと、このように考えております。

3点目の予算についてでございますが、次世代育成支援対策後期行動計画の実施計画を策定をいたしました。最少の経費で最大の効果を上げるために計画的に予算配分を行いました。必要な予算等については、私は常々申し上げておりますように、確保をし、配分をしております。目標値でございます50%の達成に向けて努力していきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 場の確保についてですね、保育所の増設、それから学童保育の充実、それから延長保育ということで、保育所関係についてはそれなりの取り組みをされていると思います。

ただ、やはり保育所に行っていない方、それから子供たち、学校が終わってからの子供たちの過ごす場所、そういう子供たちがですね、ここにも書いてありますように、身近なところで遊んだり、学んだり、いろいろ子供たちが自由にできるような場所の確保が必要だと思うんですね。今乳幼児については、いきいき情報センターにビガールームがつけられておりますけれども、乳幼児についてはああいう施設がですね、もっと必要じゃないかと思うんですが、これについて、今はビガールームについてはいきいき情報センター1カ所でございますけれども、こういうのをですね、いきいき情報センターまで来るのに、西のほうの、何ていいますか、子供さんたちがなかなか来にくい。



それと、統計にもありますように、あそこのいきいき情報センターのビガールームを使われている子供さんの地域はですね、大体いきいき情報センター周辺の観世音寺とか五条とか、そこら辺の方が多いですね。そうすると、西のほうにももう一つですね、そういう拠点が必要になるんじゃないかと思いますが、西のほうにもそういう拠点をもう一カ所つくって行って、西のほうへのそういう子育て支援サービスについてですね、もう少し取り組みを考えておられるのかどうかお尋ねしています。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 今ご指摘ありましたように、乳児関係、ビガールームでずっと集めるように今しているところでございます。もともと子育て支援関係につきましては、乳幼児につきまして、やはり地域の中で子供は育つという観点がございまして、できるだけ地域で子育てということで、出前保育をやったり、子育ての広場をしたりというふうなことで今まで取り組んできているところでございます。それも行政だけじゃ当然できませんので、地域の方も一緒にしていただいて、最終的に地域主体でというふうな考え方で、少しずつではありますけど、地域の方のご協力もいただきながら、その地域主体の子育て支援というところが少しずつできてきています。

やはり、拠点となってまいりますと施設面というのも当然でございますので、どのようなあり方がいかにというのは当然でございますけれど、今、西地区ということでございますけれど、すぐ使えるというところもなかなか難しいところがございますが、例えば西でありますと、筑紫保育園も子育て支援センターを持っておりますし、そういうところもやはり活用といいますか、実際拡充といいますかね、そういうのをしていきながらやっていく方向で考えたらどうかというふうに、今思っているところでございます。中身的にはもう少し詰めていかななくてはなりませんので、そういう中をちょっと論議をしていきたいというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） それから、先ほど出前保育を公民館等でやっておられるということでございますが、公民館等で出前保育をやっておられる、年間何回、月に何回ぐらい、そこら辺の数字がわかりましたら教えていただきたいと思いますが。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 広場とかサロンとか、ちょっといろいろありますので、非常に一遍に言うのは難しいんですけど、4月の広報に子育て支援カレンダーというふうなことで載せておりますが、ちょっと回数を、おのおのにはちょっとなるかと思っておりますけれど、要はそういう中で、どういう相談が何件ぐらいあるかというのが、やはりまた一つのかなめかというふうにも思っています。もちろん、今言われました、場をたくさんつくるとというのが当然必要なわけですけど、そういう中で年間何回というのは非常にちょっと難しゅうございますので、実績から子育ての広場と出前保育とあそぼう会、それから講座ですね、そういうのをやっているということでお答えしたいと思えます。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 公民館等でやっておられるということはわかりましたけども、その回数がちよっと少ないじゃないかなというふうな、まだ具体的な数字は挙げていただけませんでしたけども、出てこないということは、ちよっと少ないじゃないかなと解釈させていただきます。

それとですね、一時預かり保育の事業、それから保育所を開放して、地域へ開放してですね、そこで保育所に来てない児童、乳幼児についてのそういうサービスをするということで、一応計画で挙げてありますけども、今保育所の状態を見ますと、どこも定員オーバーで受け入れをされて、とても地域でそういうサービスをやれるような状態ではないと思うんですけども、これについては今後5年間、そういうことをしていただくように、保育所のほうへまた働きかけをされていくと思いますが、そこら辺について、定員オーバーの状態でそういう受け入れが保育所は可能なかどうか。

それと、そういうサービスをお願いする分については、市のほうとしては何か対策を考えておられるかどうか、そこら辺お尋ねします。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 今園開放を実施しておりますのが、五条保育所、それから都府楼保育園、そしておおぎの保育園、そして先ほど申し上げました地域子育て支援センターであります筑紫保育園と太宰府園というふうにございまして、もちろん通常保育以外にこの地域子育て支援センターにつきましてはですね、2カ所につきましては補助というものを出しながらやっておりますので、やはりそういうやり方を、これは一つ既存の保育所の中だけでは、建物、敷地の面積の関係とかいろいろありますので、簡単にできにくいというのがございまして、やはり新設の場合とか、特にそういう支援センターというふうな形でできるようにということで、新設の場合はしてきている経過もございまして。ですから、なかなか既存のところでは難しいですが、それでもやっていただくことで地域に開かれた保育園というところもやはりしていただきたいということで、私どもからも話はさせていただいておりますし、先ほど申し上げましたように、子育て支援センターにつきましては、補助というような形でさせていただきながら対策を図っていったらというふうな状況でございます。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 保育園についてはいろいろ問題もありますけども、そういうサービスですね、お願いするならば、そういうサービスができるような体制を整えていただかなければならない。それに対しては、保育士の数を増やすとか、今言われましたように、設立等についても若干なりともそういう補強をしていかなければならないと思いますけど、今のところそういう計画もなくですね、ただ計画書には保育所にサービスをお願いしますということだけを書いてありますけども、そういうバックアップの面もはっきりと計画書の中に明記してですね、そして実効が上がるような計画をつくっていただきたいと思います。

それから、地域におけるそういう場をですね、どうしても身近なところでそういうところに行って相談したり、子供を遊ばせたりしたいということで、まず西地区にですね、これは公民館単位ぐらいでそういう子育て支援、それから児童等についての放課後の遊び場等ですね、そういう施設ができればそれが一番いいんですけども、これはまた、何ていいますか、まちづくりコミュニティ関係でですね、自治会制度にして、それを小学校区ごとに分けてやるのか、そういうこともありますけども、そういう中で今度はコミュニティセンターの設置等についてもですね絡んできますけども、そこら辺までなりますと予算的にちょっと厳しいかなと思いますけども、それは将来的にですね、5年、10年、50年先を見据えたときにはですね、地域ごとにそういう子育て支援センター、それから協働のまちづくりセンターとかという、そういうコミュニティセンターが必要になるんじゃないかと思います。そういうことで、子供を遊ばせたり、相談したりできるような施設をですね、将来計画として考えていただくことも一つお願いしておきたいと思います。

それから、今あるところできないかということで、今あそこの看護学校跡地、福祉施設として建物を市のほうで購入されておりますけども、あそこの利用については、そういうビギナールームみたいな、子育てセンターの西地区のセンターとしてですね、あそこら辺の活用をされるような計画はございませんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 西校区につきまして、先ほど申しあげましたように、筑紫保育園が子育て支援センターを持っていると、また事業をなさっているということもございます。実際、その看護学校跡地の建物の2階の使用状況とか考えますと、常時毎日8時半から5時まで使っているという状況ではないです。例えば、そこでやるということも当然可能ではあると思いますが、すぐそばに子育て支援センターもあるということでございますから、どのようなやり方をするかというのは、やはりちょっと内部で検討させていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） そういうことでですね、まずあるものを使うということでですね、看護学校跡地のあの施設をですね、活用していただいて、西地区の子育て支援センターとして活用していただくように、これをお願いしときたいと思います。本市の活性化のためにはですね、どうしても子供たち、若い世代の方の移住もお願いするというので、そのためにはどうしても、子育てしやすい町というイメージをですね、これは私何回となくここで申し上げておりますけども、子育てしやすい町ということでですね、一つの太宰府のイメージをつくり上げていただいて、若い町ということでですね、若い人たちの人口を増やすと。もちろん、高齢者の方が要らないということではございません。高齢者の方は、それなりにまた地域でですね、地域でそういう自分の今まで培ってきたそういう歴史の中でですね、しっかりと生活されていけるというね、そのためにもですね、やはり市が活性化していかないことには、この町はもうその

まんま寂れるんじゃないかというような不安も出てきますので、その点についてはですね、子育てしやすい町ということでですね、本当にこの目標に掲げてありますように、市民の皆さんがですね、子育てしやすい町と実感していただけるような施策を進めていただいて、元気のある太宰府をつくっていただきたいと思います。これ要望としときます。これで1問目終わります。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 我が国の旅行スタイルでございますが、東京オリンピックでありますとか、あるいは大阪万博をエポックに、新幹線でありますとか、あるいは高速道路整備など、大量輸送機関の発達、あるいは旅行の大衆化、多くの人を効率的に、手軽に旅行させるという形態で発展をしまいついておるわけでございます。しかし、近年の旅行形態も、いわゆる団塊の世代、あるいは若者世代を見ましても、団体旅行から個人単位へ、個人個人の好みや、仲間と自分なりの予算で旅行するようになってきておるようでございます。

このような状況におきまして、太宰府市を訪れる観光客を増やし、そして地域経済への波及効果を経て地域も活性化するためには、いろいろな取り組みが必要であると考えております。これまでも、観光客の回遊性を図りますためには、電動自転車の配備でありますとか、あるいはトイレ、あるいは駐車場等の整備に取り組んでおるところでございます。

また、最近では民間によりますベロタクシーも開始をいたしました。今後とも多面的に取り組んでいく所存でございます。

以下、各質問等につきましては、担当部長のほうから回答をさせます。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） それでは、各ご質問については私のほうから順にご回答させていただきます。

まず第1点目の、観光客の減少傾向については歯どめをかけるためどのようなことを考えているかについてでございますが、ご質問いただきましたように、平成18年度をピークに観光客の入り込み数は下がってきております。これは、九州国立博物館が開館いたしまして一定期間がたちましたので、開館効果が薄れたこと、あるいはリーマン・ショック以降の世界同時不況や、新型インフルエンザ問題などの社会経済情勢の影響も大きかったのではないかと考えております。

ご質問いただきましたように、そういう中で昨年は阿修羅展が開催されまして、70万人の来館者の効果を得て、昨年度は入り込み数が713万人となっており、減少傾向に一たん歯どめがかかった効果として出ております。こういうことから、九州国立博物館が与える効果は確かに大きいものにとらえております。その開催予定であります特別展情報なども、継続的に、積極的に宣伝をいたしていきたいと考えております。

また、これまでのように基本的な旅行地として修学旅行の目的地、あるいは団体旅行の立ち寄り先としての太宰府も、もっと宣伝していくことも継続的に必要であると考えております。

しかし一方で、地域を知っている地域の側で資源を発掘し、活用した旅行商品を創出し、提供していかなければ、先ほど市長が申しましたように、昨今の多様化し、個人志向化する旅行者のニーズには対応できないと考えております。現在、大宰府史跡解説員でありますとか、大宰府万葉会、NPO法人歩かね太宰府などが、申し込みを受けて町歩きを案内されておりますけれども、いろいろなコースや種類をもっともっと提供できるようにしたいと考えております。これは行政だけでできるものではございませんので、地域の方々との話し合いを重ねるなどして進めてまいりたいと考えております。

次に、その政策はどこ部署で検討されているのかについてでございますが、観光ということだけで考えれば観光交流課ということになるかと思います。しかし、先ほども申しました昨今の旅行スタイルの変化等に対応することから考えても、これまでのように画一的に観光政策をとらえるのは適していないと思っております。大宰府の歴史や地理的な資源を活用した地域づくりの効果として、たくさんの方が訪れる観光地としての大宰府があるのではないかと考えております。そのようなことから、現在取り組んでおります市民遺産を守り育てる町、景観を大事にする町など、総合行政として取り組む観光地大宰府があるものと考えております。

次に、買い物をしてもらうこと、お金を落としてもらう仕掛けなどに関するご質問ですが、以前の調査になりますけれども、九州国立博物館が開館して3年間の経済波及効果の調査を行いました。小売店舗の売り上げといった直接的効果や、雇用創出といった間接的効果、すべてを合わせまして約62億円の経済効果があったという結果があらわれております。質問いただきましたように、観光客数が増え、それに伴う消費も増えれば、観光産業の振興につながるものと私どもも考えております。

そのための取り組みの一つといたしまして、大宰府市ICエコまちめぐり事業といたしまして、電子マネーの決済端末機を大宰府天満宮参道のお店を中心として、市内に35台ほど設置をいたしました。これは、電子マネーの普及に伴い、特に関東で広く利用されております電子マネーカードに対応して、関東のお客様を含め、気軽に買い物ができることで購買につなげていこうというねらいがございます。今後は、このような電子マネーが利用できることを、特に関東地方において広く広報、周知に努めていきたいと思っております。

次に、国立博物館や他の機関との連携はどのように取り組んでいるのかについてでございますが、国立博物館との連携につきましては、これまで私どもの経営企画課を窓口といたしまして、情報交換、イベント等の協力、交通誘導等で連携をしております。新たに本年度から、市の職員を1名派遣しております。これまで以上に密な連携を図ってまいりたいと考えております。

また、観光コースの設定でありますとか、誘致宣伝活動などで、福岡コンベンションビューローを初め各団体と連携を継続して行ってまいりたいと思っております。

次に、最近の韓国や中国などの外国人観光客への対応、取り組みについてでございますが、国際経済情勢などに影響はされますけれども、近年アジア、特に中国からの観光客が増加傾向に

あります。特に本年は、中国クルーズ船の博多港への寄航が年間66回予定されております。中国から観光客が急増することによりまして、受け入れる観光地側の課題もいろいろとございまして、新聞でも特集で報道等されております。今後ともクルーズ船を初め、中国からの観光客の増加が見込まれますので、関係団体等と連携を図りながら、外国人観光客の受け入れ態勢について、地域の観光業者の協力を得るなど、整備を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 現在の太宰府市の観光事業というのは、昔からですけども天満宮、それから国博ができたなら国博頼りということで、政策をどこでやっておられるのかということで、一次的には観光交流課がやっておられると。市民遺産等についてそういう取り組みをしていくということで、やはり本市の産業の柱でありますので、もう少しきちっとした形で観光客に対するサービス、それから観光資源のPR等についてですね、もう少しきちっとした形で取り組みをされるようにですね、観光交流課なり、また建設経済のほうにあります産業係ですか、そういうところを充実してですね、もう少し観光行政は観光行政でも観光産業について、力を入れていただくということについて検討していただくわけにいかんでしょうか。ちょっとそこら辺をお答えをお願いします。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 今ご質問いただきましたように、すべて、観光だけではなくて、産業も含め文化財、その辺も含めまして、まちづくりとして取り組んでいかなければ魅力ある観光地にはならないと考えております。

今おっしゃいましたように、あと商工関連の方々も含めましてですね、魅力ある太宰府の産物も非常に大きなこれからの取り組みの大事な視点だというふうに考えております。その辺を含めて、庁舎内の体制等でも話し合う場を設けましてですね、総合行政として取り組んでまいりたいというふうには考えております。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） しっかり取り組んでいただきますように、これは一つの私の考えでございますけど、それぞれ課独自でやりますと、これ縦割りになりますので、観光についてのプロジェクトチームを市の中に設置していただいて、そこで月に1回とかですね、年に五、六回、そういう程度で、しっかり産業として見るということ。その中で、産業として見る場合には、入り込み客数の増加とかですね、そういうこと。

それからもう一つ、今お話の中に出てこなかったんですけども、観光宣伝の充実ということで総合計画の中に挙がっておりますけども、ここら辺についてどういうふうな考えでおられるのか、ちょっと観光宣伝の部分でお尋ねしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） まず、観光宣伝でございますが、ずっと以前は太宰府単独でいろんな県

等の観光宣伝隊にちょっと参加するような形で行ってまいりました。近年は、特に福岡市のほうの観光コンベンションビューロー、財団でございますけれども、そういう法人と一緒にになって、福岡においでになれば大体太宰府までは足を延ばしてもらえるとということで、近年は福岡市などと一緒に、福岡市内のホテル業者さんと一緒に誘致宣伝活動に行っております。おかげさまをもちまして、今回のクルーズ船等についても、大体太宰府情報等は福岡市さんのほうが一緒にあわせて宣伝もしていただくようなことになっておりますが、そこはそれなりの、やはり逆に問題点も出てきております。そういうのを含めて、単独ではなかなか難しゅうございますので、近隣であれば福岡市、あるいは都市連盟における太宰府と柳川を結ぶようなPR活動等ですね、その辺を含めて九州周り、九州の各都市周りもやっております。関東あるいは関西方面の宣伝隊にも参加いたしております。最近の課題といたしましては、やはり新幹線の開通後、福岡で果たして観光客がおりてくれるのかどうかというのが非常に大きな課題となっております。その辺旅行業者の方等も含めて会議を持って、対応を図っていきたくてやっておりますのでございます。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 福岡市とか福岡県とかですね、そういうところと連携してやっていくということで、今の話の中に市として単独でやるのは難しいという言葉が出ましたけれども、やはりこれは太宰府市にお客さんをお呼び込むためには、太宰府市独自にそれなりの観光宣伝活動をしていかないとですね、そしたら福岡市、福岡県とやって、そしたら福岡市あたりが違う方向へ路線を切られたら、そんならもう太宰府へはもうそれこそ観光客が来なくなるというような、そこまではありませんけれども、減ったりしますので、やはりそこは太宰府市が独自に宣伝活動しなければいけないのではないかなと私は思います。

それで、先ほどもおっしゃいましたけれども、団体客とか修学旅行生を受け入れるとかということについてはですね、これはよそ様任せではなく、やっぱり市独自ですね、これは観光協会あたりとも連携しながらやっていけるとは思いますけれども、旅行社あたりともっと密接に接触されたいかがかなと思いますけれども、その旅行社とのそういう話し合いとか、それから太宰府に来るようなプランをつくってくださいとか、そういうお話は旅行社にされたことがありますかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） ご提案いただきましたように、旅行商品として旅行社とタイアップしてですね、商品をつくるということは、以前太宰府館を建設するときに、旅行社の方に何社か来ていただいて市内を回ったことがございます。現在も旅行社関係の方とも話しております。そういう中で、ある特定の旅行商品をつくる場合の、どうしても民間の営業ベースの話が出てくるものですから、そういうところとストレートに、どここの店に入ってどういう昼食を提供するというのは、やりやすうはございますけれども、詰めていくとKBといいますが、キックバックの問題等がいろいろ発生してまいります。そういうところから、行政としてどこまでが入

れるのかというのがですね、一つの課題としてございました。

それと、市内でこういう店はいいんですよねということで紹介いたしますが、その店だけを行政が紹介していいのかという現実問題も出てまいりますので、どうしても総花的に太宰府散策というふうな、この辺にこういう茶店等がありますというような、広く薄くといえますかね、浅くというような紹介のPRにならざるを得ないというところで、深まりが出なかったという反省点もございます。その辺を含めて、今後とも課題としては持っておりますので、商品開発のところに地域の事業者の方も入れるなど、また検討をして、再度トライしてみたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 旅行社はですね、あくまでもその営業ベースでやりますので、やはりそういう細かい話も出てくると思いますけども、それまでの道筋をつけるのはやっぱり行政だと思います。そして、その後の細かいことになると、先ほど言いましたように、観光協会あたりとタイアップしてやれば、その部分、じゃあ観光協会とやってくださいというような話もできるんじゃないかと思えます。

それと、今先ほど市長のお話の中に出てきました、歩かんね太宰府さんがNPOとして独立してやっておられます。この歩かんね太宰府さんの、コラム見てみますと、大体春と秋にですね、2回ほどイベントをされて、そしてそこに20種類くらいのコースをつくられてやっておられます。これはもう商業ベースではありません。これは、あくまでも観光客に太宰府に来ていただいて、太宰府を満足していただいて帰っていただくというような取り組みなんですね。こういう取り組みもですね、やはりこれはもう行政がすべきじゃなかったのかなと。それを、行政がやらないんで有志の方々が集まってやられているようでございますけども、やはりこういう歩かんね太宰府あたりの企画をですね、もう少し市のほうで勉強していただくなり、その中には今のところ市の行政のほうは余り入っていないということをお聞きしておりますけども、やはりここら辺ともう少し、何ていいますか、連携してですね、やはり太宰府のそういう魅力ある観光資源を大いによそへ情報を発信していただくというようなことで、ここら辺についてはどういってお考えになりますでしょうか、お尋ねしますが。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 現在NPO法人として歩かんね太宰府がさまざまなコースを、当初20種類ぐらいでしたけども、相当たくさんのコースを現在用意されて、希望者を受け付け、そして町歩きをされてございます。そのようなことも、以前取り組みとして行っておりました。最初は、歴史解説ということであれば、太宰府の史跡解説員の方がもともとずっとされておられました。そのような方々のまた協力を得て、現在NPO法人として歩かんね太宰府がされておるようなことができないかなということで、ずっと話し合いを行ってまいりました。

そのような中で、どうしてもネックといえますか難しかったのが、どうしてもプロとしてお迎えする場合は、幾らかの参加費をいただいて、そしてコースを案内するという、ある程度



の、旅行業者ではありませんけれども、そのようなボランティアからちょっと外れたところの活動にならざるを得ないというところが、一つの大きなネックとなっておりました。そういう中でも、何とか旅行者側のニーズに合わせて歴史解説をしていただけないかということで、ずっと話し合いを行って、最低限の交通費だけいただいて現在は解説をしていただきました。以前は、旅行社が団体で来ても、観光バスで来た場合は、それはもう観光旅行者の範囲で出してくださいということで、観光案内も史跡解説も受け付けてもらえませんでしたけれども、現在ほどなたでも史跡案内をされますということで、広くしていただきました。

でも、あそこでの当初からの成り立ちであります史跡解説員のこれまでの経緯から見ても、それ以上のことはやはりなかなか難しゅうございました。そういうところから、NPO法人の歩かんね太宰府というのが、自分たちでまた違う形で楽しみながらやってあるというのが現状ではないかと思えます。そういうような形で、先ほど申しあげましたように、万葉会もございませし、それ以外の短歌会等いろいろありますので、いろいろなものをたくさん用意したいということで、地域の方々とまた話し合いをして、提供していきたいと考えております。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） そういうことで、何というんですか、コースとかですね、観光資源についてはですね、ある程度整備ができたんですけども、観光客に対する情報発信という点で、これ非常にまだ弱いんじゃないかなと。太宰府市のそういう観光パンフレットをJRとか西鉄とかの駅等にですね、今どのくらい配っておられるか、そこら辺わかりますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 現在、イベント情報として3,000部を駅等に配っております。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 3,000部といったらちょっと多いようですけども、各駅等に持っていきますと、大体10部ずつぐらい回ればいかなというぐらいで、非常に少ないと思います。やはり、太宰府にですね、来ていただくためには、私は一番のお客さんは福岡都市圏のお客さんだと思います。この方々はですね、リピーターとして非常に何回も何回も太宰府に来られます。ですから、西鉄とかJRの福岡都市圏の駅へですね、毎月毎月そういう月ごとのイベントを書いたパンフレットを持っていってお願いすると。それから、ポスターをですね、これは行政視察で、たしか酒田市に行ったときですけども、あそこは立派なポスターをつくったんですけども、これはJRが9割ぐらい負担してつくりましたということだったんですね。これはなぜかという。やはり、そこにJRさんの名前をちょっと入れているもんだから、それでJRが負担してくれているんですね。やはり、そういう大きな組織の力を利用するというのもひとつ考えて、余り商業ベースということで考えますと少しはみ出すかもしれませんが、JRさんとか西鉄さんあたりは公共交通機関ですから、そこら辺はある程度理解していただけるんじゃないかなと思いますので、そういうことで今後そういう太宰府市の四季の魅力、それから文化財、遺跡の魅力というものをどんどん発信していただいて、リピーターに多く来ていただ

くように。

またそれと、市内でたくさん買い物していただくように、そういう仕掛けもひとつ考えていただきたいと思います。これ要望としときます。

これで、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員の一般質問は終わりました。

次に、2番藤井雅之議員の一般質問を許可します。

〔2番 藤井雅之議員 登壇〕

○2番（藤井雅之議員） ただいま議長から一般質問の許可をいただきました。通告書記載の2項目について質問いたします。

まず、国民健康保険税について伺います。

保険証一枚で病院にかかれる日本の国民皆保険制度は、すべての国民に医療を公的に保障するはずの制度です。しかし、近年お金がないために医療から排除され、命を落とす事態も起きており、皆保険制度の崩れが言われています。日本では、サラリーマンなど、雇われて働く被用者は、事業主も保険料を負担する被用者保険に、75歳以上の方は後期高齢者医療制度に加入させられており、それ以外の方が国保に加入する仕組みです。1980年代までは、国保の加入者の多くは自営業者などが中心でしたが、近年無職者や非正規雇用者などが増加し、各医療保険の中で著しく低所得者の加入が目立っているのが国保加入者の実態と言われています。法定減免や申請減免など、保険税の減額制度が設けられていますが、収入に占める保険税が加入者の方に重たい負担になっており、未納、滞納の負の連鎖につながっているのではないのでしょうか。太宰府市の国保加入世帯の中で低所得者層の割合がどれぐらいあるのか、現状どのような対応策をとっておられるのかお聞かせください。

次に、ジェネリック医薬品について質問いたします。

医療費はもちろん、保険税を引き下げていくためにも、医療にかかる薬剤費が少なくなれば、国保加入者も、そして太宰府市にもメリットがあると思います。一般に、後発品ジェネリック医薬品を使えば半額程度になる事例もあり、国保加入者も助かりますが、国保会計の薬価引き下げにも大きく貢献すると思います。厚生労働省はジェネリック医薬品のシェアを2012年までに30%以上に引き上げる方針を持っています。太宰府市の国保会計の中で、どの程度ジェネリック医薬品が普及しているのか、現状をお聞かせください。

また、日本においてジェネリック医薬品の普及が進まない一つの要因として、公正取引委員会が2006年9月に公表した医療品、医薬品の流通実態に関する調査報告では、医療機関に対するアンケートで、何となく後発医薬品に対する不安がある56.7%、安定供給に不安がある50%、品質について安心できない及び情報収集、情報提供等が不十分であるという回答が46.7%ありました。約6割の医療機関が何となく不安と回答していることもあり、医師、薬剤師の方に、ジェネリック医薬品に対する信頼不足があるのではないかとされていますが、行政としても関係機関との意見交換を行い、ジェネリック医薬品の普及に努めるべきであると考

えますが、認識をお聞かせください。

3点目に、一般会計からの法定外の繰り入れについて質問いたします。

3月議会の代表質問でも、国保会計への法定外の繰り入れについて質問いたしましたが、国保会計安定のためにも、一般会計からの法定外繰り入れ実施を求めます。今議会でも、初日に地方税法改正に伴い、国保税の限度額引き上げの専決処分が承認されました。独立採算制を理由に、太宰府市では国保会計への法定外繰り入れが実施されていませんが、今後も増え続ける医療給付費への対応のために保険税が引き上げられるということの繰り返しでは、市民の負担も限界に来るのではないのでしょうか。

あわせて、大もとにある国の姿勢として、国保会計に占める国庫負担への比率が、1984年の約50%から、2007年には25%にまで減らされました。国保会計への国庫負担の増額を要求すべきであると思いますが、見解を求めます。

2項目めに、子供とメディアのかかわりについて質問いたします。

日本の子供のメディアの接触時間は、2003年、2007年の国際調査で、2度とも世界一という結果が出ています。また、2008年の文部科学省の調査では、午後11時以降に深夜の携帯電話の使用が、中学2年生46.9%、高校2年生70.9%にも上ることがわかりました。テレビゲーム、ビデオ、パソコン、携帯電話と、新しい電子映像がメディアとして登場するたびに、子供たちにメディアの接触の早期化、長時間化に拍車がかかっています。今、日本の小・中学生で、半数が平日でも1日4時間以上、4分の1は6時間以上、休日は平日の2倍から3倍というメディア漬けの状態ともなっています。私は、メディアとの接触そのものを否定するつもりはありません。ただ、そうした長時間のメディア漬けの生活が、成長過程のやわらかい子供たちの体と心にどのようなことをもたらしているのか、そこにどんな問題点があるのかを探っていく中で、大人として、また行政として、メディア漬けから子供たちを守る取り組みが必要であると感じ、今回福祉、母子保健の面、そして教育面から質問をさせていただきます。

今の子育て世代は、本人たちがメディア漬けになっていることも多く、抵抗感に貧しい実態があります。最近では、授乳タイムはメールタイムというお母さんも珍しくありません。授乳しながらテレビを見たり、メールをしたりしている母親は7割から8割と、そういった調査結果も言われています。その間、赤ちゃんの脳に強烈な人工光線と機械音の刺激が浴びせられています。そして、0歳から1歳という、自分からはテレビを見たいなどとは決して言わない時期から、特定のテレビ番組やビデオに長時間赤ちゃんを向き合わせる電子ベビーシッターも、ごくありふれた光景です。日本小児医科学会は、長時間のテレビ、ビデオを見るのが言葉の遅れと関係していると警鐘を鳴らし、2歳までのテレビ、ビデオの視聴は控えましょうなど、5つの提言を行っています。福岡県内でも、福津市では行政とNPOと一緒にメディアの問題の啓発に取り組み、乳幼児健診に来た保護者にチラシを配布し、テレビを早く消すようになった、外遊びの時間が増えた、早く寝るようになったなど、効果が上がっている事例が報告されています。太宰府市でも、そうしたものを健診時、保護者の方々への配布を考えて啓発を行っ

ていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、教育面について伺います。

先日発売されたiPadについて、原口総務大臣は2015年には電子教科書を全児童に配布したいという発言をしています。子供の脳と体の発達を考えたときに、いい影響は与えないように感じますが、教育長の見解をお聞かせください。

また、児童・生徒への啓発、啓蒙の取り組みとして、県の規範教育推進事業を活用すれば、県が無料でこの問題についての講師を派遣してくれます。こうしたものも活用して、小・中学校での啓発活動をさらに進めていくべきだと考えますが、答弁をお願いします。

さらに、全国でノーメディアデーが取り組まれています。島根県雲南市の小学校では、「テレビのスイッチをOFFにして、家族のふれあいをONにしよう」というスローガンをもとにノーメディアデーに取り組み、結果子供たちのメディアの接触時間はそれまでの3分の1に激減し、学習欲も向上した、そういった調査結果も報告されています。ぜひ、太宰府市でもノーメディアデーに取り組んでどうかと提案いたします。見解をお聞かせください。

再質問は自席で行わせていただきます。

○議長（不老光幸議員） ここで11時15分まで休憩します。

休憩 午前11時01分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時15分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 1項めの現在の国保加入者についてでございますが、低所得者の割合は景気の低迷を受けて、低所得者そしてまた高齢者が増加しておりますことから4,908世帯、加入世帯の約半数となっております。

低所得世帯への対応といたしましては、7割、5割、2割の軽減措置を行っております。また、本年4月からは、倒産、解雇等で離職されました方で雇用保険の特定受給資格者、特定理由離職者として失業等給付を受ける方を対象に、一定の期間前年の給与所得を100分の30とみなして算定する軽減を行っております。

2項めのジェネリック医薬品への対応についてでございますが、先発薬品の特許期間後に、同じ有効成分と効き目で製造された後発医薬品（ジェネリック医薬品）は、先発医薬品より低価となっております。しかし、欧米諸国では普及しているジェネリック医薬品も、日本の普及率は約20%でございます。ジェネリック医薬品に切りかえていただくことは、保険者の財政負担の軽減のみならず、被保険者の一部負担金の軽減にも資するものでもあります。本市も医療費削減のため、普及に努めていきたいと考えております。

ご質問の、本市国保会計の中でどの程度ジェネリック医薬品が普及しているかについてでございますが、現在のところ国の統計でしかわかっておりません。平成23年度から電子レセプト

に切りかわる予定でございますので、それが導入され、分析の環境等整いましたらデータの活用ができると聞いておりますので、分析を行いたいと考えております。

また、病院の先生方へも特定健診の会議など、機会を利用し、ジェネリック医薬品普及促進へのご協力をお願いしたいというふうに思います。

3項めの一般会計からの法定外繰り入れの実施についてでございますが、国民健康保険事業は独立採算制をとっており、加入者の皆さんの国民健康保険税と国などからの支出金、市からの法定繰入金などで運営することを原則としています。

しかし、近年太宰府市国民健康保険事業特別会計は、被保険者の高齢化や医療技術の高度化などに伴い、厳しい状況が続き、4年連続して赤字決算となる見込みです。このことから、法定外繰り出しも検討はしておりますが、市全体で行財政改革に取り組んでいる中、国保事業の赤字補てんである繰り出しを行うことは他の事業への圧迫ともなるため、非常に困難な状況です。今後も赤字が累積し、事業の継続に支障を及ぼすと判断される場合は、国の医療保険制度改革も視野に入れながら、慎重に対応してまいります。

また、国保への国庫負担増額も含めまして、国民健康保険の構造的な諸問題についての変革を速やかに始められるよう、国民健康保険の広域化、医療保険制度の一元化を、市長会等を通じて今後も強く要望してまいります。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 今答弁いただきまして、通告しております、また小項目に基づいて再質問を幾つかさせていただこうと思いますが、まず国保加入者の4,908世帯の約半数が低所得者世帯であるという答弁がありましたけれども、例えば一つの事例として伺いますが、所得が200万円、それで奥さんと子供お二人の4人家族の場合、太宰府市の国保の国保税の負担額は幾らになるのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 国民健康保険税は30万2,000円となります。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 30万2,000円、約30万円と計算しまして、所得200万円ですから、所得の15%が国保税の負担になっているというふうに考えるんですけども、それにプラスして、当然医療機関にかからればその3割の部分が支払いが発生するというふうに思うんですけども、果たして所得200万円に15%の保険税というのが適正なのかという、負担の限度額を私はちょっと超えているんじゃないかなというふうに考えるんですけども、それについての認識はいかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 課税額が適正かということでございますけれども、ある程度安定した運用を行っていくということでございますので、被保険者の方に一定のご負担をお願いしているということでございます。

先ほど申し上げましたように、制度の関係でございますので、あと低所得者の経営の関係とか申し上げましたけども、そのような制度の中で運営をさせていただいているというふうなことでございます。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 今安定した国保の制度の運営という旨の発言がありましたけども、また本会議の専決の関係の承認のときにも質疑が出ておりましたが、資格証明書の関係、資格証明書を発行されている世帯の中に、その低所得者層の世帯がどれくらいおられるのか、資格証発行世帯とその低所得者層の関係というのを答弁お願いします。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 平成22年度の資格証明書の発行世帯は1,189世帯なんですが、低所得者といひまして、先ほど200万円という所得のことをおっしゃいましたので、200万円ということを考えて、200万円以下の世帯というふうにしたときに1,070世帯いらっしゃるということでございます。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 1,189世帯のうち1,070世帯が200万円、その所得の部分で200万円以下というか、そういった、もう大部分がやはりその低所得者層が太宰府市の国保の中でも加入しておられて、そういったところで資格証が発行されるということは、一定保険税の負担が難しいというか、そういった部分もあるというのも私は想像するんですけども、そうなってきているということは、やはり安定的な運営ということを先ほど健康福祉部長の答弁でもありましたが、その安定的な運営をする上で、今のやはり資格証の発行の状況を見ても、所得のベースが200万円以下の方がもう1,070世帯という状況では、やはりこの大もとにある保険税の部分が適正かどうかというのがもう一回問われてくると思うんですけども、いろいろ当然窓口へ来ていただく、あるいは訪問等もされて保険税を納付していただく努力、国保年金課等でもされていると思います。分割、分納の部分もあるでしょうし、そういった法定の減免等の適用とかです、いろいろされていると思いますが、やはり今の太宰府市の国保の加入者の実態というのは、この資格証明書の発行の状況一つとっても、多くの低所得者層の方が加入されているという状況にあるというのが、私はちょっと正直この資格証の状況で感じたんですけども、そういった部分への今後の対応策というのはですね、どのように考えておられるのか。そういった部分の、要は所得の低いところの層から、保険税がなかなか収納ができてないという部分もあるから、そういった安定的な運営云々と言われましたけども、安定的な運営をするためにも、一定保険税が入ってくるような何らかの対応策を考えないといけないのではないかと思います、それについていかがですか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 制度改革というのは当然でございますが、もともと国保の加入者のやはり構造というのがありまして、これはもうどんどん高齢世帯が増えていっているという状況

ですね。それで、世帯、どういう方が構造的になっているかといいますと、やはり未就労者が、いわゆる20歳未満と仮定しますと10%、それから現役世代、60歳未満として40%、そして60歳以上、ここで50%というふうになっているわけです。それで、やはり所得に一つ限界があるのかなというふうに感じます。単純に所得階層だけで見ますと、先ほどの200万円ということを考えますと、こういう大卒の世帯構成からして、200万円未満の方がおおむね8割弱ぐらいというふうになってまいりますので、やはり構造的な問題があるというふうにとらえております。

それで、やはりこの制度の抜本的な見直しということでない、なかなか市町村レベルでのやり方というのに限界があるというふうなところも感じております。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 制度の関係のところには話移ってますので、まず再質問するに当たって、制度の財源の関係であります(3)のほうを先に質問させていただいて、最後に(2)のほうを再質問させていただくという形で進めさせていただこうと思いますが、まずよく市長が、この国保の問題では保険制度の一元化ということを言われて、そういったことを市長会としてはまず第一に行っていくということ、これまでも議会で議論するたびに市長のほうからも方針聞いていますが、当然その保険制度の一元化というのも進めていかれるべき、そういった市長会の方針というのは理解する部分もありますけども、ただ現状のこの制度への対応策という部分で、やはりですね、先ほども答弁の中でも制度の安定的な運用ということも何度も再三もう出ていますけども、そのためにもですね、私は一定国保会計への法定外の繰り入れも必要と判断するべきときが来ているんじゃないかと思うんです。

また、これは議会の最終日にもいろいろ国保の関係は説明があるというふうに聞いておりますけども、いろいろ今太宰府市の国保の関係でも、基金もほぼないに等しいような状況で、そういった運営されているというふうに思いますが、財源をですね、できれば私の個人の考えとしては、ずっと法定外の繰り入れも行っていただければ安定的な財源基盤になるんじゃないかなと思いますが、今ですね、今のこういった基金もほぼ底をついているような状況のときだからこそ、逆にですよ、一定のそういった法定外の繰り入れというのはもう少し必要であるという考えで、実施を求められるべきなんじゃないかなと思うんですけども、その点について財政当局ともう少し詰めた話をさせていただきたいと思うんですが、それについて認識いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 最初のご答弁で申し上げましたように、やはり制度改革がずっと加わっております中で赤字が続いているということでもあります。特に後期高齢者医療の問題とかもございまして、それが2年後清算という制度の仕組みも実はございましてですね、今年度だけでもまた判断できにくいところもございまして、今現在すぐに法定外の関係とかというところまでまだちょっと踏み込みにくいというふうな状況がございまして、もう少しち

よっと状況を見ていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） その法定外の関係でも、法定外の繰り入れ、いろいろ実施している自治体も当然全国各地、この筑紫地区というところに限っても、春日市や筑紫野市でも法定外の繰り入れを行っておりますが、例えばその法定外の繰り入れを行うとき、いろいろ自治体にも考えて法定外の繰り入れをいろいろ行っているパターンがありまして、例えば不納欠損の分を切り離して自治体独自の基準をつくって、その分に法定外の繰り入れを入れるとかですね、法定外の繰り入れと単純に一言言ってもいろんな形のものがあるというふうに、資料も私の手元にもありますが、思いますので、太宰府市でその法定外の繰り入れというと、私3月にも代表質問したときにも、同じように独立採算ということではできないという答弁だったんですけども、その法定外の繰り入れの中身をぜひ検討していただいてですね、それで実施できる形、余地がないのかというのを再度検討していただきたいということと、あと国保のこの制度の関係で、ちょっと市長に市長会の関係の部分も含めてあわせてお伺いしたいんですけども、民主党の新政権は、去年の総選挙では政権をとれば国保も国庫負担を9,000億円に増やすということを言明しておりましたが、2010年の予算では40億円という状況、国庫負担への状況が40億円という状況ですけども、それについてやはり市長会としてもですね、国保への負担が年々減らされて、25%にまで減らされているという状況の改善と、今健康福祉部長の答弁からもありましたけども、大部分の資格証を発行されている世帯も低所得という実態が数字の部分でも出ておりますので、その点について国庫負担への安定的な財源の確保というのは求めていただきたいと思いますが、市長の認識いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今国保運営等については、部長のほうから回答したとおりでございます。やはり、国保の安定的、持続的な運営をできるような形をとることが一番大事だと。それには、今も申し上げましたように、抜本的な見直しが私は必要だというふうに思っております。太宰府市のほうの状況を見ていまして、国保税等については全体の24%ぐらいです。税そのものは。あとは国庫補助でありますとか、そういった法定内の繰入金でありますとか、それで構成をされておるといふような状況等がございます。やはり、低位の所得者の方々が国保には入られているわけですから、その辺のところは全国津々浦々、格差がないような形でこの医療制度をひとしく保障することが、私は国の責務であり、地方自治体の責任であるというふうに思っております。

そういった観点から、国保の安定的あるいは持続的な運営ができるように、国庫負担の引き上げを要求、私もしておりますし、市長会としても行っております。そして、国保財政の基盤の拡充をしないと、これは絶対できないというふうに思っております。

例えば、後期高齢者の繰り入れ等々についても、負担金というような形の中で今払っておるわけですね。療養の交付金というような形の中で入ってきておりますけれども、市のほうから



は、これは後期高齢の、何ていいますかね、支援金というような形の中で繰り出ししているというふうな状況等がございます。この辺のところは、収納率がかかっているかどうかというようなことです。支援するお金等については100%持っていかれると。残った金、税そのものは100%捕捉されてないわけです。そういった部分でもって、不足するのになおかつそういった支援金等々が公的に初めから要求される、また支出していかなくやいかん、こういったことが私は根本的な矛盾といえますかね、があるのではないかと。やはり、市町村に負担が来ないように、やはり国の制度として後期高齢者の保険も、あるいは国民健康保険も、国が一元化してやはり行う必要があるというふうに思っておるわけでございます。そういった要望をいたしております。

それから、今言われました減免制度そのものも、各市でそれぞれ行うのではなくて、一律的なやはり減免を行い、そしてそこで不足した場合については、国の財政措置を行うというような形で持っていかないと、それぞれ政策的な形でやるのはいいんですけれども、結局のところ財源が不足してくるというような形になってくる。運営そのものが破綻を来すというような形になってきますから。そういった意味において、全体的な視点といえますかね、抜本的な制度改革、これが私は必要だというふうに思っておるところでございます。

部長が回答しましたように、これが赤字がずっと将来的にも続くというようなことであれば、同時に要望はしていきますけれども、市としてそのことについて、低所得者の皆さん方、被保険者の皆さん方の負担が軽くなるような措置というようなことについても、検討はしていく必要があるだろうというふうに思っております。むしろ私どもは市民の皆さん方がやはり健康になるということ、高齢者の皆さん方も含めて医療にかからなくても済むような、そういった健康の増進を行っていく、そういった総合行政が私は必要だというふうに思っておりますので、その辺のところでも今後においても施策を総合的に進めてまいりたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） わかりました。ぜひその法定外の繰り入れ等、低所得者層への対策、来年度予算の関係でも、ぜひ対応策ですね、今後詰めていただきますよう要望させていただきます。

それと、ジェネリック医薬品についてですね、幾つかちょっと再質問させていただきますが、まず今のレセプトの点検、先ほどの答弁受けますと、今のレセプトの関係のシステム等では、要は結局ジェネリックがどのように普及しているかは判断がつかないというような、国レベルでの部分でしかわからないというふうに認識していいのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） そのとおりでございます。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） それで、厚労省がですね、じゃあ先ほど壇上で述べましたけども、

2012年までに、2012年といいますともう1年半後ぐらいですよ、約。1年半か約2年後ぐらいですけども、その部分までにジェネリックの普及を30%まで進めるといふ方針を持っているというふうに言いましたけども、これについては率直に言って調査というか、もう30%まで進めるといふのは、その時点では把握することはもう難しいというふうに国保年金課としてはとらえられておられるのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） これもやはり市単独のシステムというわけじゃなくて、全国データベース的なレセプトオンラインという関係がありますので、その中で福岡県国保連合会のシステムというふうになってまいります。その中でシステムをつくっていくということでございますので、国の目標は目標で、こちらはこちらで、やはりそれに向かって対応してまいることになろうかと思えます。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） ぜひ、引き続きの取り組みはお願いしたいと思うんですけども、まず基本認識のところで伺いますけども、国保を預かるその国保年金課としても、やはりジェネリックの普及が進めば、一定国保財政のその部分では影響といいますか、要は先発品と比べると後発品のほうがやはり財政的にいい影響といいますか、そういう給付費の部分ではいい影響があるんだということは当然認識はされておられるのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 平成21年度のですよね、調剤費、前年度から、平成20年度から比べまして5%伸びておまして、当然ジェネリックに変わっていきますと、これはやはり軽減されるというふうなところでございますから、その促進というのは図っていく必要があるというふうに思っています。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 今促進策をとっていくということで答弁ありましたけども、私のところにもですね、2月、3月の医療費、私も国保に加入しているものですから、国保年金課から先日お知らせが届きました。それで裏面に、ご存じですかジェネリック医薬品というような、ジェネリックのそのPRも国保年金課でされている、これも一つだろうとは思いますが、いろいろお話を聞きますと、医者と患者さんという関係が対等だというふうに言われていますけども、やはり患者側から見ると、先生に対してジェネリックを処方してくださいというのがなかなか言いづらいという、やっぱり先生の言うことの、何というんですかね、そういった部分もちょっと話聞いたんですね。それで、ジェネリックなのか、そもそも自分が処方されている薬が、先発品なのかジェネリックなのかははっきり言ってわからないと。もう先生が処方されるものは、それでも何も言わずに受け取るんだというような、そういうふうな、言ったら何か先生の機嫌が悪くなるんじゃないかとか、いろんな理由を言われて、患者さん側の部分で見てもそういったことあったんですね、そういった話を聞いたときに。ぜひその点でもです

ね、気軽にぜひジェネリックにされてみませんかというような、もう少し踏み込んだ、そういった部分での対応策を今後進めていっていただきたいなと思うんですけども、それについて答弁をお願いします。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 確かにご指摘のように、先生对患者という立場というところもございますから、言い出しにくいというのもございましょうし、国保のほうではですね、こういうカード、ジェネリック医薬品お願いカードって、これは日本全国的にこういうカードがつけられているようですけども、こういうものを加入者の方にお渡ししながら、窓口でこれを出すことで、自分で言わなくても、これをお示しすることで意思表示ができるというふうなものにも取り組みを進めていっているところがございますので、そういうのもうちょっとよりできるようなやり方というものをやはり検討しなくてははいけないかなというふうに感じます。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 引き続きそれで対応策をとっていただきたいと思いますが、国保のところの最後に、国保法の中では第1条のところですね、社会保障及び国民保険の向上という部分が総則で言われておりますので、そういった部分の観点から、低所得の方が医療から排除されるようなことがないように、市としてもできる対応策はとっていただきたいということは重ねて要望いたしまして、国保に関して質問終わります。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 子供とメディアのかかわりについて、福祉面（母子保健）からの対応策についてお答えをいたします。

テレビ、パソコン等のメディアは、私どもにさまざまな情報をもたらしてくれる便利なものではございますけれども、メディアと長時間接触する子供は外で遊ぶ機会を失い、そして人とのかかわり合いが、体験が不足するというふうなことがございます。あるいは、体力の低下、睡眠不足による生活リズムの乱れからくる身体発達の影響等が懸念されておるところでございます。そうしたもろもろの問題、ご指摘のような状況等がございます。詳細につきましては担当部長のほうから回答をさせます。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 乳幼児期におけますテレビ、ビデオ、テレビゲームを初めといたしますメディア等の長時間に及ぶ接触というのは、心身の発達過程であります子供への影響が懸念されています。乳幼児期の子供は身近な人とのかかわり合いや遊びを通じて人間関係を築き、心と体を成長させます。このことから、保健センターにおきましては、こんにちは赤ちゃん訪問、乳幼児健康相談、健康診査等で生活習慣や言葉の発達、育児状況などを聞き取り、保健指導の中でテレビ等を長時間視聴することによる発達への影響など、メディアとのかかわりについて配慮が必要であるということを示しているところでございます。

また、県で作成されています、親が子供の発達や発育の様子を知り、その状態に応じた子育て

てを支援するための冊子「子育て応援団」を、1歳6カ月、3歳児健康診査で配布し、テレビ等の長時間視聴について注意喚起を行っております。なお、本市独自のチラシ等の作成につきましては、保健センターの乳幼児相談、訪問事業等における啓発を継続しながら、今後、教育委員会の教育力向上福岡県民運動の取り組みの中にも同様の事業がありますので、生涯学習課、子育て支援センター等の関係部署及び関係機関等と調整を図りながら、検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 2項めの教育面からの対応についてお答えいたします。

最初に電子教科書についてですが、電子教科書についてのその具体的な形ははっきりいたしません。電子化することによりまして映像や音声などを駆使した新たな教育手法の開発や利便性の向上など、有用な一面があると考えます。

また、子供に与える影響とか、教科書は教科書検定とか採択という制度を持っておりますが、こういう面など、明らかになっていないこともありますので、今後とも国や県の動向を見守りたいと思います。

2点目につきましては、県では児童・生徒の規範意識を育成する学習活動に対して、専門家等の外部講師を派遣し、児童・生徒に社会規範を遵守する判断力や行動力を育てることを目的とした、児童・生徒の規範教育推進事業が平成21年度から実施されています。そのテーマの一つに、ネットによる誹謗中傷、いじめ等防止がありますが、本市におきましても、昨年度3校で実施しております。その実施状況などにつきましては、後で部長より回答させます。

3点目のノーメディアデーですが、現在教育力向上福岡県民運動の一環として、本市でも幼児と小学1年生を対象に啓発リーフレット及び生活習慣カードを配布し、夜9時までには寝よう、食事のときはテレビを消そうと呼びかけています。それとともに、文部科学省による「早寝早起き朝ごはん」国民運動にありますように、生活規律をつくることも大切だと考えます。また、県民運動や新・家庭教育宣言の取り組みの一環として、PTAを中心としながらノーテレビデーを実施している学校もございます。今後とも各学校の状況を考慮しながら、学校、家庭が連携し、取り組んでいけるよう機運を醸成していきたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 本市の児童・生徒の規範教育推進事業の実施状況についてご回答申し上げます。

この事業は、県内の公立小・中学校の児童・生徒の規範意識を育成する学習活動へ、ボランティアまたは専門家などの外部講師を派遣し、児童・生徒の社会規範を遵守する判断力や行動力を育てることを目的として県が実施をされております。

この事業は、平成21年度から始まった事業でございます。平成21年度から平成23年度まで、すべての小・中学校においてこの事業を実施いたしますが、無料で専門家などの外部講師を招聘できるのは、3年のうち1回というふうになっております。平成21年度において外部講

師を活用し、メディア教育を行ったのは、太宰府東小学校、水城西小学校、太宰府東中学校の3校がございまして、簡単に紹介をさせていただきます。

太宰府東小学校では、ゲームやテレビなどのメディアの危険性、ネット、携帯電話などによる誹謗中傷、いじめなどの被害の深刻さや危険性について考えさせ、判断力を育成するために、中学年で「スイッチオフはわたしのしごと」、高学年で「ケイタイ・ネットを使う3つの条件」と題して、NPO法人子どもとメディアから講師を派遣していただきまして、児童に対して講話を行って指導いただいたところでございます。

また、水城西小学校でも同様なねらいで、中学年「スイッチオフはわたしのしごと」、高学年「ケイタイ・ネットを使う3つの条件・自分の体と心を守る6つのルール」と題して、同じくNPO法人子どもとメディアから講師を派遣していただいています。

太宰府東中学校では、携帯電話、ネットなどによる誹謗中傷、いじめなどの被害の深刻さや危険性などについて具体的に理解させ、生徒の社会規範を遵守する判断力や行動力の育成を図るために、全校生徒に「ケイタイ・ネット、ゲームのリスクと対応」と題して、NPO法人子どもとメディアから講師を派遣していただき、講話を行っていただいたところでございます。

それ以外の8校につきましては、ボランティアやメディア資料を使って学校で指導を行いましたが、平成22年度と平成23年度にこの事業を活用し、それぞれ外部講師をお願いする計画を持っておりまして、学校での啓蒙啓発を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） まず、福祉面の取り組みで再質問させていただきますが、先ほど壇上で述べましたけど、福津市の取り組みですね、行政とNPOが一体となってそういった啓発チラシを配布を行って父母の方にそういった問題に取り組んでPRしているということですが、チラシのほうは現場の保健センターでもお持ちだと思んですけども、例えばそういったものを太宰府市でやるとしてですね、大体やるとなった場合どのくらいの予算がかかるのかということを考えておられるのか、そういったことはどうなっていますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 立派なものをつくれればそれなりに予算はかかるというふうに思いますが、やはり訪問の場とか、相談の場とかですね、そういうときにできるだけ手渡しやすくするというのも非常に大事なことでありますので、まず自分たちでつくって簡単にやはりわかっていたくようにということから始めるというふうに考えたいというふうに思っています。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） それで、わかりやすく、簡単ということも今言われましたけども、保健センターのところ、中といたしますかね、そういった保健センターの待合というか、いろいろされているところを見ますと、当然、健診等もあそこを中心にいろいろされると思うんですけども、お母様方、父母の方がお子さんを連れてこられたときにですね、そういった何か目に見

える啓発、携帯電話の使用、お子さんの体と心等に刺激がありますので控えましょうとか、そういった簡単なもう、例えばこれはクリアファイルですけど、ラミネート加工したような啓発ポスターのようなものをつくってですね、張り出して、少しでもそういった待ち時間においても、そういったものの対応策が必要になってくるんじゃないかなと私は感じたんですけども、そういったラミネートの部分等の対応なら、市、保健センターとしてももうすぐにでも対応していただけるんじゃないかなと思うんですけども、それについて実施をしていただくお考えはありますか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 大きなポスターの関係は、確かに自分たちでもつくっていくことができますので、ちょっと内容を詰めたところですね、それについては対応させていただきたいと。できるだけ早いほうがいいと思いますけれど、最初ご答弁申し上げましたように、ちょっと検討させていただいてつくりたいというふうに考えます。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 次に、教育面について若干伺わせていただきます。

先ほどiPadの電子教科書の問題、教育長からも答弁いただきましたが、今回の菅新内閣の発足でも総務大臣とそれと教科書の関係ですか、文科大臣のところは引き続き前鳩山政権時代から同じ閣僚の方が再任されるという形になってますんで、この部分もとまることなく進んでいくんじゃないかなと私は考えるんですけども、今教育長が言われた県あるいは国の動向を見守るということもありますけども、まずいろいろ小・中学校、太宰府市内の先生たち、校長先生、定期的集まっておられますんで、その中で、仮にこうなった場合どうなるのかぐらいの検討はしていただきたいなと思うんですけども、それについてはいかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） ご指摘のようですね、お手元にあります資料でも文部科学省は本格的な検討による方針を決めたという資料がございますので、何らかの形で検討なされるんじゃないかと思っております。

情報通信技術といいますかね、これの拡大は今後にかけてより一層大きくなってくると考えましたときにですね、いろんなものの電子化というものは一つの方向ではないかというふうに考えております。また、その中に教科書が含まれてくるということも、ある面ではその成り行きじゃないかなというふうに、深くは考えておりませんが、そんなふうに思うところがございます。

先ほどから藤井議員からいろいろと危惧の指摘がございましたけれども、このことについてですね、そういう危惧があればこれは全国小・中学生に渡すんですから、当然、私はそういう専門家の方々、いろいろ集まれて話があるんじゃないかと思っております。残念ながらですね、校長先生たち、どういう能力を持ってあるかわかりませんが、どういう情報を持ってあるとか、脳の発達に関する専門知識があるかということについては、感想ぐらいは言えるかもしれませ

んけれども、なかなか難しいんじゃないかというふうに思っております。

最後に、先ほど採択の話をしたのもですね、どういうふうになるのかな、単にですね、太宰府市だけでどうこうするというような問題ではなさそうな気がするんですよ。ですから、そういう方向なんかも含めながらいろんな検討をなされたら、もう少し詳しい情報が出てくるんじゃないかというふうに思っております。今回藤井議員から質問されましたので、改めてその電子教科書のことを見たわけですが、市販されたものとしては電子教材はかなりの量がもう出ておまして、学校で使う場合、余りないかもしれませんが、ご家庭では、例えば国語の漢字とか読み取りとか計算とか、算数のですね、そういうものには活用されている可能性が大きいんじゃないかなというふうにも思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 教育長の答弁でもいただきましたけども、確かに電子化されて、例えば固有名詞あれですけども、DSとかというゲーム機で漢字検定のそういった部分とか、料理のレシピとか、いろいろ生活の部分でのそういったソフトもあって、相当家庭の、お子さんだけじゃなく父母の方も活用されているというようなことはわかるんですけども、私がこの取り上げたのがiPadという、その品物がですね、例えば教科書、それだけ電子教科書を配るというんだったら便利になるとか、いろいろ考えるんですけども、そのiPadの機能をいろいろ今テレビ等、雑誌等でも特集されてますが、物すごく便利になるといいますか、当然インターネットもつながる、そういった動画の再生もスムーズにいくとか、いろいろそういった、何というんですか、そのiPadの機能そのものが、果たしてその教科書の電子化とリンクをするのかなというようにちょっと懸念があったもんですから、そういった通信端末を子供に教科書として与えるということがどうなのかなというので、ちょっと今回質問の中に取り入れましたので、ぜひいろいろ、いろんな形で今後具体化も出てくると思いますし、教育長としてもですね、引き続き動向の把握は努めていただきたいなと思います。

それと、ノーメディアデーの実施の問題ですね。今全国でもいろいろ事例があるということも伝えましたけども、その中でも、例えば単純に今日はノーメディアデーということだけでいいって取り進めるんじゃなくて、いろいろノーメディアデーの中に細かく段階づけといいますか、そういったことをして取り組んでいるというのが全国多くあるような実態です。例えば、食事の時間はテレビをつけないとか、教育長の答弁でもあったように、9時までに寝ようとか、そういった部分で、いろいろ細かくそういったのを区切って少しでも子供が取り組みやすいように簡単などころから実施して、段階を追っていきけるようにというような取り組みもなっていると思うんですけども、そのノーメディアデーの実施については、全市一斉で行うという考えは今のところないということなんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） さきに申しましたようにですね、5歳、6歳あたりを対象に検討しても、

ノーメディアに対する取り組みを進めておるといふところをまず見たいと思っております。

何というんですかね、例えばノーメディアだったらノーメディアとか、一つ一つの項目をするとなると非常に大変、大変という言い方はおかしいですけども、そうではなくて、基本的には子供たちが必要な情報をきちっと見たり、または余り長時間になったらやめようとかというような生活規律をどうつけさせていくかといふところを、やっぱり学校としてはもっと力を入れていかなければならないんじゃないかと、その一環として、先ほど言われたようにメディアの話もありましょうし、それから早寝とかであると思います。

だから、当然早寝をすれば余り遅くまでテレビを見ないとかで、だから文部科学省も提唱しております、以前から各学校も取り組んでいただいております、早寝早起き朝ごはんというような運動をPTAと一緒にする、それがより浸透していくと、必然的にそのメディアに接する時間等も少なくなってくるというようにとらえ方で進めていきたいなと思っております。これをやりなさい、次これをといふようなことでは、やっぱり学校もご家庭もなかなか取り組みは難しいんじゃないかと思っております。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） いろいろ実態の部分も見ていただいて、それで進めて、仮にこのノーメディアデーを実施されるというふうになったときにはですね、ぜひ単純にノーメディアデーを今日実施しますからといふことだけじゃなくて、当然父母の方が勤められておられる会社のほうの、例えば仕事を早く終わるとか、そういった部分の当然理解等も必要になってきますから、いろいろそれに基づいて起こる影響といひますか、そういったことにまで配慮をさせていただいて取り組み等を進めていっていただきたいといふことを、これは要望させていただいて一般質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員の一般質問は終わりました。

ここで13時まで休憩します。

休憩 午後0時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（不老光幸議員） 再開します。

19番武藤哲志議員の一般質問を許可します。

[19番 武藤哲志議員 登壇]

○19番（武藤哲志議員） 2項目の通告を行っております。

まず初めに、観世音寺、戒壇院周辺の活性化対策についてです。

このお寺は重要文化財に指定され、市内の中心地にあり、国宝、梵鐘、仏像などを展示をされています。また、観光コースにもなっており、観光バスも来ていただいております。この周辺は、重要文化財及び史跡地保存地域であることはよく理解しておりますが、その周辺にはお店はなく、短時間の滞在で通過観光地になっておりますが、駐車場がありトイレも設置されて



おります。県道から参道までの区間空き地があり、排水路が設置されております。左右の空間を利用し、文化財を保護する方法で、まず初めに行政が地域活性化予算などの支出を行い、簡単な建物を設置し、地元農産物の販売や物産品、お茶やコーヒーが飲めるお店、お土産店などの場所提供を行い、その建てた建物を短期間、6カ月、1年契約で利用させる小さな道の駅等を設置し、第三者に管理委託させるような方法を検討いただけないかと、市民の方々から要望が以前から出ておりましたが、なかなか過去の経過を見ますと許可が出ていないようであります。

当然、この地域は建物を建てたりすることは文化庁が認めておりませんが、太宰府市の史跡地の買い上げ状況から考えて、固定資産税は減額、その代償として、まるごと博物館構想に基づいて遺構保存、崩さない形での方法で国、県に使用許可願、また市の計画書を作成し、再三国、県に要望を行っていただきたいと要求いたしますが、市長、教育長の考え方をお聞きいたします。

次の質問については、保育制度の充実、保育料の引き下げ要望と保育所入所直接契約制度等を実施しないでいただきたいという内容です。

平成21年12月8日に閣議決定された、明日の安心と成長のための緊急経済対策という内容は、保育所制度を大幅に後退させる内容です。規制改革のもと、保育所の設置については、許可制に加え指定制を導入し、営利を目的とした事業者の参入を促進するとともに、保育所入所利用者と直接契約として、市の公的責任をこれまでの実施主体、単なる監督責任に変容させようとしています。これは児童福祉法第24条に基づく保育実施責任を大幅に後退させるとともに、規制緩和による保育の市場化を進めるものです。保育料についても応能負担から応益負担と変更されるならば、所得の低い保護者の負担増を招き、子供たちが必要な保育が受けられなくなります。

このような状況に対して全国保育団体連絡会を初め、全国社会福祉協議会が、今でさえ待機児童の解消のために定員の25%を受け入れている中、厚生労働省は最低基準を撤廃し、地方自治体の条例に委任する方針を決定した場合、今まで全国一律で最低基準という制度によって、子供たちは少なくとも全国どこでもだれでも格差のない保育が保障されておりましたが、このような閣議決定を太宰府市は受け入れないでいただきたいと要求いたしますが、市の考え方をお聞かせください。

保育料についてですが、第1階層から第8階層までと改正されています。当然、共働きですから夫婦の所得が加算され、所得税額が10万3,000円を超える世帯が平均と思われるのですが、3歳未満児と3歳児の2人の児童を保育所に入所させると1カ月の保育料が10万円近くになります。この不況時、一生懸命働いても生活はできない、税金も納めなければならない。少しでも国基準の保育料ではなく、第4階層から保育料の引き下げを検討いただきたいと要望が出されておりますが、市の考え方をお聞かせください。

2点目の最後として、太宰府市の保育所待機児童数は、国基準では30人、希望者は110人、

無認可の保育所の児童数を入れると待機児童数は大変な数になると思われま。来年度新しく保育所が設置されますが、一番大きな問題は0歳児から3歳未満児の入所希望が大変大きい要求であり、大きな問題です。現在の公立保育所、これを乳幼児保育所として変更することができないのか、この点についても市の考え方を聞かせていただきたいと思ひます。

あとは自席で回答について再質問させていただきます。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 観世音寺、戒壇院周辺の活性化対策についてご答弁を申し上げます。

昨日でございますけれども、戒壇院境内で太宰府リコーダーアンサンブルの皆様方によってのコンサートが開催をされました。菩提樹がある中、本当にすばらしいといひましようかね、境内もすばらしゅうございましたけれども、鑑真和上が伝えられたという菩提樹も大変立派でございました。そうした会場にも市内外から250名の皆さん方がコンサートにお見えになっておりました。これもすばらしいことだなど。そういった史跡地での音楽祭等々を今からも広めていかれたらすばらしいなというふうに思ったところでございます。

そういった観世音寺あるいは戒壇院周辺でございますけれども、国の史跡地の観世音寺境内及び子院跡に指定され特別史跡大野城跡、大宰府跡とも隣接をしておるところでございます。この史跡地内では都市計画法によります線引き上の制限もございませけれども、さらに文化財保護法によりますところのさまざまな制限がございまして、建物の建築行為につきましては、既存の建てかえあるいはガイダンス施設、トイレ等の便益施設以外につきましては、建築することは困難な区域になっておるところでございます。しかしながら、太宰府市の史跡地は人の住む史跡地であることから、民間によりますところの、観光あるいは交流サービスなども許容するなどの措置も検討する内容と私は考えておるところでございます。史跡地を広く活用し、そして許容するようなそういった史跡地であらねばならないというふうに思っておるところでございます。

また、私は全国史跡整備市町村協議会の、現在副会長を仰せつかっております。文化庁にも機会あるごとに私どもの考え方、全国的な考え方、今武藤議員がおっしゃっているような状況等も共通しておるわけでございますけれども、そうした文化庁に対しまして、太宰府市の現状と史跡地の有効活用につきましては、お願いをしておるところでございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 私もよく文化財の保存管理についてはわかった上でやっているんですが、あれだけの、昨日も、今市長が言いましたように、たくさんの方が入ってくる。しかも、戒壇院に全国で3つの戒壇院のうちの一つであり、歴史のある中国との関係のある観世音寺とかという、こういう立派なものがある、しかも駐車場がある、トイレもある。それから、史跡地、遺構を崩さない形で何らかの方法であそこで、やはりたくさんの方がお見えになるんだけど、何らかの方法は検討できないかなと。

以前も何か要望があったんだけど、なかなか文化庁が許可しなかったということが聞かれて、再度質問してほしいという要望がありました。これずうっとこう見て回っていらっしゃたら、これは史跡地なのかお寺の所有地なのかというのが、一つちょっと疑問点が出てきたんですね。それで、担当課のほうも現場を見ていただいていると思うんですが、水路の部分までは、間口的に見ますとちょうどこれからこの近く、2間半以上ぐらいありまして、長さは歩いてこれの2倍から3倍ぐらいの広さがあるんですけど、以前、太宰府郵便局にキャリアが来ましてね、太宰府に残していただいたことが幾つかあるんですが、観世音寺のところに公衆電話を設置していただきましたが、あれはコンクリートの上に置いている状況ですが、覆屋のところのトイレもそういう状況、覆屋もそういう状況ですが、遺構を壊さないで置いて、しかも立派なものじゃなくてでもね、ただしやっぱりそれは民間にさせるというよりも行政がある一定の出資をして、先ほども中林議員の質問にあったようにNPOあたりに管理をさせるとか、覆屋のほうの管理をさせるような方法的なものはとれないかどうかですね、担当課のほうで、参道の道幅左右あります、それから宝物殿のほうに入るところの駐車場とトイレの間にも、これのまだ2倍ぐらいあって、一つの水路で囲まれているんですが、この周辺の公有地とそれからお寺の所有地、それから今市長が言いましたように、お寺の所有地はお寺が同意をすれば何らかの方法でできるのかどうか、これは文化財との関係があるんですが、その辺内部検討いただいたでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） あのあたりはまだ個人の所有地でございます、もちろん観世音寺の所有分もございますが、今空き地となっているところはまだ個人の所有地でございます。今おっしゃっている駐車場が既にございますが、その後ろあたりの分もおっしゃっているんだと思いますけども、あそこはまだ個人の所有地でございますが、今後買い上げとかになりましたら、その利用の仕方というのは、駐車場というよりも駐車スペースとして今使っている、トイレのところで使っておりますけども、駐車台数がいっぱいになって不足するというようなことになれば、また駐車スペースとしての考えが出てくるでしょうけど、今のところはまだ個人の所有地でございますので、まだそこまでは考えておりません。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 今参道、大きなクスノキがありますよね、駐車場の入り口。それから、その駐車場のこの部分でさくをしているんですが水路があると、それからまだもう少し余裕があると。こちら側の公衆電話からずうっとあるんですが、これは観世音寺の所有になっているのかどうか。それから、その戒壇院を改修したときにですね、手前、ずうってこう整地をして今駐車場になってんですね。この駐車場はあくまでもなぜこの駐車場として、入ってくるのはあの部分もあるんですが、あの周辺は一体的に観世音寺の所有地なのか、文化財の所有地なのか、市が買い上げた。それから観世音寺と戒壇院、その周辺で、私どももう少しあなた方

の資料とかそういうものを、打ち合わせは何もしてませんから直接聞いているんですが、あの  
一帯でどこまでがお寺の所有であり史跡地なのか。戒壇院を改築するときにあそこにぜひそう  
いうものもつくりたいという意向があったそうですね。ところが許可されなかったということ  
なんです、ある一定の部分についてわかりますか、公有地と民有地。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） ちょっと詳しい線引きがありませんのでそこがあるやもしれませんが、現  
在、駐車場として使っておりますあのトイレのある空間ですね。あそこ、ずっと以前はあの近  
所の方が田んぼをつくってありましたので、その方から買い上げたところですが、現在、溝が  
あって通路があるところは以前から観世音寺の社域というんですかね、お寺の領域で、また戒  
壇院側にいきますと、あの幅から向こうの戒壇院の道まではある方が田として使ってありまし  
たのを公有地化しているというような状況です。

それから、宝蔵がありますあの付近が駐車場になっておりますが、あそこは今言いましたよ  
うにずっと前は駐車場スペースがありませんでしたので、田んぼとかですね、だからあそこ  
を定期観光のバスが利用しておったという経緯があって、現在も、ですからあそこは基本的に  
定期観光バス以外はお断りという形になっているんじゃないかと思います。そういう面から考  
えますと、あの付近はお寺さんの所有地かと思います。ただですね、はっきりわかりません  
が、お寺さんといえどもお寺の財産と住職さんの個人財産というような土地も分かされてい  
るんじゃないかと思います。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） だから、当然市長のまるごと博物館構想もありますが、当然その文化  
財の関係では市と教育委員会、国とのかかわりがあるからですね、私、あれだけの素晴らしい  
ものがありながら、全くあれだけの敷地を遺構を壊さない方法で、市がですね、活性化するた  
めにそういうマスタープラン的なものもちょっと考えていただきたいなというふうに考えてい  
るんですが、その中でですね、私も何回も見ながら、当然この長い間の歴史がありますから、  
クスノキあたりが当然、もしそういう2間なら2間のそういう部分がある一定の間隔で3つぐ  
らいつくり、また2つぐらいつくったとして置いていくような状況をしたときに、当然そのク  
スノキが邪魔になるんですが、これも文化庁の管轄になるのかどうか。あくまでも所有地とい  
うか、そのお寺の同意を得れば切ることができるかどうか、この辺はどうでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 周辺のあのクスノキにつきましては、観世音寺境内にありますクスノ  
キ、これは所有者は観世音寺のほうになりますので、向こうが管理ということでございます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） さっきも言いましたように、どこのお寺もお宮もいろんな、やっぱり  
この参道にはお店がたくさんあるんですね。こういう全国でも素晴らしい文化財のあるとこ  
ろに、参道はあっても店がないというのはちょっと太宰府はね、寂しいなと思うし、役所も近

いことだし、やはり朝市なんかもやることによって活性化にもなるんですが、こういう、奈良の平城京の周辺もたくさんお店があります。宮城県の大賀城市はその周辺はないんですね。都府楼政庁跡もそういう状況で、桜のときにはいろんな一時的なお店も出ますが、簡単な置くだけの、木造で文化財にマッチしたそういう簡単な建物的なものをつくろうとすると、予算的には大体どのくらいぐらいでできるものですかね。坪4万円か5万円ぐらいでできるかどうか、ちょっとそういう部分はですね、もし構想的なもの、それから2間なら2間、4坪ですから、12万円ぐらいでできるかどうか、置くだけでね。

今何というんですか、コンテナを持ってきて1カ月借りるというか、コンテナも大体20万円から40万円ぐらいで売っているんですよ。そういうものを持ってきて置くわけにはいきませんからね。だから、そういうバラック建てじゃあちょっとね、また台風が来たら飛んでいってしまいますが、こういう活用することと、そういう国、県にお願いをするということになると、ある一定の構想をつくらなきゃいけないと思うんですよ。

これだけの重要な文化財のある有名なところ、貸し切りバスも入ってくる、そういうものについて、先ほども民間活力ということですけど、民間にしなさいと言っても難しいだろうし、お寺の所有者、個人の所有者、その同意を得て、ある一定の構想をつくっていただいて、マスタープラン、行政と議会と関係者が県や国に陳情するような制度的なものも検討いただきたいと思うんですけど、これは市長さんのほうがいいのか、教育委員会のほうがいいのか、どんなふうでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今武藤議員の提言でございますけれども、私もそういうふうなイメージを持っておるわけです。それで、用途地域の部分的な変更であるとか、そういった形を申し上げておる、また内部で検討をさせておるというふうな状況。奈良等々に行ってみますと、やはり境内そのものはもちろん店はございません。しかし、その周辺であるとか、いわゆる参道でありますとか駐車場等の中で茶店的なもの、あるいは売店的なもの、トイレも含めて、そういった附属物っていいでしょうかね、これは当然大事だと。大宰府政庁跡でいきますと正面に空き地がございます。今は民有地ですけども、あそこも重要なポイントの一つであろうと。観世音寺等々についても市有地、今駐車場をしておりますけども、工夫によってはいろいろな展開ができると。あるいは、水城跡にいたしましても60m以降の部分の中で、今多目的にいろんな店づくり等々ができる。またそうしなければ人が集まってくるところ商いがあるわけですから、こういった仕掛けづくりも含めて、まるごと博物館、まちぐるみ歴史公園の一つのツールだと必要なものだというふうに思っております。

文化庁等についても、今言われますように、構想あるいは基本的なたたき台、考え方、ベースがないことには話になりませんので、そういった用途地域の見直しも含めたところでのきちっとした実現できるような方向で私は実行していきたいなど、努力していきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 市長が前市長から、また現市長もまるごと博物館構想でいろいろご尽力いただいて、水城の堤防の周辺にもあずまやを整備していただきましたけど、あれはあれまたすばらしいものがありますが、一番この太宰府の市役所で、しかも中心地、この重要な戒壇院と観世音寺、この文化財という特殊な事情がありますけど、やはり天満宮の参道はたくさんの方が来てもね、まだそれなりのにぎわいがありますが、やはり歴史の長い、天満宮よりも長い歴史のあるこの2つのお寺をですね、その周辺、第三セクター的な形でも構わないし、そんなにお金もかける必要もないしですね、1日とか2日とか貸す場合もあるだろうし1カ月貸す場合もあるだろうし、1年通して契約もあるだろうし、何らかの交渉をして、やっぱり人を集めて、来てみてよかったと。だから、私も観世音寺へ年に3回から4回、知人、友人も来ればですね、当然連れていきます。すばらしいものが戒壇院にあり、あの梵鐘を見ていただいて宝物殿を見るわけですけど、出てきてもあと何もないと。もうこの暑さの中で何か飲みたいなど思っても自動販売機で買わなきゃいけない。それは観世音寺に行けばお札なんかもありますけどね、それ以外のものも含めて。それから、よく地元の方が朝どりしたものをあのちょうど入り口のところで週に一、二回、販売しているんですけど、そういうもの。

今太宰府のあそこの石坂にあります農協の部分についても、あれだけ多くの方が集まってきているというかですね、だから何らかの形で、少し行政が援助しないと難しいと思います。運営はもう第三者に任せればいいことですが、それなりにひとつ検討をいただきたいし、せっかく貴重な文化財をより多く楽しんでいただく方向を検討いただくようお願いをいたしておきます。

それでは、ちょっと次の質問項目については、言いましたように、国が次から次に保育制度、今全国的に保育所というのは、社会福祉法人、社会福祉協議会にも加入されておりますし、全国で今保育所問題について大変な国に陳情、要望が行われておりますが、1点目について、まず、でも構いませんが。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 保育所最低基準の緩和につきましては、国は保育室の面積などの基準につきまして、平成21年12月都道府県等が条例で定めるように改めるというふうな閣議決定を行っておりますけれども、詳細については検討されているところでございます。

また、保育の新たな仕組みづくりにつきましても、一定の方向性は出されていますけれども、詳細については現在のところ明確になっておるわけではございません。具体的なあり方につきまして、関係者の意見を聞き検討されているとのことでございます。さきの全国市長会の中でも、社会保障審議会の中での中間的な報告等々ももらっております。社会保障審議会の中での同様の質問項目内容だろうというふうに思っております。これもまだまだ明らかになっておりませんで、今中間的なものであるわけでございます。

いずれにいたしましても、保育の質の低下、あるいは保育サービスの低下につながるような

ことがあってはならないというふうに思っております。私といたしましては、今後とも国の動向を十分に注視しながら、必要に応じて市長会でありますとか関係機関等々に意見具申ないしは対応してまいりたいと、このように思っております。

次に、保育料につきましては、本年度、国は徴収基準の一部改正を行いました。本市におきましても国に準じまして見直しを行っておりますけれども、新たな階層におきましては、保育料を基準額よりも低く抑えて決定をいたしております。なお、減免規定を設けまして、失業者などにより収入が激変し、経済的にも厳しい家庭につきましては相談をお受けするようにいたしております。本制度の適用で状況を見守りたいと、このように考えております。

最後に、公立保育所を乳児保育所というふうなことでございますけれども、3歳で保育所をかわらなければならなくなるということでもありますとか、あるいは兄弟、姉妹がいる場合の保護者の負担が多くなることなどの課題がございます。来年度開所予定の保育所につきましては、こうしたことを考えながら、他の保育所に比べまして3歳未満児を多く受け入れるための定員設定と指示を、私どもの要望を現状を踏まえてそういった定員改定を行うと、そうすることによりまして待機児童ゼロを図っていきたいというふうな市の基本的な考え方を述べ、そういった保育所を建設してもらうように協議が調っておるわけでございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） まず、国が保育制度についてですね、今の民主党が閣議決定をしたんですが、現実にはその待機児童解消というけど、この基準を取り払うことによってですね、さまざまな形で、しかもその直接契約をすると、単純に言うと第1階層から第8階層ある保育料によって行政が保育をしている部分が、その部分についてもう幾らでしましよとかになってくるときに、働きたい、そういう金額の保育料基準が崩れてしまうという問題がありますのでね、だからさまざまな形でその保育室の面積まで変わってくると。今特別に最高25%まで認めるというのも崩れてしまうんですね、問題がありますし、そういう中間報告的ですけど、今全国でやはり今の保育所の基準は守っていただきたいという要望が出ております。ぜひ、今市長から答弁いただきましたけど、こういう条例化を県まではこういう方針が来ますよというのが来ますからね、今後条例化しないような方向とか、市長会あたりで何とか子供たちのためにですね、行き届いた保育行政をやっていただきたいというふうに思います。機会あるごとに、できればお願いをしたいと思います。

それから、保育料ですけど、ある一定見直されて、前回までは第7階層だったのが今度は第8階層までなったんですね。今まで所得税額が41万3,000円だったのが73万4,000円以上というところまで変わりました。2人のお子さんを預けるとですね、3歳児、4歳児以上については540円と640円、2人のお子さんがおると270円と320円という3歳児以上の部分とですね、ところがなかなかそんなに毎年お子さん生まれられていただければありがたいんですが、なかなかこの3歳未満児と3歳児以上とおられたときにですね、第4階層で年間の保育料が68万

4,000円、第5階層で91万800円、第6階層で110万8,800円、第7階層で136万8,000円、第8階層で139万1,760円という、年間で見たら本当に大変な額なんですよ。月で見るとそれはありませんけど、月で見ますとはっきり言って平均的な夫婦で年間600万円ぐらいの方々で月々5万7,000円ぐらいですね。

先ほども国民健康保険の課税方式とそれから市民税の課税方式、それから保育料の課税方式、いろいろ違います、計算方式がね。こういう状況の中で、やっぱり減免制度もあると思うんですけど、その減免はどの時点で見るとかというのが一つの基準にあるんですよ。途中で失業したと、前年の所得ですけど途中で失業して今リストラに遭うというのはもう本当、いつリストラに遭うかわからないんですが、年度途中でも失業保険の給付申請を受けなければならないときには、直ちにその減免が、年度途中でも受けられるように対応していただけるかどうか、この辺はどうでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 今年度からそのような対応をするということでお知らせしておりまして、年度途中からそれは実施できるように今対応しております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） もう一度確認します。今までは減免というのはなかなか、去年の所得とかですね、いろんな部分で、災害に遭ったとか、いろんな部分があったんですが、今度の場合も国民健康保険もいわば特別に、失業給付を受けている場合は国民健康保険を減免しなさいというのが通知が来たんですが、保育料もそれに準じていただけるということで今部長から答弁いただいたんですが、そういうふうにとめていいですか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） そのとおりでございます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 本当に、夫婦で働いていただければですね、当然その市民税も納付になりますし、それからある一定経済効果も出てくるわけですけど、先ほど言いましたように、やっぱり働いても市民税があり社会保険、国民健康保険、国民年金や厚生年金、いろんな固定資産税とかという状況が出てきてですね、やはり税金を納めたい、やっぱり税金を納めるのは義務ですから。そしてまた、公的な関係する部分もやはり税金だと思うんですね。そういう状況の中で、働きながらやっぱり滞納をつくらないような制度、こういう状況の中で保育料についても滞納になって、しかも児童が卒園してしまったということになっていることもあるようですが、以前、何回かこういう答弁もいただきながら、保育士さんからお母さんに渡しておりましたということですが、まずこの納税相談、納税訪問、そういうある一定な配慮を、これはどの課がどういうふうにするかという、今納税相談については国民健康保険、市民税、固定資産税、これはやはり納税課がしている。ただし、今度は保育料についての納税相談や納税納付についての配慮、現場の状況、これはどこの課が行っていただくわけになるんで



しょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 毎月の保育料の収納の関係で、納めていただく関係で、子育て支援課の職員が各保育園に出向きまして、保育園長と一緒に納めるのが遅れている世帯とかについては、お話ししながら納めていただくような指導をしております。とにかく現在の保育料を、もし滞納があればですね、そういうのを納めていただくというのが大事でありますので、そのところで毎月進めております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） まず一度ですね、やっぱり保育所じゃなくて訪問もやってみて、家庭の実態がどうなのかというのは見ていただきたいと思うんですね。そして、その上で判断をするとか、もう減免申請をしたほうがいいんじゃないかとかですね、なかなか失業しているとか、そういう状況的なものでこういう制度を、市民は知らないというか、行政がいろいろ市民に配慮はしていただいています。いろんな制度的なものを持っています。ところが、そんな制度です、私ども相談を受けてこんな制度がありますから担当課に行ってご相談されたらどうですかと。

自分はもう耳が聞こえなくなっていると、もう本当に不自由しているという、この前、首切られましたと言うから、なぜ耳が聞こえないというのに障害者の手続をしなかったんですかと。そうすると、その会社は障害者を雇っているということで、はっきり言って国からの補助金ももらえるんですよ、そういう説明をしてやるとね、それどこへ行ってすればいいんですかこうなる。だから、市役所に行って障害者の申請書をもって、病院で証明書を書いてもらったらどうですか、市にはそんな制度もあるんですよ、もうテレビの受信料も減免されますよ。こういう状況になるんですが、やはりこの保育料の問題についても、納税課も大変努力もしていただいています、保育についても私ども決算特別委員会でどんな状況かとするときにですね、あなた方がご努力いただいていることもわかりますが、子供には責任ないわけですから、その家庭をやっぱり一度は訪問してみる、滞納になっていけばどうなのかという状況もですね、内部検討をしてみるというか、保育士さんに訪問をさせるというのはやはり過酷でしょうか。それとも、保育士さん、自分の児童を担当している保育士さんに家庭訪問していただく、滞納者のところに、こういうものは内部検討はされたことがあるのか、これはさせてはならないのかどうか、この辺はいかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 保育料の徴収の関係につきましては、園長が、各保育園の園長がその責務を担っている形をとっておりますことから、現段階では保育士というふうなところではございません、やはり保育料ということになってまいりますので。それで、ここ何年かそれですうっとしてきているという、そのような状況でございます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 今、私立の保育所は8カ所あります。だから、そこにある一定、毎年私立保育所として補助金を特別に出しているんですよ。そういう出している部分については、保育料の収納状況向上というね、内容も含めて支出をされるという方向はできないんですか。そうするとですね、公立の場合は公設民営が1カ所、それから公立が1カ所、準公立的な社会福祉協議会立がありますが、保育所全体では11カ所、今度は12カ所になりますが、やはり現場を見るのが大事と思うんですが、そういう補助金も出している、特別な補助金も出している状況の中で、現場を見てもらう、収納率の向上をやる、こういうこともできるんじゃないかなと思うんですが、再度ちょっとその辺、副市長のほうにお聞きしたいと思うんです。

せっかくほら、保育所に特別にまた補助金を出しているでしょう、私立保育所として運営費を市から上乘せして。ただし滞納も出てきている、そういう状況の中で、公立の保育所とは別に私立の保育所が8カ所、来年からは9カ所になるんだけど、公立の保育所については公務員としての責務というか、あるんだけど、保育料の滞納が起こらないように、さっき言いましたように、保育料が月にやはり5万円から10万円という状況になってくると、ほかの部分もあるけど、どうしてもほかの税金のほうが先になって保育料が後になる。そういう状況の中で、私立の保育所の保育士さんあたりまで補助金を出しているんですが、滞納者のところに訪問できるような、そういう補助金を出す条件としてね、できないかということ。

○議長（不老光幸議員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） 以前は徴収専門のところのほうが、最終的には差し押さえまでして強制的に取り上げたがよかろうというところで、一度特別徴収班のほうにお任せしたことがあります。しかし、いろいろつながりの中で、保育所の園長さん、所長さん、そういうところの人間関係ができてますので、それも含めて、生活態度も含めて、あるいは保育料の納付も含めてですね、共同でお願いをして、あるいは徴収をしたほうがよかろうということで、今私立においても共同でそういうお願い、文書を配布したり、あるいは一緒をお願いをしたりということしております。

子ども独自に、今武藤議員さんが言われるように、人件費の相当分あるいは上乘せ分を単独で補助しておりますので、そういうことも加味しながらという意見もおっしゃっておりますけども、そういうご協力をしていただきながらですね、いわゆるそういうことも含めて、ご相談も申し上げる機会があればそういうふうにしていきたいなと思ってます。まずは保護者の理解を一緒に求めて、そして完納をしていただくということに努力を向けたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 担当課、担当部でですね、やはり税金が滞納になっている、住宅ローンも滞納になっている、多重債務になっている。働かなきゃならない、子供さんは保育所にお願いをする、保育料も市税もあらゆるものが滞納になっている場合については、やっぱり現場を見てみないとね、個々面接ではわからないと思うんですよ。やっぱり足を運ぶことも大切だし、その中でどんな方法があるのかというのは、やはり考え出すというか、専門の弁護士さん

を紹介するとか、そういう状況をしてですね、やはり行政が心のこもったような対応をしてきているなどというね、制度をして、負担も軽くする、納税もしていただくという方向は、内部検討もしていただきたいなどというふうにお願いをいたしておきます。

最後に、市長としては来年度開設について、特に3歳未満児ということだったんですが、大変多くの方々が喜ばれると思います。市長が言いましたように、私は現在あります公設民営1カ所、直営保育所1カ所、こういう状況の中で、できれば市長が言われるように、3歳過ぎると保育所を移らなきゃならない。また、3歳未満児と以上とおると別々なという問題もよくわかるわけですが、一番の悩みはですね、やっぱり児童数に対する保育士の配置基準というのがあるんですね。太宰府は都府楼保育所を民間にお願いをしましたし、それから南保育所も公設民営にしていまして今五条だけなんですけど、やはり一番の母親の悩みは、0歳、1歳、2歳児、3歳未満児なんですけど、せっかく保育士さんになられた方が子育て支援という状況もありますし、現在の状況も含めて何らかの形でですね、やはり待機児童は国は幼稚園と保育所一体化にしないとかな、いろいろ言っているようなんですけど、乳児保育所が一番、また無認可の保育所や駅前保育所も特に乳児保育所が中心になっているところなんですけど、行政も将来は乳児保育所をですね、重点的に考える時期に来ているんじゃないかなと。

それで、今までの保育士さんも定年待ちまでずうっと置いてくような状況じゃなくてですね、今の子育て支援センターの職員も含めてやっていける、公立保育所で3歳未満児保育所も対応できるんじゃないかと思いますが、市長が答弁いただいた内容もよくわかりました。ただし、特に待機児童110名近くおられますので、乳児保育所ができるならば乳児保育所を50%ぐらいにしてね、やるような方向も検討をいただくかどうか、これを最後に私質問を終わりたいと思いますが。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 待機児童は今ご指摘のように0歳から3歳までが非常に多いというようなこと、南保育所も60名から90名にいたしました。おかげさまで70数名を超える応募者数といいたしよかね、今子供たちが入っておるような状況です。そこで、0歳から3歳までの基準をオーバーしてでもとるようにと。また、それに対する部屋であるとか、対定数も含めた形で行うようにというような考え方を持っておりますけれども、何せ部屋そのものができた当初から相当の建てかえをしなきゃならんと、改造しなきゃならんとというようなものがあるもんですから、南保育所等についても公立保育所については0歳から3歳はぎりぎり入っておるような状況です。そういった実態がありましたから、新しい保育所については0歳から3歳をそれ以上にオーバーするような形でとるように今しておるところです。

そういった状況を見まして、来年の平成23年4月に子供たちの募集をいたしますので、それ以降の状況を見て、また待機児童等々が増えてくるというような形であれば、それにこたえるべく方法を講じていきたいというふうに思っておるところでございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 大変貴重な時間をいただきまして、ご答弁いただきましてありがとうございました。

これで私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員の一般質問は終わりました。

次に、14番安部陽議員の一般質問を許可します。

〔14番 安部陽議員 登壇〕

○14番（安部 陽議員） 発言の許可を得ましたので、通告に従い質問をいたします。

飼い猫にリボン。

加藤一二三九段に、野良猫へのえさやり禁止命令が、東京地裁立川支部で5月13日に判決がありました。このことは、三鷹市の集合住宅の住民17人と管理組合が同じ集合住宅に住む将棋の加藤一二三九段を相手取り、野良猫へのえさやりの差し止めと慰謝料など約645万円の損害賠償を求めた訴訟の判決であります。

訴状によると、加藤九段は、約17年前から自室の玄関先や周辺で野良猫にえさをやり始めた。猫の排せつ物や鳴き声に悩まされたほかの居住者が、えさやりをやめるよう求めていたものです。口頭弁論で加藤九段は、えさやりの事実を認め、動物愛護の精神、地域猫の適正管理の見地から行ったもので、違法性はない。自費で猫の去勢手術もしていたと主張していたそうです。

私自身、ごみ出し日には10時過ぎでないとごみが荒らされ、あたり一面ビニール袋など散乱しております。ごみ収集をされる業者の方には、散乱したごみなどかき集められたりして、かなりの時間を要してあると推察いたしております。ごみ収集に携わってある皆様に改めて厚くありがとうございます、ご苦労さまとこの場をかりて御礼申し上げます。

また、いろいろな方からも、前段同様に野良猫に対する苦情を耳にいたします。芝が枯れた、臭いが厳しい、鳴き声がやかましい、どうにかならないのか、野良猫に対する市民の苦情を考えるべきだと思います。私はこの際、せめて飼い猫と野良猫を区分するために、飼い猫にはきれいなリボンを、例えばピンク色など義務づけたらいかかと思いますが、当局の考え方を伺います。また、あわせて野良猫に対する対策について、当局の考え方について伺います。

次に、地域に健康づくりの場を。

このたび、東京都日野市に日野人運動事業の内容と効果について視察してまいりました。事業内容として、それぞれの年齢や体調に合わせた運動事業を4種目に分けて展開してあります。私は、健康な市民、健康な高齢者をつくることによって、医療費の削減を図り財政問題に寄与し、市民の負担が軽減されると、毎年のように質問をしてまいりました。特に都府楼保育所が民間委託される際には、専門のトレーニング指導員あるいはレクリエーション指導員を設置され、健康づくり体制をつくるべきと意見を述べてまいりましたが、実現しておりません。一体市当局は医療費の市民負担あるいは市民の健康づくりについてどのような見解をお持ち

か、また医療費削減に対する考えをどのように考えてあるのか、伺います。

日野市で行われているさわやか健康体操は、60歳以上の市民を対象に、ストレッチ（有酸素運動）やリズム体操などの簡単な運動を行う体操教室です。27カ所で午前中2回、午後2回、参加費は無料で行われております。また、楽・楽トレーニング体操では、体のひずみを整える操体法を基本とした、筋力トレーニング及びストレッチを行う教室で、専門の指導員が指導しており、費用は12回分で1,000円負担となっております。

ミニ楽・楽トレーニング体操は、体のひずみを整える操体法を基本とした筋力トレーニング及びストレッチを行う教室で、日野市の健康トレーナーが体操指導を行います。この場合は、90分のトレーニングで、毎月第1、第3火曜日に行われております。

ここで注目すべき点は健康トレーナーを養成している点であります。健康トレーナーとは、健康課で実施する養成研修を修了し、日野市独自のトレーナー認定試験に合格した市民で、楽・楽トレーニング体操の補助講師を務めるとあります。介護予防体操教室は70歳以上の方で、日常の生活で体力に不安を感じている方で、健康運動指導士による簡単な体操教室、有酸素運動によるストレッチや、日野人げんき！体操など、週1回程度1時間の教室を半年間、各会場で行われております。費用は無料です。

これらの推進についての体制は、専属職員2名、保健師17名、サポーター31人に自治会の方となっております。私はこの推進体制を重視しております。専門の職員がおられなければレクリエーション協会あるいは体育専門の大学等に依頼し、専門職員の育成を図るべきと思います。私は医療費削減のため、健康な市民育成のため、トレーニング体操あるいはレクリエーション等の専門指導員を置くべきと考えますが、当局の考え方、あり方について伺います。

日野市では、日野人運動事業を始められて、高齢者の動きが活発となり、生き生きとした光景を目の当たりに見学してまいりました。私が常日ごろ唱えております医療費の削減であります。日野市でこのような運動が取り入れられてどのような変化があったのでしょうか。生涯スポーツ推進が行われてからの医療費の変化と効果については、スポーツを行っていない方の場合は79.6%、スポーツをしている方は21.4%と、3年間の短期間ではありますがスポーツをされていない方は約4倍近くの罹患率となっております。わずか3年間ではありますが、このようなデータが出てきております。したがって、高齢者社会を迎えまして、いかに医療費を抑え、元気な市民、高齢者の育成、健康づくりの考え方について伺います。

再質問は自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） ここで14時15分まで休憩します。

休憩 午後2時03分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時15分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

市民生活部長。

○市民生活部長（和田有司） 市長答弁ということでございますが、私のほうから回答をさせていただきます。

1 項目めについてご回答いたします。

犬や猫は愛玩動物としていやしの効果があり、家庭や地域に深く溶け込んでいます。

しかし、野良猫はごみをあさって散らかす。ふんや尿の始末、臭いなどの苦情が市に寄せられております。ご承知のとおり、犬に関しては狂犬病予防法により登録や移動の届け出、鑑札をつけること等が義務づけられておりますが、猫に関しては統一的な登録制度が現在のところございません。猫は動物の愛護及び管理に関する法律に規定される愛玩動物であり、たとえ飼い主のいない猫でもむやみに捕獲や処理することができないため、対応に苦慮しておるところでございます。このことから、飼い猫に関しては飼い主が自覚と責任を持って管理していただく以外はありません。

2 項目めの野良猫対策につきましては、先進的な自治体では条例化して地域猫として管理しているところもございます。その内容は、地域との共同によりえさやりやしつけを行い、ごみの散乱やふん尿の問題を解決すると同時に、不妊手術も行い、頭数減を目指すものでございます。

本市といたしましては、基本となります動物愛護法の趣旨もご理解いただきながら、効果的な対策について情報収集し、調査研究を進めてまいりますとともに、飼い主の方には、周辺地域の快適環境の維持に責任を持って臨まれるよう粘り強く啓発を続けてまいります。

また、このような身近な生活環境の維持向上は、市民の皆様の環境マナーアップにかかっていると考えます。次の第五次総合計画案の中でも環境マナーアップの項を掲げておりまして、啓発強化や推進体制の整備、また必要があれば条例化等も視野に入れながら、快適な環境生活の保全に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 飼い猫にリボンをとということでお願いしておりますけど、これは市としてはもうつけないんですかね、そのつけるかつかないか、それははっきりしてもらいたいですね。なぜかという、それは愛玩動物というのは、だれでもわかっているんですよ。しかしながら、余りにもごみ収集日あるいは他人の土地に行っているの、臭いのするものを出したりいろいろしているから苦情がかなり来ていると思うんですね。参考までに昨年苦情件数は何件ぐらいですか。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（和田有司） 昨年の苦情件数でございますが、猫については7件出ております。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） えらい少ないですね。皆さん、物すごく猫に対する苦情は、私の耳に入ってくるんですけどね。それで、私、リボンをつけるためにある小間物屋さんに見に行った

んですよ。2 cm 5 mmから3 cmぐらいのあれが売っているんですね。5 mで525円です、5 m物でね。それで1匹50cmの首輪というかりボンをつけさせると、1ケースで100匹ぐらいできますからね。そういうふうで、小まめなね、やっぱり今犬は物すごくおしゃれな服を着せてますわね、反対に。猫よりもかわいがってあるんじゃないですかね、犬のほうが。逆にああいう注射を打ったりいろいろしてますけどね。

それで、そういう愛玩動物であればなおかわいがってね、猫にも洋服を着せたり帽子をかぶせたり、いろいろしてね、かわいがってもらうのが本当の愛玩動物だろうと思うんですけどねえ、何かその点、もう少しリボンをつける方向はできないんですかね。私は10万円もあればできるんじゃない、まあここではちょっと推定野良猫数と飼い猫数が、これ推定でいいです、大体どれぐらいか。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（和田有司） 猫にリボンをとということでございますが、これは野良猫と飼い猫の区分をはっきりさせるということでお話しいただいているというふうに思います。ただ、動物の愛護及び管理に関する法律では、動物の所有者は所有する動物が自己の所有であるということとを明らかにするよう定めております。したがって、私どもはそういう趣旨にのっとり市民のほうに啓発を行っていきたくと。

また、猫の飼い方についてでございますが、迷い猫とかいろんな猫が出てまいります。その中で、名札をつけてくださいと、そうすればわかりますというようなことで啓発も行っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 私、この猫の件数、どれぐらいおるかなあと調べてから。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（和田有司） 猫の件数でございますが、これは犬の場合は狂犬病予防法の関係で登録がされます。したがって、数の把握がある程度できておりますが、猫のほうはそういった登録の義務がございません。したがって、どれくらいいるのか、数がかかめていない状況でございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 私ずっとねえ、100軒ぐらいずっと見渡したんですよ。そのところで本当に飼ってあるというのが1軒ですよ、100軒ぐらいで。これはもう地域にもよると思うんです。隣の人が飼ったらかわいいねえということで飼われるところもあろうからと思います。これはちょっと一概に言えませんが、私の周辺ずっと見て1軒ですよ。もう一軒の方は野良猫を養ってありますね、逆に、かわそうだからと言って。だけど、やはり飼い猫は飼い猫らしく飼ってもらって、せめてねえ、ごみ収集日にはね、家に置いていただきたいです。

ごみをね、飼い猫が食べるということ自体がおかしいんですよ。なぜ10時ごろがいいかという、10時ごろ出したら余り食べないかという、やっぱりもう7時ぐらいから出したところは、もう1m四方ぐらい散らばっているんですね、7時ごろ出してあるところ。それだけ食い荒らされている、あちこち。ほんで、おなかいっぱいになっているから、10時ごろは余り出てこないんじゃないか。ほんで、私が9時ごろ出したらね、5分もしないうちに来るんですよ、もう、猫は。

やはりね、ごみ収集の皆さんは本当大変だろうと思うんですよ。一軒一軒全部かき集めて。これはもう非効率的になっていると思うんですよ。やはりリボン、せめてリボンをね、市のほうで買って、5色ぐらい、7色ぐらいでもいいですから、赤やら青やら黄やらね、いろいろ自分の好みのリボンをつけさせたらいかがですかねえ。10万円もありゃできるんじゃないかならうと思いますかね。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（和田有司） 猫にリボンをとということでございますが、これはあくまで買い主の方がいらっしゃいます。その方々にそういうお願いをする以外に方法はないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 先ほど部長の答弁ではね、条例化してそういう飼い猫、野良猫の関係を整備してあるところもあるということですからね、そういうところの条例案を見てどういうふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（和田有司） いろいろ今新聞等で報道されております地域猫、先ほど質問の中でも将棋の加藤先生の猫に対する部分がありましたが、やはりこういう猫の飼い方といいますか、これは猫がやはり自由に歩き回る、犬みたいに首輪をつけて飼うということではないと。そのことから、地域の方々とはですね、やっぱり一緒になって考えていかないと、この猫の問題については解決しないのではなかろうかというふうに思っております。

なぜならば、自由に出入りをする、あるいは首輪をつける、所有者を特定をするということになれば、また地域でのいろんな問題も出てきようかと思えます。そういうところから、やはり地域と一緒にこの問題は考えていく必要があるのではないかとこのように思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 結局ね、飼い猫と区分することによってね、飼い猫が野良猫化しないようになるんですよ。そのために、ストップをかけるためにね、こういうような制度をつくったらどうかと、よそでもそういうふうな条例ができておりますから。先ほど研究するやら検討



するやら言うようだけれども、これはね、ごみ収集される方は本当大変だろうと思う。よく辛抱してとってあるなあとは思うんですよ。そういう気持ちも察して、行政は地域に任せるのも、それは一つの方法だけれども、やはり行政が指導をしないと、そういうようなムードにもなっていないと思うんですよ。そういう点で、もう少し積極的にこの問題に取り組んでもらいたいと思います。

なぜ加藤一二三九段が損害賠償を600万円からの判決が出たか。やはりそういうような地域の人も、もうこんなにたまらんのですよという気持ちが出てきているんですね。これがただ太宰府市民の方はおとなしいからかもわかりませんが、皆さん余り言われなくて済んでいると思いますけれども。やはりごみ収集等、近所迷惑を考えて、できるだけこれは推進してもらいたいと思います。

私、この問題を出すために3冊の本を読んだら、全部有名人がいい猫ばかり、何十万円か何百万円かするような猫ばかり抱いてあるんですね。そこで、やっぱり外に出されないという問題だろうと思うんです。中途半端な飼い猫であれば、そういうような問題が出てきていると思いますので、野良猫化しない対策をお願いしておきます。ようございますか、部長、お願いします。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（和田有司） 先ほど申し上げましたけれども、第五次総合計画案の中でも環境マナーアップの項の中で検討をしていくというふうにお答えいたしました。この中で、もう少し詳細について研究をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 今、力強い部長の言葉に私も感激しまして、そういうふうで環境問題で、ぜひとも取り組んでいただきたいと思います。以上です。

以上で第1問目終わります。

○議長（不老光幸議員） 2点目の答弁をお願いします。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 1項目の医療費削減に対する考え方について、市長答弁ということでございますけれども、私のほうから回答をさせていただきます。

まず、国民健康保険では、医療費の大きな割合を占める生活習慣病の予防に特化した特定健診、特定保健指導を実施しています。また、若い年代からの生活習慣病予防が大切なことから、保健センターで健康教室を実施しているほか、地域全体で健康づくりができるよう、校区自治協議会を主体とし、スタッフ等の支援を行いながら事業を展開しています。また、ご高齢の方に対しましては、地域や保健センターでの健康教室を実施しているところです。これらを通しまして、健康について自分自身で、そして地域で趣向を凝らし、取り組み続けることが重要なことだと思っております。

特に高齢になっても元気であり続けるためには、こうした直接的な健康にかかわることだけではなく、文化、芸術、スポーツ、農業等、さまざまな領域での活動の幅を持っていることが大切なことだと思います。これは高齢になってから始めるということもありましょうけれども、若いときから親しむということが大切なことであると思います。これらを通しまして、結果として医療費削減につながるというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 2項目めにつきましては、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、医療費の市民負担や市民の健康づくり、また医療費削減についてでございますが、日ごろからの年齢、体力に応じたトレーニングやスポーツ活動などが健康維持増進と病気予防の観点から効果があることは十分承知をしております。また、医療費の削減につながるものというふうに認識いたしております。

次に、トレーニング体操やレクリエーションなどの専門指導員配置についてでございますが、本市では生涯スポーツ振興のため、体育指導委員を委嘱しております。地域や団体からの要請に応じて、スポーツの実技指導やその他スポーツに関する指導、助言を行っております。今後も地域との連携を深めながら、継続した活動を行ってまいります。

また、地域の健康、スポーツニーズに応じた指導員不足を解消できるように、スポーツリーダーバンクなどの整備を図りまして地域のニーズにこたえ、健康づくりを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 次に、3項目めの高齢者の健康づくりの考え方についてご説明を申し上げます。

5月末日現在の高齢者人口は1万4,600人を超え、21.1%を占めております。住みなれた地域で安心して、その人らしい生活を継続していくための多様な支援の中で、本市が重点施策として行っている一つとして、活動的な85歳を目指した介護予防事業を展開しています。

その事業の内容といたしまして、1つ目は毎月1回の健康相談事業、2つ目は、高齢者の転倒防止などを目的としたトレーニングを取り入れた教室の2つのパターンで、毎月各1回実施しています。3つ目は、身体レベルを知っていただくための体力測定と運動指導教室を年2回、夏と冬に開催しています。また、昨年度からの新規事業として、市中央部だけではなく各自治会の公民館を訪問して、元気教室を実施しています。この教室は自治会組織との協働で開催しており、独居や閉じこもりの高齢者の掘り起こし、そして見守りにつながる活動の一端にもなっており、自治会関係者からも評価を得ているところでございます。

平成21年度は10の自治会で387人、延べ1,719人のご参加をいただきました。また、平成22年度も、現在のところ6自治会から共同開催の意向があり、順次開講しているところでございます。そのほかに長寿会等からの要請によります出前講座で、健康講座や運動教室を公民館で実

施しています。以上の教室には、専門の指導員を配置して実施しているところであります。今後も、さらに高齢者の健康づくりについては進めてまいりたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 今回答を3部長からいただいたわけですね。これ一つの中心的な部ができて、そして横の体制をつくれればね、今のようにそれぞれの部ないし課でしなくてもできるんですよ。それが、それぞれやりよるからアンバランス的な地域への浸透もできないということじゃなかろうかと、私聞きながらまず思ったんですね。ほんで、これは市長、専門のね、やはり担当課をつくって、横の連絡もとりやすいような体制づくりが、これ日野市の場合は専属の職員が2人おるんですね。その人たちが中心になって、各所管課にお願いしたりしてやっているんです、自治会やら。そういう体制をやはりまずとるべきじゃなかろうと思っておりますが、市長の考え、どんなふうでしょう。

○議長（不老光幸議員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） 健康づくりといいますと、やはり総合的な健康づくりを目指すというふうには私はいつも言っております。体力もそうですけども、文化的なこともそうですし、そういうところですべてをですね、1カ所で集めてやるということは、やはり難しゅうございます。しかし、市長が常々言っておりますように高齢者を外に出す、毎日動いていただく、あるいは毎日頭を使うというようなこと、何かをしていただくという目標があるかことが、やはり健康につながるのではないかなというふうに思っています。

今、それぞれ各部長がお伝えしましたように、医療費的な面から健康を守る部分、あるいは体力的な面から医療にかからない部分というふうにそれぞれ分かれておりますので、その連携は、私どもいつも部長会あるいは庁議の中で健康づくりについてはこうだよというふうなことをいつもすり合わせをいたしておりますので、それぞればらばらじゃなくて、それぞれがやるのが市民の体力向上、健康を保持するということにつながるというふうに考えております。決してよそのことは知らないというふうなことではなくて、よそのこともわかりながら、それぞれが目的を遂行していると、そういうことでございます。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 副市長の言われることもわかるんですけどもね、なぜ日野市があれだけのことをやってあるか、それによって医療費がかなり違ってきているんですよ、医療費、病気にかかる人が。スポーツをやっている人の4倍近くの方が、スポーツをやっていない人は罹患率が高いということです。やはり外に出ていただいたり、いろいろな軽い体操をしてもらおう。これそれぞれ体力に合わせた教室を、ここの場合は27カ所に分けてまでやってあるんです。太宰府の場合も、各公民館にそういうような専属のトレーナーあるいは講師をつくってやるべきと思うんですよ。

こういうレクリエーション協会だとか、そういうことを言うたら教育委員会というような言い方をすぐされるわけですけども、やはり健康づくりという立場から見れば、日野市の場合

は健康課でそういう専門のリーダーをつくられたわけです。それが31人、3年の間にですね。大体半年間ずっと所定のコースをされたら、一応免状を上げてあるわけですがけれども、そういう人を養成すれば、その人たちが今度は各公民館に散らばって、何曜、何曜ということのできるわけです。そういうようなシステムが、今3人の部長言われたけど、どこで大体、そういう要請をやろうとすればどこの課に、課というか、部になるんでしょうかね。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 私のほうでご回答をさせていただきましたのは、特に高齢者医療、介護保険とかができてですね、それからやはりそのいろんな課題に対応するというその制度そのものへの対応、そのものからやはり介護予防というのが、また重点的にクローズアップされてきたということでございます。

太宰府市の中で、先ほどご回答申し上げましたように、地域で健康づくりというふうにしてきております中ですね、やはり地域の中で積極的にご協力をいただいて主体的に動いていただけるそういうところと、やはりまだそういう組織も十分機能していないところとか、やっぱりさまざまありまして、私どもの中の課題としては、やはり行政と地域と一緒にあって少しでもそこを掘り起こすことから進めていくという、まず初期の段階と申し上げたら本当に申しわけないですけど、そのような段階かなと。

やはり今度自治協議会関係、いろいろできてきておりますから、そことの連携も当然つながっていくわけですが、やはり特に高齢者のことに関しましてはですね、今申し上げました特に中心的な課題は、出てきている人はいいんですけども、そうでない人をいかに出てきていただけるようにするか。それはやはり地域の中でそのようなご協力をいただきながら、一つは教室なりを開いていくことかなというふうは今考えておりまして、質問のご趣旨とちょっと変わるかもしれませんが、その辺をやはり中心的課題というふうにとらえています。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） せっかくね、保健センターがありますから、あそこで各行政区の方、何人かずつでもある程度募集してでもやられたらいかがですかね。そして、その人たちが地元に戻って、公民館等でそういう行動をしてもらおうというふうで。そうしないと、さっき体育指導員にね、任せてあります。これは恐らく体育指導員の方は全部若いから、恐らくそういう高齢者のほうには目がほとんど行っていないんじゃないかなという気がしますのでね、やはり今問題になっているのは高齢者の方をいかに病氣や寝たきりにさせないかということですね。それで、先ほど生活習慣病をなくす、これはもう一番大事なことですけど、そのほかにやはりそういううっぶん晴らしというたらおかしいけど、そういうふうに背伸びをしたり、いろいろすることによって違うんです。

私たちが日野市に行ったときは、約50人ぐらいの方が体育館のようなところで運動してありましたけど、みんなにこやかですよ。もう隣の人を恐らく誘い合わせたりして来てあると思うんですよ。やはり近くにあれば、そういう皆さんも公民館に行こうかというふうになってく

と思うんですけど、その体制づくりを早く行わないと。

私はもうこれはかなり前から、最近では都府楼保育所が民間委譲になったときにでも言ったように、職員が10人ぐらいおらっしゃったから、そのうちの半分でもできんかというようなことも言ったことあるんですが、やはり前向きにこういうものはしないと、藤井議員の発言があったですがね、所得200万円ぐらいで約30万円の保険料を払っている。そしたら、170万円で年間4人家族が食べていかならん。そしたら、1食減らしたりいろいろすることによって、またそこに病人がでやすいという問題が出てくるんですよ。そういうものをやっぱり省くためにも、早くこの体制づくりをお願いしたいと思いますが。

最後に、市長、この健康問題、寝たきりをつくらないために、そういう組織のあり方を検討していただきたいと思いますがね。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 基本的には、副市長あるいは部長が答えたとおりでございます。私は、その人の生活リズムの中で絶えず生活できるように、その中の運動といたしましうかね、そのことも大事であるし、あるいはデイケアに行かれています方々等々については、それぞれのデイケアの中で、そういった散策あるいは筋力トレーニングもやられております。それから、市内には歩こう会であるとか、あるいはご存じでしょうか、各公園、歴史スポーツ公園であるとか梅林であるとか、高雄もできましたけども、それぞれの公園の中で、5時半になりますとウォーキングをし、そしてラジオ体操をされると。自主的にそういった啓発、本市だけが啓発しているわけではありませんけれども、マスコミであるとか、今はテレビ、ケーブルテレビ等々でいけば、健康に関することが非常に多い。そういった中での啓発、誘発しておる状況等もございます。

そういった中で、市民の皆さん方の健康に対する考え方、とらえ方が昔から見ますと、相当の向上といたしましうかね、があるというふうに思っております。本市の健康対策等々についても、今横流れの中で行っておりますから、すべての事象の中で一元化した時期もあります。

しかしながら、そこには専門性があるって全庁的にならないというふうな弊害もありました。したがって、今は各セクションの中でそれぞれの立場の中で効果、努力をすること、行政力を発揮すること、そのことが全体的な行政力の効果につながるというふうなことを繰り返しながら、今行っております。したがって、今は必要に応じてはプロジェクトを編成するとか、そういった形の中で、むしろ行っておるような状況です。市民の健康はそれぞれの所管にあるわけですから、それぞれの中で、バランスのとれた、協力しながら行っていけば、あるいは情報を一元化していけば、共有していけば、私は一元化、必ずしもしなくても同様の効果があるというふうに思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 最後に、私お願いしておきます。

医療費がどんどん下がっておるような自治体のね、内容を調査をされて、本市にそういうものを取り入れられてですね、一般会計が今約200億円ですよ。こういう特別会計、医療関係、保険関係についてが150億円、約160億円になると。もう余り一般会計と特別会計が、もう接近してきておると、そういうような状態ですから、できるだけ一般会計から繰り出したりせんように、やっぱり努力すべきだと思いますので、そういう先進地といたらおかしいけれども、健康な都市づくりをしてあるところの行政のあり方を研究していただいて、早急にこういう問題については取り組んでいただきたいと思いますので。

これをもちまして私の一般質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員の一般質問は終わりました。

次に、9番門田直樹議員の一般質問を許可します。

〔9番 門田直樹議員 登壇〕

○9番（門田直樹議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従い質問をいたします。

まず、第四次総合計画の評価についてですが、昨年12月、定例会における渡邊議員の一般質問に対する総務部長のご答弁では、一定の成果、課題等の把握はしているものの、施策の客観的な成果目標を掲げていなかったため評価はしていないとの趣旨を述べられています。しかし、同計画策定に当たっては、百人委員会を初めかかわった市民も多く、やはり評価をまとめ、公表すべきではないでしょうか。

また、地方自治法の規定は私も承知いたしておりますが、評価、検証せずとも次がつくれて、それで問題ないようならば、そもそも最初から必要ないのではないかと感じてしまいます。お考えをお聞かせください。

次に、市長の任期と基本計画についてお尋ねします。

井上市長の任期も、あと一年を切りました。現時点でこの3年間を振り返りますと、財政改革の推進を初め多くの施策で実を上げられ、また特に失政、失点もなく、順調に市政のかじ取りをしてこられました。したがって、2期目に対しましても、いずれ前向きなお考えを表明されるものと期待いたしております。

さて、そこでその市長の任期4年間ですが、総合計画10年、基本計画が前期、後期5年とかみ合い合いません。2期、3期と再選されるにしても、マニフェストはさまざまな状況の中で変わることも当然あると思いますし、前任者と大きく異なる考えを持った市長が登場する可能性も否めません。市長の任期に合わせ、総合計画の計画期間を12年間、基本計画を前期、中期、後期の各4年にすることが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

また、関連しますので、市長のマニフェストの達成状況と任期満了までの完了見込みについてお聞かせください。

次に、第五次総合計画の策定に当たっては、素案を審議会に諮問し、最終案を決定するとされてはいますが、同時に市民の議論を喚起し、広く意見、要望を取り入れるべきだと考えます。

同素案には、市民との協働による、公正で開かれた市民参加による、市民の声を聞く機会を設けていく、市民参画のまちづくりを進める等々の記述がありますが、この素案策定の過程で一般市民の参画があったとは、とても言えないと思います。議会に報告された策定過程では、市民意識調査、市民100人インタビュー、もっと元気に・がんばる太宰府応援団、市長と語ろう未来の太宰府・ふれあい懇談会などの市民の意見を聞いたとありますが、協働や参画とは、ただ意見を聞くのではなく、読んで字のごとく、ともに議論を闘わせ、協力してつくり上げていくものです。

そこで、市長にお尋ねします。

市民のための総合計画であるなら、素案づくりの段階から市民参画の場を設けて声を吸い上げるべきだと思いますが、現実には3月に行われたパブリックコメントと総合計画審議会委員の市民公募だけです。今後の作業は同審議会が中心になるとは思いますが、ご承知のように市内にはさまざまな意見を持ち、活発に活動されている団体や個人の方々がおられます。審議会の議論と同時に、これらの市民と情報を共有して協働、参画を実現されるお考えはお持ちでしょうか。

最後に、12月定例会では、職員が途中途中で市民の中に入って行ってその声を反映させ、議会にも報告をするとご答弁がりましたが、もう少し具体的にご説明をお願いします。

以上、再質問は自席から行います。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 市長答弁ということでございますが、まず私のほうから回答をさせていただきます。

まず、第四次総合計画の評価ということでございますけども、第四次総合計画は計画期間が今年度、平成22年度までとなっております。現在進行中でございます。今ご質問の中でも申し上げられましたように、平成20年11月に後期基本計画の総括調書というものを作成いたしました。その中で一定の成果でありますとか、課題等の調書として把握はいたしております。ただし、この中では施策の客観的な成果指標を、第四次総合計画の中で先に掲げておりませんでした。そのために、この中での評価としては各所属のほうから、どれくらいの目標に対しての進捗度であったかという自己評価による達成度での総括となっております。今後は議会に報告し、総合計画審議会において委員の皆さんに資料提供する予定といたしております。また、その後で、ホームページ等で公表を考えております。

このような第四次総合計画の評価ということでございますが、毎年毎年の評価を行っております。これは、施策評価として議員の皆さんにも毎年配付しております。さきの平成20年度の評価として、昨年8月ですか、でき上がったものをお届けして、平成21年度分までの評価としてこれから作業に入って、平成21年度の決算とあわせてまたご報告をしていく。そして、平成22年度、最後の評価として、また平成23年度に評価を返していくというふうな流れとしてきておりますので、そのような評価も参考にさせていただければというふうに考えておるところで

す。

次のマニフェストの進捗状況と任期満了までの関連でございますが、まずマニフェストでございますけれども、5つの重点施策で、22の実施項目をマニフェストに掲げられてあります。その中では土曜窓口サービスの実施でありますとか、待機児童解消に向けた南保育所の定員増、あるいは学童保育所の時間延長などの子育て支援の充実、またまほろば号の新規路線の実現など、既に達成したもの、あるいは現在進行中でございます景観条例の制定でございますとか、学校施設の耐震化工事、そういうものもございまして、任期満了までには、すべてのマニフェストについて達成できると考えておるところでございます。

一方で、市長任期と基本計画のことのご質問がございましたけれども、よその市では市長任期に連動したマニフェスト対応型の総合計画を作成するなど、そういった取り組みがなされていることについては承知をいたしております。

しかし、総合計画といいますが、地方自治法第2条で定めます市の基本構想を議会の承認を得るといふような形の中での市、市政全般の中・長期的な方向性を示すもの、そして一方でマニフェストといえますと、政党の綱領とか、政党や選挙の候補者が選挙前に市民、住民と約束した選挙公約でもございます。そういうことから、総合計画とマニフェストについては性格が異なるものと考えておるところでございます。

次の市民の意見、要望を取り入れるという考えについてでございますが、これまで平成20年12月に実施いたしました2,000人を対象とした市民意識調査、また平成22年3月、今年でございますが、実施いたしました1,000人を対象とした市民意識調査、そして総合計画策定委員によります市民120人インタビュー、そして第1期、2期と続けてきましたもっと元気に・がんばる太宰府応援団、そして現在も継続しております市長と語ろう未来の太宰府・ふれあい懇談会などで、いろんな方の意見をお聞きし、それを踏まえながら素案を作成してきております。そして、その素案に対するパブリックコメントを募集して、多くの市民の皆さんの意見をお聞きしてきたところございまして、今後はこれらの意見を反映させた素案を、市民公募も含めて15名の総合計画審議会委員さんがおられますが、市民公募の方も7名おられます。その審議会に諮問を行いまして、さまざまな角度からご意見をいただき、総合計画として策定してまいりたいと考えております。

最後のご質問ございました職員が市民の中に入ってというものでございますけれども、この総合計画の策定につきましては、全課の職員が携わって策定委員会をつくっております。その全課の職員がそれぞれの職場の中において、それぞれまたこの総合計画と違う流れの中でいろんな計画でありますとか、現在市民のパブリックコメントを聞きながら市民説明会等も入ってやってきております。そのようなことも総合計画と並行して行われていきますので、その折々議会のほうにも報告し、一つの総合計画としてまとめていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。



○議長（不老光幸議員） 9番門田直樹議員。

○9番（門田直樹議員） 今までのご答弁と何かほとんど変わらなかったというふうには理解しておりますが、まず第四次総合計画の評価に関しては、まとめると、毎年我々もいただいておりますが、事務評価ですか、ああいったものがあるじゃないかということですね。あるいは、決算とか予算の審議の中でということも、以前は言っておりますよね。その中で説明をしていると。だけど、市民に対して何かそういうアクションは、何かやっておりますか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 今ご質問、第四次総合計画の評価としては、これまで公表はいたしておりませんでした、第四次総合計画としてはです。ただ、毎年毎年、その時点までのいろんな施策といたしましては、平成16年度からの実績でありますとか、成果指標として到達度としてのそれなりの評価をつくってお届け、議会のほうにも報告し、公表をいたしてきておるところでございます。

○議長（不老光幸議員） 9番門田直樹議員。

○9番（門田直樹議員） 総合計画10年だから、やっぱり10年の総括というものがやっぱり要るんだと思うんですよね。つくるときには10年だけど、振りかえるときには1年でいいとか、そういう理屈にはならないと思う。

第五次総合計画の素案のほうにも少し入りますが、一言でいうと、そんなに前の第四次後期基本計画ですね、今ちょっと手元にありますが、そんなに変わらないと思う。

それと、私ですね、今日の、ちょっともう順不同でいろいろお聞きしたいんですけども、一言でいえば、そういう民は寄せたけども知らしめたかどうかですね、そこにまずちょっといろいろと疑問がある。といいますのは、前の百人委員会ですね、100の方がいろいろかなり乗って活発な意見等を出されたそうですが、実際でき上がってみると、どうもおれたちの話したのと違うという。これ何か前もだれか、片井さんだったかな、一般質問とかで言いましたが、私も別のところでそういう話を聞きました。それに対して、とにかく10年終わったと、どこかにそういう声も反映されて、この10年、この計画をもとに施策をずっと続けてきてですね、これだけの成果があったんだよということは、やはり言うべきじゃないのかと私は思うわけですね。

それで、同じように、例えばこの素案ですけども、例えば施策の大綱ということで6つほど掲げてありますけれども、要は字の一つ一つを見ていったらですね、別にこれで文句ある人はだれもないと思う。いわゆるそのとおりですよ。健やかで安心して云々とかね、要するに立派なまちづくりをするということだったらそのとおりですし、そこに書いたのをですね、防犯、防災対策の充実なんて、ここの大綱自体は別に10年なんて言わずとも、これ100年でも通用するわけですよ。100年計画と言ったって、別にこれで通用するでしょう。ただ、この中の、例えば健やかで安心の中の防犯、防災云々ありますけども、例えば更生保護のことは一言も書いていない。暴力反対とか防犯、防災だけでは、犯罪はなくなりません。そんな議論は

あったのかなかったのか。

国際交流、友好都市云々とありますけども、じゃあ国際性は一体何なのかと、そんな議論があったのかないか。国際性というのは、他国の文化を区別しないことね。それから、自国のことを、自国の歴史、文化を熟知していること、そして何よりも愛国心を持っているということですね。そんな議論があったのかないか。もしそれがあったんだしたら、ここの豊かな心を育みの中の学校教育の充実とかですね、この辺と必ずかかわってくると思う。そんな議論があったのかなかったのか、我々にはちっとも見えない。市民から見えない。だから、どういうふうなつくり方で、どこからどう行くのかと。

今度審議会が市民7名ということであるということですが、この前、総務文教常任委員会で仙台市のほうに行政視察で勉強に行かせていただいたんですが、仙台市のほうでは100万人都市で、審議会は30人、識見者の一般市民と議会から6名、残りがそういった方々ですね。各地区地区、自治会レベルまで足を運んで、いろいろ説明をしたり意見を酌み上げたり、そして行政からのたたき台はゼロだったということです。ゼロからブレインストーミングを始めて、ゼロから審議会がつくり上げていったということですね。

別に、最近もうご承知と承知と思いますが、こういったことが特別ではないと。この前のガバナンス、お読みになられたかもしれませんが、総合計画の特集というのがあっていましたけど、いろんな意見がありました。この中で、例えば冒頭片山元鳥取県知事さんに言わせると、総合計画なんて要らねえよということをこの人は言っているんですね。県知事ですからね、県と市町村はいろいろ違いますけれども、言われてあったのは、とにかくまず自分が知事になったから、いわゆる箱物ですね、財政厳しい中で、その計画があったのでそれを見直そうとしたら、まずその総合計画、総合計画と、総合計画があるからこれはだめですよ、知事と言われたと。いや、じゃあそれは何なんだということで、だけど結局縮小、廃止を、事業をしていったわけですね。そうすると、今度は議員が、いや、県民が困るということをしごく言うてくると。困る県民てどんな方ですかという、要は業者さんらしい。だから、そういうふうないろいろ調べると、昔の帝都建設の計画から、ずっと綿々と流れるような、いわゆる箱物づくりの歴史というのはあったみたいですね。

しかし、今はその箱物から、言ってみればその場をつくるということにシフトが移ってきているのではなかろうかと。ですから、こんなふうな、悪口を言うとかこういうふうな美文で飾ったようですね、金太郎あめとかよく言われますけれども、こういうふうな中ですね、市民が協働したり参画したりできるような場をつくるようなものに移ってきているのじゃなかろうかと思うんですね。

今、市長のマニフェストも説明していただいたんですが、ここに今市長のマニフェスト、ホームページに載っていた6月の頭の部分で、完了が5、進行中が16、研究中が1というふうに案内がありました。この中の、もう大きな番号でいったら4番目、市民が参画できる行政運営ということをどんと挙げてあります。

ですから、何が言いたいかというところでですね、議会と行政だけ、二元性とは言ったものの、これだけじゃあもう今からだめだと思うんです。いすは最低、いすとかかなえですね、バランスは3本の柱がないとだめでしょ。5本も6本も要らないけど、3本の足が要る。ですから、まずは議会は確かに予算、決算等でいろいろと詳細な審議にもかかわっておりますけれども、市民に呼びかけた以上は、それを報告する義務と責任があるんじゃないかなろうかということです。もう一度お答えください。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 今ご質問いただきました。

先ほどの片山元知事の分を私も読みましてですね、この総合計画の基本計画に載せることが、もう一つのこれからの事業の進捗を確保したということになる、そのような時代ではないということをおっしゃってありました。私もそのように考えております。

そのような中で、今後この素案の中に基本構想と基本計画という2本立てになってきております。今日の基本計画についても、今おっしゃいましたように、いろんなこれだけの項目でいいのかという議論もあろうと思います。そのようなことも今後広く意見は聞いて、修正等入っていくものというふうにとらえております。

あと、これをまず第四次のことににつきましては、その辺の最終的な評価、どうであったのかということ、やはり市民のほうに返していかななくてはならないと。それに基づく反省点は反省点、今後の改良点は改良点として、第五次の中に、私どもとしてもこの審議会の中で、その時点での評価ということをして申し上げて、市民の方の意見も聞いていかななくてはならないというふうを考えております。

そういうことから、そういう面もありまして、広く市民等の意見を聞くという、そういうこれからの基本構想、総合計画であろうというふうに私も理解するものですから、その横にあります市長任期等と合わせたような、マニフェストと合わせたようなことではどうなのかなというのが、一つ私自身もどうだろうかと考えているところでございます。

○議長（不老光幸議員） 9番門田直樹議員。

○9番（門田直樹議員） 総合計画というものは、何かまくら言葉みたいにですね、質問するほうも答えるほうも総合計画に掲げられておりますようにとよく言いますね。ルートホルダー、パソコンでいうとですね、みたいなどころにおるということを確認するために言っていると思うんですが、今総務部長のお答えの中で、いわゆるマニフェストと総合計画は性質が違う、それはもちろんそうですよね。しかし、関連は大いにあるのではなからうかと。

市の、自治体の施策の、まずプランの中心になるのは選挙で選ばれた市長ですよね。と、その総合計画が違ったらどうするんですかね。ちょっとお聞かせください。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 今おっしゃいましたようなところが課題としてはございます。基本構想、基本計画というのがございまして、この基本計画の中に包含するいろんな事業を全部入れ

ると、それは予算はとてでもないですけども足りないという状況になります。これからの、もう一つ予算状況をこれから推移を見て、見込んで、この基本計画をいかに実施計画として予算を配分していくかというものを、これからつくっていかなくてはならないというふうに考えております。

そのような中で、新しく選出された候補者、あるいはこのマニフェストについても候補者が複数おられたら複数のマニフェストということになりますので、そのようなものを照らし合わせて、この基本計画の中の優先順位をどれからしていくのかということ、予算の裏づけをつけたものでやっていきますので、この基本計画すべてが一斉にするのではなくて、やはり裏づけを持った予算としての実施計画というところで、新たな選挙で選任を受けた、市民の負託を受けた方の政策が反映していくものと考えております。

○議長（不老光幸議員） 9番門田直樹議員。

○9番（門田直樹議員） 総務部長は、以前も基本構想は議会の承認後10年間継続する、あくまでも行政運営については、実施計画により事業の推進をしていくと、当然のことなんですけど、わざわざ何かこのことを言われているというのは、要は基本構想自体は一つの理念であってということ、言外に言われたんだらうと私は思うんですけども、しかし今から今度のはつくるほうですね。つくっていくという中で、先ほどちょっとガバナンスの話しましたが、皆さんご承知のようにあちこちの自治体、北海道の栗山町しかり、これ議会ですかね。あるいは、あそこの京丹後市ですか、ここなんか非常にもう大変な状況の中で、議会が市長が出してきた総合計画案に、構想に対して100カ所修正、もう結局全部作りかえてですね、やったと。特別委員会つくって、全員、20名ですか、全員参加で100時間やったということですね。実際それぐらいしないと思いません。あるいは、東京の有名な三鷹市とかですね、いろいろ先進的なことをやってあります。

太宰府が今すぐそういうふうなことをすべきかどうかというのは、ここからの議論ですけども、ただ民意をいかに酌み上げるかというのは、これはいつも市長言っております、為政者として一番大事なことはなからうかと。

確かに判断する部分が複数になると、非常に困るということはよくわかります。しかし、こういったことというのは時間もかかる、お金もかかる。だけど、言ってみれば民主主義のコストみたいなもんだと思う。その中で、もし職員だけだったら、執行部だけだったら、すうすうすうすう行くところが、そういう協働といったばかりになかなか進まないかもしれない。また、中にはですね、もう本当に想像を上回るような非常な見識の方なんかもやっぱりおられるわけですよ。そういうのを一々聞くと、なかなか進まないかもしれないけど、それをやっていかんと、本当の民主主義はないんじゃないかと、そう思うわけです。

私もいろいろ勉強させてもらったりもしよんですけど、自分の非力というのをつくづく思うのと、議会として責任のある仕事をしていくには、やはりこういったことは無視できんなど。無視できんどころか、逆にやっぱり常に見えている、つまり相互のですね、情報が一方通行じ

やあいかんと思うんですよ、お互いですね。議会と執行部でよく、これは聞いていなかったとかという話がありますよね。

それと同じように、先ほど総務部長のお話で、2,000人、1,000人、100人のいろいろご意見を伺いましたというお話ありましたが、そのときに本当に市にとってどういうふうな問題があるのか、その選択肢はどうかとか、どれだけの情報を与えていたかですよ、だと思う。若干の択一みたいなことをアンケートしたり、お好きにお書きくださいとか、通常そういう形式ですよ。どれぐらいの情報、一方通行じゃなかったかですよ。そして、その結果がこうであれば、あえて納得というか、できると思うんです。

もし、今トータル、お答えをまとめると、結局審議会ですとやっている。審議会の7名の委員さんたち、ちょっとまだどなたがどうなられたか知りませんが、ちょっともう一回、さっきの片山前知事のお話をしますと、審議会は、これはここに書いてあることです。審議会は、もう行政の思いどおりに。まずは、選択するときに、好きなこの人だったらいいだろうというのを選べる。選んだ中で方針にそぐわない人がいたら、会場を籠絡すればいいわけですよ。そして、それでもダメなら、多数決ではね飛ばせばいいと、それが実際ですよ。そうではないと思いますけども、ただ私も以前市の審議会の委員しておりました、議員になる前です。ただ、実際に一市民が行ってですね、市のそうそうたる情報を持った方々がおられて、あるいは専門家がいられて、なかなか個人の意見、ちょっとここはと思ってもなかなか言えるもんでありません。この15人の中の7名、非常に活躍を期待したいんですけども、そのみをもってよしとするというのには反対です。もし、そのまんまそれだけでですね、またそれで議会からのアクションもあるべきだと思うんですが、このまんまでいくんだら、もし12月議会にですね、その前に9月がありますけど、出ても、少なくとも私は賛成できない。なぜなら理解できないから。どこまでそういうふうな報告をされる課もありますけれども、ということをまず申し上げたいと思います。

最後、基本的に全部、これ市長に対してちょっとお尋ねした内容ですけども、最後にですね、先ほど言いましたけども、市長は市民の参画というものを真正面からうたっておられます。この件に関して、何らかもう一步踏み出してですね、やるようなお考えはないのか、最後にお答えください。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 第四次のときは総務部長でございました。やり方等々については、いろんなやり方があります。人の聞き方、市民の聞き方については、どれが正しい、どれがいいというふうなものはないと思います。足を運び、日常的に365日、やはりアンテナを立て、そして歩き回ると、聞いて回るとのこと。そうした聞いて回るとのこととはどういうことかといいますと、現場を知るとのこと、どういった状況にあるかということを知るとのこと。ただ単に集まっていたら意見を聞いたり、それを何十回したからといった形で、それが市民の意見を聞いた、反映したことになるかどうかというふうなこと、いろいろあります。第四次のと

きについては百人委員会、各ブロックのほうから、各地域から聞きました。同時に、市民意識調査もやったことも事実です。いろいろなやり方があるわけですが、国でも県でも、私も県のほうの審議会委員とかいたしております。すべてゼロからやっているかといったら、やっております。やはりそこはプロといいたほうがいいかな、たたき台、いろんな意見を集約した中でこうあるべきだというような形の一つのたたき台をつくり、そしてパブリックコメントであるとか、そういった形を聞いている。そのプロセスの中でどれだけ意見を反映していくかというふうなこと、これが大事であるというふうに思っております。

今回の場合については、アンケート調査、意識調査であるとか、あるいは前と違うのは、各44行政区すべてにわたって意見を聞いております。そして、意見を聞くというよりも、生の意見と私の意見も含めてお話をいたしております。今まで41行政区行きましたか。あるいは、土日等についてもあらゆる団体、あらゆる市民と数多く接しております。そして、私なりにマニフェストといいたほうがいいかな、市のホームページの「まにまに」日記にも掲げております。その中からも意見が出てまいります。以前から比べますと、多くの皆さん方が手紙であるとか、直接電話であるとか、そういった形の中で、あるいはある方は一つのレポートをまとめて私のところに送ってこられたりと、そのことについては現課のほうにお渡ししたいというふうな形で共有するような形で行っております。

聞き方と協働のまちづくりの基本は、ゼロからの、それをすべて任せるというようなことではないというふうに思います。それは私ども為政者ですから、そこに責任者としておるわけですから、あらゆる分野に耳を広く傾け、そして市民の方が、ああ、任せていいなど、信頼される、その結果としてそういった状況をつくり上げるのが、知らしめるとか、知らせないというような意味ではありません、論語の中でも。広く市民に知らせないというようなことではありません。それだけの政治に対する信頼度を高めようというふうなことを、孔子は言っておるわけでございます。

そういったところを含めて、私どもは広く広聴広報を行っているというふうなことについては全然変わりませんし、それからもう一つは第四次総合計画の部分と、それから事務評価、行政評価と、それからあらゆる角度からの評価もしておりますが、それから予算の一つ一つ、コード化いたしております。すべてコード化して、その事業に予算がついてどういうふうに動いていったか、それに基づいて評価をしておるわけでございます。その辺のところを含めて公表というような形の中で行っておりますから、一人一人の意見を聞くということは難しゅうございます。そのために地方自治法の中から議員の皆さん方もおられますし、それを補足する意味において広く行脚も、足を運んでやっております。職員も同じ気持ちの中でやっておりますので、その中で出てきた総合計画は、住民の皆さん方と違うというようなことはあり得ないと、方向性については間違っていない。それから、首長が、市長が将来の10年計画、100年計画立てて行うのは、私は責任持って、自分のマニフェストの薄っぺらなそういった4年間の部分の中で行うようなものじゃないと。私は生まれも育ちも太宰府でございます。将来を見越し

て責任持って、私は貫いていきたいと、総合計画も含めて納得のできるような、自信持って提言できるような形でまとめ上げたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 9番門田直樹議員。

○9番（門田直樹議員） ありがとうございます。

ただ、私のちょっと質問の仕方がまずかったのか、うまくちょっと伝わらなかったところがあると思うんですけど、それは行政のプロとしてですね、そういうふうな判断、フィルターと申しますか、そういったものは当然あると思うし、それはいつだって必要だと思います。そういうふうなランダムにいろんな声が入ってきて実現するはずもないし。そうじゃなくて、先ほど仙台市のブレインストーミングなんかで言いましたけど、それこそストームですね。1回は、まずもうやるときやらせてですよ、その中で生き残った声を酌み上げていくという手順も必要じゃないかなと、私はそういうことを言っております。

いわゆる万機公論に決すべしと、ご承知だと思いますけど、五箇条の御誓文の4番目に、陋習を改め、公道につくべしと、基づくべしと、いろんな解釈があるみたいですけど、陋習というのは悪い風習ですけど、いわゆる閉鎖主義とのことを一般的には指すそうです。公道というのは、それを開示せよと、一番万機公論につながるわけでありまして。

12月ということで、時間があるようなないような、しかし10年間の基本構想というたら、もう時間ないですね。その中で、何かしら私たちもかかわっていきたく思いますので、市のほうもよろしく、特に情報の相互通信というかな、その辺のところはよろしくお願いします。

終わります。

○議長（不老光幸議員） 9番門田直樹議員の一般質問は終わりました。

ここで15時40分まで休憩します。

休憩 午後3時24分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時40分

○議長（不老光幸議員） 再開します。

13番清水章一議員の一般質問を許可します。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

第1点は、政権交代の影響についてでございます。

昨年の総選挙で民主党政権が誕生いたしました。ところが、華々しくスタートをいたしました。が、わずか8カ月で鳩山内閣は頓挫をいたしました。私は昨年の9月、12月、3月議会と、続けて質問をさせていただきました。その中で一貫して言ってきたことは、言うこととやることが余りにも違うのではないかと、こういうことを申し上げてまいりました。

例えば、民主党は地方主権を一丁目1番地と位置づけをいたしておりました。しかし、地方の声を一切聞かずに、政権発足後何をやったか。まず最初にやったのが、八ツ場ダムの中止であります。これは地方主権とは逆行するのではないかと、昨年の9月議会で市長に見解を求めました。第2の普天間と言われるほど、現在も硬直したままのようでございます。その後、暫定税率の廃止も公約破り、子ども手当も地方に負担をさせないと公言をしていたが、これももうそ。政治と金の問題も先送り。また、陳情システムも、民主党幹事長室に一本化して何をやったか。陳情に来るなら、民主党を応援してこいなど、あいた口がふさがらない、恫喝とも思える強権政治。高速道路の無料化も、やるのかやらないのか全く不透明。こうしたいいかげんな民主党政権に対して、5月19日の朝日新聞には大きな見出しで、ここまで反対のことをするなんてとのタイトルで、市民の怒りを紹介いたしておりました。郵政改革法案も、衆議院総務委員会で1日たったの6時間未満で強行採決。この暴挙に対して、5月28日朝日新聞社説には、言論の府という言葉ははなから頭にないのだろうか。そう首をかしげたくなる。郵政改革法案をめぐる与党の対応がひどいと厳しく非難し、さらに日本の金融システムに禍根を残しかねない、問題だらけの法案であると指摘をいたしております。

4月1日の同新聞社説には、公明党の山口代表の言葉を引用して、中小企業をいじめるような法案と言われても仕方がないと紹介をいたしました。なぜ急ぐのか。5月28日の社説は、こう続けています。

民主党の小沢一郎幹事長は、全国郵便局長会で郵政改革法案の今国会成立を約束した。何のことはない。参院選を前に、選挙対策や選挙協力に役立つ法案の成立を急いでいるということだと、与党の本質を見抜いています。こうした民主党政権の体質を如実にあらわしたのが普天間の基地の移設問題でありました。

今や国民は民主党政権に対して裏切られた選挙詐欺、失望内閣だ、絶望内閣など厳しい声が報道され、ついに鳩山政権は国民が聞く耳を持たなくなったと国民から見放されたことを認め、菅直人政権にトップがかわりました。民主党は野党時代には、短期に総理が変わることを強く批判してまいりました。これもまた、言うこととやることが違います。

私は市長会として、発言に責任を持つように強く要望すべきと、3月議会でも質問をいたしました。この一連の政権運営に対して、市長はどのような印象をお持ちなのか、まずご所見をお聞かせください。

また、民主党政権は、地域主権を一丁目1番地と目玉政策を打ち出しております。地域主権に対しては賛成ですが、どのような内容なのか、私たちにはまだまだ見えておりません。政府はどのような地域主権をつくろうとしているのか、また本市としてどう変わるのか、その見通しについてお聞かせください。

次に、総合計画についてお尋ねをいたします。

先月、総務文教常任委員会で行政視察を行いました。100万都市の仙台市で、総合計画策定について多くのことを学んできました。視察の主たる目的は、総合計画策定に当たって基本計



画を議会の議決事項に条例で定めていることです。仙台市も本市と同様、平成23年度から10年間にわたる新総合計画を策定中であります。そこで、策定するに当たって、現在までの基本計画における重点事業等の実施状況を、ある程度明確にしております。例えば学校校舎の耐震改修率は、平成20年度に100%と目標を立て、平成16年度65.3%、平成17年度73.6%、平成18年度81%の見込みとして、達成状況は目標達成を目指し、事業推進中などと評価をし、次への取り組みの課題などを明らかにしておりました。

私も過去、総合計画について、総括を市民に公表することを提案したことがございました。本市においては、第五次総合計画の素案ができておりますが、第四次総合計画については進捗状況をどのように把握をし、総括をされているのか、その状況についてお聞かせください。

また、基本構想は議決事項になっておりますけれども、基本計画策定までのスケジュールについてお聞かせください。

最後に、協働のまちづくり推進についてお尋ねをいたします。

先ほどと同様、山形県上山市に総務文教常任委員会で視察をさせていただきました。本市においては自治会を中心にした地域コミュニティづくりが進められています。上山市では、地域や地域の特色を生かしたまちづくりを進めておりました。50以上の事例を紹介していただき、正直言って驚きました。

本市の第四次総合計画では、さまざまな分野における市民リーダーやNPO、ボランティアを育成し、まちづくりの活性化を図っていきますと、地域コミュニティづくりで述べております。具体的な事例や成果、また今後の展開についてお聞かせください。

あとは、自席にて再質問をさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） まず、1点目についてご回答を申し上げます。

民主党の一連の政権運営に対する私の所見はということでございますけれども、今までの官僚主導で行われてきました予算編成を、そのプロセスと過程を透明化され、税金の無駄遣い根絶に向けて、事業仕分けによりまして不要不急の予算の削減を行ってこられたことでありますとか、あるいは事業仕分け第2弾で独立行政法人でありますとか、あるいは公益法人にメスを入れられてきたこと等については、一定の評価はできると思っております。

しかしながら、普天間問題を初めいろいろな問題でいわゆるぶれが生じ、有権者に対する約束でありますマニフェストをたびたび修正されてきたことなどに対しましては、いかななものかなと思う部分もございます。

2点目の地域主権についてでございますけれども、地域主権改革でございますが、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることのできる、活気に満ちた地域社会をつくっていくことを目的としておるところでございます。国が地方に優越する上下の関係から、対等なパートナーシップの関係へと展開するとともに、明治以来の中央集権体質から脱却し、この国のあり方を大きく転換していくものであるというふうに思っておるところでございます。

こういった地域主権の考え方は、太宰府市が進めております協働のまちづくりの中の自治会の制度への取り組みもこの延長上といいでしょうか、にあると、そういった考え方で進んでおるところでございまして、大いに共鳴をするところでございます。

地域主権改革に関する施策を検討していきますために、政府は平成21年11月の閣議決定によりまして、内閣府に地域主権戦略会議を設置されております。これまでに5回ほど会議を開催をされまして、いわゆる義務づけ、枠づけの見直し及び基礎自治体への権限移譲でありますとか、あるいは一括交付金などが論議をされてきておりますけれども、まだまだ制度設計が確立するまでには、紆余曲折があるものと思っております。今後の地域主権戦略会議の動向を見守りながら私どもは対応してまいりたいと、このように考えております。

2件目につきましては、担当部長のほうから回答をさせます。

3件目の協働のまちづくりについてご回答を申し上げます。

太宰府市では、住民自治を確立しますために、市民、NPO、ボランティアを初めとした多様な主体と行政とが協働をしながら、市民一人一人が地域のまちづくりに気軽に参加をし、そして運営にも楽しくかかわれることができるような、そういったまちづくりを展開しているところでございます。

ご質問のNPO等を活用した協働のまちづくりににつきましては、担当部長のほうから説明をさせます。よろしく願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） それでは、2件目の総合計画についてご回答いたします。

まず、1点目の第四次総合計画の進捗状況の把握につきましては、先ほど門田議員へのご答弁もいたしましたように、平成20年11月に進捗状況の調査を行いまして、その調査結果でありますとか市民意識調査、市民120人インタビューなどをもとに素案の作成を行ってまいりました。

第四次におきましては、施策の客観的な成果指標をさきに掲げていないことから、どうしてもどれくらいの進捗度であったかという自己評価の調書での把握となっております。

また、これとは別に、毎年行政評価として施策評価を行っております。現総合計画の体系と完全には一致しておりませんので、非常にちょっと見にくいこともございますが、第五次総合計画においては住民満足度を中心にした指標の設定も含めて、この辺の評価の改良を行っていきたくと考えております。

2点目につきましては、基本構想策定の義務づけを地方自治法で義務づけをしておりましたが、その後廃止の法改正の動きもあっております。現時点では、基本構想策定は自治法上の議決事項となっております。

基本計画策定までのスケジュールでございますが、これまで市民意識調査、市民120人インタビュー、市長と語ろう未来の太宰府・ふれあい懇談会や、もっと元気に・がんばる太宰府応援団で出た意見を参考にさせていただきながら、各課から選出いたしました内部の職員による

委員で構成する総合計画策定委員会で論議したものを部長会、経営会議を経て素案を作成いたしました。その後、この素案をこの3月にパブリックコメントにかけて、いろいろな意見を出していただきまして、それを反映させて、審議会へ提出する素案としてつくり上げておるところでございます。

今後、この最終素案を今月下旬に、15人おられる総合計画審議会、うち7名は市民参加の委員さんでございます。この方たちに、15人の方の審議会に諮問し、この秋には答申をいただく予定といたしております。そして、12月議会に基本構想を上程する際には、基本計画を参考資料としてお示しいたしたいと考えておりますが、その間におきましても、この審議会の途中途中におきまして、議会のほうにも経過報告等をさせていただきたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 3件目のNPO等を活用した協働のまちづくりにつきましてご回答いたします。

本市では、現在NPOボランティア支援センターにより、テーマ型コミュニティでありますNPOあるいはボランティア団体の育成支援に力を注いでいるところでございます。ちなみに本市に主たる事務所を置かれていますNPO法人の認証件数は、平成22年3月末で28法人となっており、県下5番目の法人数となっております。既に本市におきましては、子育て支援、環境、スポーツの振興、高齢者支援などの分野におきまして、市との協働により事業に取り組まれていますNPO団体もございまして、独自に町歩きや段ボールコンポストによるごみ減量などに取り組まれていますNPO団体もございまして。

今後もNPO、ボランティア団体と市民と行政がともにパートナーシップをとり、連携しながら新たな公共を創造し、協働のまちづくりをさらに推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 随時質問させていただきたいと思っております。

市長が門田議員とのやりとりの中でおっしゃっていましたが、政治というのは信頼が大事だということをおっしゃってございました。私も、そのことはもう非常に大事だと思うんですね。信頼を勝ち取るためには、やっぱりそこそこに言ったことに関しては、これはきちっとある程度責任を持って実行していくということが、当然裏づけとしてあると思います。そういう意味においてですね、今後新しい政権ができましたのでどうなるか、私もその辺はわかりませんが、最終的には鳩山総理が言われたように国民が聞く耳を持たなくなったと、どれだけ言ってももう聞かないというような形で、それは本人がみずからいろいろ言ってきたこととやってきたことが違うということをお認めになられたらと思うんです。

事業仕分けの問題で、ちょっと若干検証をしていきたいと思っているんですが、実はこれ9

月16日、鳩山政権が発足する前ですけども、そのときにもう既に閣僚の発表があっているわけですが、これは朝日新聞ですけども、次期財務大臣の藤井さんという方が途中でやめられましたけども、あの人が事業仕分けによって、こんなことをおっしゃっているんですね。ここちょっと見えないかわかりませんが、財源の9兆円は間違いなく捻出すると、こういうようなことを9月16日の段階で、財務大臣としておっしゃっている。この中でですね、総予算207兆円のうち140兆円は年金の支払いや国債償還の特別会計などで動かさないが、差し引き70兆円については事業の見直しや予算組み替え可能だ。その中から9兆円を出すことができないなんて言えば、民間企業の人々に笑われてしまうと、ここまで言い切っておられたんですね。私もこの新聞とっていたんです、やるだろうと、出るだろうと、とっていたんです。それが結果としてできてなかったと。これも皆忘れて、忘れていのかどうか知りませんが、そういう意味において、ちょっとこれはきちっと、これは我々にも関連する問題ですからね、地方自治体も、お金の財源の問題ですから。だけど、その次に同じようなことをおっしゃってですね、この新聞の中でマニフェストに関してある程度ですね、例えば暫定税率の廃止とか、子ども手当の導入、高校授業料、高速道路の無料化、暫定税率の廃止といった公約は実現しなければならぬと、いつまで実現するかという、来夏の参議院選前に必ず公約を実現と、こう書いてあるんですね、藤井さん。できなければ、民主党はつぶれると、ここまで最初のスタートを書いておられました。

私は昨年の総選挙のときから、財源はどうするんだということずっと訴えてまいりましたが、結果としては政権交代という形の中で民主党に政権が行ったわけですけども、結果として8カ月間でその裏づけがなかったということが証明されました。

今は非常に鳩山さんがおやめになられて支持が、菅総理の支持率が上がっております。新しい政権に対する国民の期待のあらわれだろうと思っております。

私、これはもう直接国にかかわることだから市長に質問するのはどうかなとは思いますが、自分自身の最初の率直な思いをちょっと、発足に当たってですね、感じたことを一言言わせていただきたいんですが。

まず、菅政権が発足をして、すぐおやりになったのが国民新党との連立、その中で郵政改革法案を今国会で成立を期すというような公党間のお約束をなされた。署名された。亀井さんは一生懸命それをにしきの旗にして、これはもう公党間の約束だと。私、確かに何でそんなことを書いたのかなと私は思いました、最初。けども、やっぱり連立政権を離脱させたくないということで書かれたんだろうと思いますけども、その辺はわかりませんが、私は。ただ、その次に出てきたのが、ぱっと世論調査が出てきたですね、それから翌日か翌々日ぐらい。そうすると、民主党の支持率がぱっと上がった。これは私は7月11日の参議院の選挙をもしやったら、私は菅さんはやるのではないかと、そのとき思ったのがですね、この公党間のそういう合意文書、私は郵政改革法案は廃止をして、再度議論をすべきだと、これは思っています。それはそれですね、考え方は違いますけど。ただ一方、客観的に見たときに、信頼という面でいったと

きに、公党間の合意文書を、相手も説得したかどうか、弱みにつけたかどうかわからないけども、言うなら私はお破りになられた。極端に言えば、出ていくなら出ていきなさいよと。その言葉がですね、1週間もしないうちに変わったわけですね、世論調査によって。私、これは本当に信頼できる人かなと、今ちょっと率直に、そのスタートから思っております。

市長はどのようにお考えになっていらっしゃるかわかりませんが、菅政権に対する期待感もあると思いますし、これからやってもらわなくちゃいけないこともあると思うんですが、もし何か期待感でも何でもいいですけども、これは地域主権とかということもあるわけですが、そういった一連の流れの中でね、印象でですね、何か述べたいことがあればお聞きしたいなと思っておりますけど。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 国の流れ、世界の流れ、やはりそういった状況を見ながら地方自治も行っていく。大なり小なり、その流れの中に、潮流の中にあるというふうに思っております。自民政権から民主党政権にかわり、そして連立政権ができる。そして、鳩山内閣から菅内閣にかわるというようなこと。一つの政治の流れの一つであろうというふうに思っておるところでございます。また、日本は、地方自治もそうですけれども、成熟化した二大政党の中での経験がまだ不十分というふうなところの一つのあらわれではないかなというふうに思っておるところでございます。要は市民のため、国民のために国益を守るというふうな形の中でこれはやるべきであって、一政党であるとか、そのマニフェストであるとか、そういった状況等を守るためのものであってはならないというふうに思っておるところでございます。いずれにしましても、どの政権であっても、国民に目を向けた、そういった政治を願うというふうなことでございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） これからいろんな形で、新政権が国民の期待にこたえるように行ってもらいたいと思っておるわけでございます。

そこで、市長に地域主権についてですね、ちょっとお尋ねをしたいと思うんですが、今ご答弁があったわけですが、第1回の地域主権戦略会議の議事録があるわけですが、鳩山総理もあいさつをされておられますけども、こちらは退陣されましたので、こちらのことは省きたいと思えます。

引き続き、総務大臣としてこれをやっておられる原口さん、副議長だったんですが、その方のあいさつの中に、このように書かれています。

地域主権改革は、単に制度の改革ではなく、民主主義そのものの改革であり、私たちの暮らしそのものの改革である。中央で何でも決めて、地方はそれに従うことが長く続いてきた。地域主権を進めれば、地域格差はかえって広がるという主張もあるが、ある意味ではそのとおりである。間違ったリーダーを選べば、そのリーダーを選んだツケは選んだ人に来ると、このよ

うなことが書いてあるわけですけど、ある意味においては地域間において格差が出てくるというようなことが、第1回の議事録に書いてあります。

そこで、いろんなことを見てもみますと、相当変わってくるのかなという感じがします。地方六団体も意見書を出されて、10日の日ですかね、意見書を出されたということが新聞の記事に載っておりました。スケジュール的にいくと、言うなら今年から6月にこの地域主権の戦略大綱が、今年の夏には大綱が決まると。平成22年の夏に決まると。平成23年3月には、地方自治に関連する中央政府の基本法というものが通常国会に提出をされるというスケジュールが載っております。これ非常に今言う、地域間によって、やり方によっては格差が出てくるというようなことも書いてあるわけですけども、市長、今、国の動向を見てということですが、ここは極めていろんな面において重要な内容だと思っているんですが、私はもう前から言っていますけども、新政権がどのようなことをやろうとしているのか、根本的に変わる内容のような、読み方をすればですね、これは地方議会のことも含めて書いてありますけども、根本的なことが変わってくるような感じもするわけですが、市としてですね、やっぱりそういった面における研究プロジェクトというんですかね、知事会はそういうようなプロジェクトみたいな形をつくっておられますけども、市長会にあるのかどうかわかりませんが、本市としてそういった、言うならプロジェクトみたいなものをつくって、そして国に言うべきことがあれば、市長会を通して言っていくと。

私これを見よりましたらね、かなり業務量が増えてくるような感じがします。書いてあります、率直に。地方自治体は、相当今までやっていたのが増えてくるだろうと思ひまして、大変だなあと。そこにまた、いろんな形で規制緩和とか何かを進めてこられますので、それにまず反対だとかというところも出てくるかもわかりませんが、市としてのそういうような国のこういう地域主権にかかわる、言うならプロジェクトみたいな形というのはあるのかないのかですね。庁議等でやっているということがあればそうでしょうけども、専門的に若い人たちに、やっぱりこの辺の国の動向をですね、そしてこれは国に市長会を通して言うべきだとかというような形の中のね、組織的なものがあるのかどうか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 為政者、職員は絶えず国の動向、県の動向あるいは世界の動向等をみずから研さんするということについては、当然のことであるというふうに思っております。一つの組織として、それをプロジェクトの中で行うかどうか等については、その課題によって分かれてくると思いますけれども、今国が進めております地域主権改革等々についての理念でありますとか、そういったものについては職員も熟知している部分が多いというふうに思っております。それは何かといいますと、自治会制度そのものを私どもはこの理念に立ってやっておるといふようなこと、若干国と地方、地方と各行政区というふうなことは違いがありますけれども、共通項については地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めるということ、そうい

った活気に満ちた地域社会をつくっていくためには、地域分権というふうな地域主権改革というふうなものが必要であるというふうに思っておるところです。

地域のことは、地域に住む住民が決めて活気に満ちた地域社会をつくるためには、基礎自治体を重視した地域主権改革を断行するということについては、私は大事だと思っております。その際、国と地方との関係が対等の立場でもって、そういった関係で根本的な転換を図っていくというふうなことが大事であるというふうに思っております。そのためには、地方の声であるとか、現場の声を十分聞いてほしいというふうに思っておるところでございます。地方の実態に即した各種政策を推進することが、何よりもまして大事であるというふうに思っております。

それから、地方との格差と言われますけれども、今既にあるわけです。議論しております国保の問題にしても、医療の問題にしても、高齢化率が高いところ、高くないところ等によって違う。やはりそういったことを一元化して、主体が国、県に保険者としてなってほしいというふうに強く要望しているのはそれでございます。北海道から沖縄まで、この福祉政策等々については、津々浦々同じようなサービスを共有するということが一番大事であるというふうに思っておるところでございます。

そういった中で、私どもは地方自治体への権限移譲というふうなものが大事、あるいは今の法律の中で義務づけ、枠づけ等々がなされております。身動きがとれないような、道路の建設一つとってみても、北海道のような広い分野の中でのそういった設置基準と、九州であるような豪雪地帯でないところ等については、やはり緩和、その地域に合った形で道路の構造的なものの等についても実施していいのではないかとというふうに、そういった義務づけ、枠づけの縮小、そして地域に合った条例制定権を認めていくというようなことが私は大事だというふうに思っておるところでございます。もろもろ、もっともいろいろありますけれども、代表的なものはそういったことではないかなというふうに思います。

少なくとも、この地方分権が確立していきましたら、もっとも自主的な地域づくり、今太宰府市が行っております自治会制度、地域力、市民力は、今以上に高まっていくというふうに思っておるところでございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 市長おっしゃっていますように、地方主権という形の中で国が義務づけ、枠づけの見直しを今行っています。各省庁から、府省から検討対象項目、そして5月24日の段階で見直しを実施するとの回答があったということで、これは内閣官房、それから警察、文部科学、厚生労働、農林水産、経済産業、国土交通、環境省と8つの省庁が出していますけれども、見直しを実施するとの回答があったものが308あるわけですね。その中で、特にやっぱり厚生労働省関係、それから国土交通省関係、これは項目ベースという形で書いています。

もう一つ、条項ベースということで、トータルで536あるわけです。国土交通省が238、厚生

労働省が80という形の中で数多くあるわけですが、具体的な再検討の結果という形の中で、見直し権限移譲等を行うものと回答のあったものということで、これは特例市まであったのを、今、市までやろうということで国土交通省関係は都市計画施設の区域内における建築許可、あるいは土地区画整理事業施工地区内の土地の形質変更許可とか、いろいろたくさん書いてあるわけですが、これはもう代表の部分だけです。これはそういう形で義務づけ、枠づけの見直しということで大事、見直し分とありますけども、まだいろいろ市に関係ある分があると思いますが、これは内容については、全部どんな内容かということは掌握されていますか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 第3次になりますかね、分権改革推進報告書等が中間報告も出ております。そういった形の中で、地方分権改革推進委員会、第3次勧告まで出ておると思います。そういった状況、第4次ですか、出ております。そういった情報を私どもは市長会であるとか、あるいはインターネットであるとか、いろんなところから見て、そして把握しておるといふような状況でございます。一々、政府のこういった審議会等々が地方に流れてきて、こうですよ、ああですよというふうなことはありません。市長会とか、そういった形を通じて行う。そして、それがそれぞれの省庁間の中で確立された場合については、行政ルートで流れてくるというふうな形になると思います。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） これ私たちにも非常に関連のあることですね、インターネット等で情報がいただけるものであれば、もう我々はそれをインターネットでとりますけども、それ以外に第4次ですか、これは第2次見直し分というのは5月24日の部分でございまして、いろんなそういう地方にかかわる問題等があればですね、ぜひ私どもにも、また教えていただく機会があればありがたいなと思っています。ただ、ホームページ等で全体的に情報提供されている分に関しては、自分たちで努力していきたいと思っております。

それともう一つの地域主権と同時に、一括交付金というのがありますね、ひもつき補助金をなくしてと。この内容をいろいろ読んでいますけども、なかなか理解できない部分があるわけですが、財源移譲という、税源移譲でなくて補助金をやめて枠組みを大きくするとか、何かいろいろと書いてあるわけですが、この一括交付金というのは、要するにこれでいくと、もう来年の予算から、もうこれが適用されるのかどうかですね。それはまだはっきりわからないのかどうかですね。国の審議状況等もあると思うんですが、これはどういう性格なのか。ひもつき補助金はやめるといいますけども、実際にそういうものがなくなってくると、市として非常に、やっぱり今までいただいていたところがいだけなくなってくるといふ問題も出てくるのかなと思ったりしているんですが、これはどのように考えておられるんですかね、一括交付金については。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 一括交付金的な考え方については、今まで一つ一つの補助金、ひもつきのな



形、これはこういうふうに使いなさいよというふうな、そういった考え方、思想がある金の流れ等々から、やはりその自治体に合った形で、一般財源化のような形の中で使う、自由に使われると、その地域に合った形の中で、そういった形が一括交付金の基本の考え方でございます。それはむしろ地方自治体の市長会等々あるいは知事会もそうですけれども、そういったところが要望しておるような状況です。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） だから、今までひもつきでしたので、補助金が行っていますね、それぞれの事業に対して。それをもう横並びで全部枠をとってしまって、トータルとしての同じ金額はばんと来ると。だから、これはもうやってもいいですよ、やらなくてもいいですよという話になるわけですね。そうすると、国がやるその辺のところの精査というものが非常に難しいのではないかなという感じを持っているわけですけども、それはこれからの話になると思いますので、今後いろんな形の中でですね、やっぱりそういう今まではもらっていたのがもらえなくなってくると、もう大変なことになりますので、この一括交付金というのが本当にいいのかどうかと私もよくわからないんですが、いずれにしてももとどおりにすれば同じことの話になるわけで、意味がないというような話にもなるわけですけど、その辺のことも今後議論を進めていきたいなと思っております。これは今回時間がありませんので、また次の機会に、この問題に関しては譲っていきたいと思っております。

総合計画について移りたいと思うんですが、門田議員が質問されましたのでダブる部分もありますし、ご回答も同じような形でございました。

ちょっと確認をしたいんですけど、審議会をこれから立ち上げると。その審議会には第四次総合計画のある程度の評価というか、検証をして、その審議会にはその分は報告したいというようなご回答のような感じがしたんですが、ちょっとそこはどうなる。もうちょっと、これちょっと確認したいんですけど。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） まず、市議会のほうにも第四次の評価の分の資料はご報告したいと思っております。現在は、素案をつくり上げてパブリックコメントまでやりまして、第五次のパブリックコメントをいただいた後の最終的な素案を修正を行ってきております。そのようなもので、審議会をいよいよ開催するということまで来ましたので、それに全力を傾注しております。審議会のほうにも第四次の評価というものを出していきたいというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 市長、協働のまちづくりを市長進めておられますよね。総合計画というものは長期計画であって、市民がどういうまちづくりをしていくかということがあります。いろんなやり方がたくさんあると思うんですが、前は第四次のときは百人委員会をおつくりになったと。今回はインタビューだとか、アンケートをおとりになったと。

私、まちづくり百人委員会の、確かに総合計画に対するいろんな面においての意見は意見としてあったと思いますが、一つは大きな成果として、私はもうこれよくわかりませんが、あったと思うのは、やっぱり市に対するまちづくりへの関心度が上がったと、それは即市長が唱える協働のまちづくりにつながっていくんじゃないかと。だから、第四次総合計画というだけじゃなくて、協働のまちづくりの一つの一環として、そういった市民を育成していくという意味において、また町に関心を持ってもらうという意味においてもですね、今後そういうような形で、この総合計画の中にも生かしてほしかったなあと思っておるんですが、その前、第四次総合計画をおやりになられて、メリット、デメリットがあった中で、いろいろやり方の方法があるということで今回おやりになったと思うんですが、その辺の第四次総合計画の百人委員会、ある程度やったから、そう変わらないと思われたのか、その辺についてはどういう形で今回は百人委員会というものを一緒になってつくろうという形にされなかったのかね、ちょっと一回聞いておきたいなと思ったんですが。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 第四次等については、先ほどもお話し申し上げましたように、百人委員会という市民からの聞き方をいたしました。ご承知のように、これはよく私も総務部長のときに覚えておりますけども、清水議員が百人委員会の提起をされ、そしてそのときの回答も私がいたしました。これは前向きに採用し、実行していきたいというふうなことをお話し申し上げたと思います。

そういった中で総合計画ができ上がり、そしてご指摘がありましたようにその後の百人委員会にかかわられた皆さん方が、政治あるいはまちづくりの中に数多く参画といいましょうか、動機づけになったというふうなことが言えると思います。

そういった中で、今の協働のまちづくりも自治会制度もでき上がったと。自治会制度は、そもそもこの第四次の中に含まれておったわけです。そのときから、市民の皆さん方が自治会制度あるいは地域コミュニティづくりを強力にやってみましょうと、やっていく必要があるというふうなところから今につながってきておるといふふうに思っております。

市民の生き方、協働のまちづくりはさまざまでございます。それぞれの中で、市だけが行って協働のまちづくりをやっておるといふようなことではありません。地域の中で、あるいはその各種ボランティアであるとか、各種委員会、各種サークルの市民皆さん方がそれぞれまちづくりに、その人に合った形の中で対応していただいております。それをネットワーク化したり、あるいはそれをつないでいったりするのが、私ども後方支援といいましょうかね、そういった中でシステムづくり、組織づくりを行っている、それが行政の責務であるというふうにしておるところです。そういった意味で、地域力、市民力を高めるべく、まずもっては組織化を図り、そして人の育成を、同時に一緒になって目線でもってやっていこうとしておるのが、今の状態だというふうにしております。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 先ほどの門田議員と関連があるわけですが、私どもも素案をいただきました。議会としては、基本構想が12月議会で議案として出されるということでございますが、最終的には3月になるわけですかね。そうすると、例えばこの素案について9月議会あるいは12月議会でいろんな形で、私もちょっと提案したいこともあるなど思っているんですが、そういうようなことも含めて修正、また総合計画審議会——総合計画審議会は12月と言っていましたね、に答申をもらおうと言っていましたね、基本計画が。ということは、答申があっても、最終的に執行部が決める話でしょうが、我々の意見としては、この議会という権限というか、この素案について、もう今回も言える部分はあったんでしょうけども、9月、12月議会でも間に合うのかどうかね、その辺どうなんですかね。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 今回、今審議会を開催することにちょっと一生懸命になっておりますけども、素案を作成して提案したものは議会のほうにも報告いたします。そして、9月議会、12月議会というところでも区切りがありますけども、その間の議員協議会等もありますので、その間での報告と、またいろいろなお話を聞きたいというふうにも考えております。突然ぼんと議案として出すということは考えておりません。その途中途中の経過でご報告し、いろんなまた意見をいただきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 最後に、協働のまちづくりについてですね、お尋ねをしたいんですが、上山市というところに行きました。これは執行部のほうからも行かれて、いろいろと状況等を聞かれていますと思います。今もいろんな形でNPOだとか、市民団体だとかという形の中で、もうおやりになっているということでご報告を聞いたんですが、私、前、そういうことをやるに当たってですね、松本市で視察に行ったときに質問をさせていただいて、松本市は市民と行政の協働推進のための基本指針というものをつくっておきまして、協働というものは何かと。ある程度、自治会というのはよくわかるんですが、テーマ型というんですかね、NPOだとか、そういう部分に関しましては、一つの決まりというのが、ルールというのが要るんじゃないかならうかと。

市長は、基本条例等については、今年度中に方針案を決めて、平成23年度に議会に条例として出していききたいというふうなお話をされておりますけども、今いろんな形で進んでいるわけですが、この条例とは違う、前の、協働とは何かとかというような内部規定みたいな形の中で、そういう基本指針みたいなものはつくっておられるんですかね。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 地域コミュニティづくりにつきまして、平成15年6月でしたかね、推進指針を作成しまして議会のほうにも報告し、この間、議会の中でもコミュニティづくりについてのいろいろなお質問もいただき、報告をしてきたところだと思っています。

それで、第四次総合計画の前期の中に地域コミュニティづくりを掲げまして、いろいろ議論

のある中で、後期基本計画を見直すときに協働のまちづくりというものを進めると、それは先ほど市長が報告したところで、いろんな多様な主体と行政が一体となって地域力を高めるためのまちづくりをやっていきたいと思います、その一つの手法として地域コミュニティづくり、地域との協働あるいはNPO、ボランティアとの協働という形で進めようということで見直しをしました。その中で、太宰府地域コミュニティづくり推進計画というものを平成19年10月1日に、先ほどの指針を修正をいたしまして掲げ、このことをもって今回の自治会の見直し、あるいは協働のまちづくりの推進について進めてきたところです。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 協働のまちづくりということで、これは上山市のことを一々説明しよったら時間がないので、私も総務文教常任委員会でいろいろお聞きしているわけですが、要するに全体ですよ、市全体ですよ、協働のまちづくりというのは。

例えば、今国の補助金をいただいて、市が市民遺産の、市民からいろんな市の、要するに宝物を伝えていこうということで、ボランティア等を集めながら、その市民遺産をやっていこうという形で、総務文教常任委員会で報告を受けたわけですが、その分に関しては、この協働のまちづくりとどういう形で連携しているのか、それは単なる所管でやっているのか、それとも協働まちづくりの一つの一環として全体としておやりになっていらっしゃるのか、そこはどうなっていますかね。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今の歴史的風致維持向上計画の前段として教育委員会の中でいろんな市民遺産の関係がどういった状況であるかというようなものを調査、これは文化庁から100%依頼を受けてやっておるわけですが、そういった際においても、切り口としては総合行政と言っています。ただ単にそこだけの調査ですけども、そこにはワークショップであるとか、あるいは市民の方々が調査に、また参画してもらっている、公募であるとか、また自分から手を挙げられておられている方もいらっしゃいます。そういった方をあらゆる機会、仕事を通じて育成を図る、同時に、一緒になって市民遺産、あるいは市内にどういったところに点在しているかというようなことを記述し、そしてそのことが製本になっている。そして、そういったことが、市民遺産としてこれは大事だから後世に残していく必要があるねえというような形の中でまとめていく。その体験そのものが今の協働のまちづくり、あるいはそれぞれが主体になると。協働のまちづくり、あるいは地域コミュニティづくり、あるいは市民力、地域力につながることになる。内部的には、そういった総合行政でやっております。絶えずその中に協働の町というふうな視点、市民と一緒に、NPOと一緒にまちづくりを行うという切り口があるんだよというふうなことは、共通認識の上に立って仕事をしてもらっております。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 上山市はですね、いろんな形でテーマ型ということで、高等学校を活用してやったりとか、あるいは農産物を活用してやったりとか、いろんな事業をおやりになっ

ています。だから、今市長がおっしゃるように総合行政という中で、特に上山市の場合は、やっぱり観光をですね、あそこは温泉がありますので、かみのやま温泉ということで、そこで一つの協働のまちづくりとして事業事例を紹介していただいたんですが、この中で浴衣の似合うまちづくりということで、温泉のおかみさんたちがいろんなイベントを行われている。私、頭の中にちょっと印象としてあったんですけども、例えば、先ほども観光のことでお話がありました。

太宰府の場合、今参道があるわけですが、いろんな歴史があります。NHKで坂本龍馬、龍馬伝をやっています、いろんなところで龍馬伝を活用したまちづくりが行われております。私も参道を入れてみますと、維新とかかわりのあるお店があるわけですね、明治維新と。坂本龍馬と直接かかわりがあるお店があるかどうか、ちょっとわかりませんが、少なくとも薩摩藩の定宿だったとか、あるいは長州の宿をしていたとか、そういう部分がありますので、何らかの形でそういう維新の大きな一大維新の中でいろんな人たちがお集まりになったという部分があるわけですね。今後もしろいろな、NHKが、大河ドラマができます。何かそういうような、上山市の、参道のおかみさんたちに聞いたわけじゃないですよ、勝手なことを言うなといって怒られるかもわかりませんが、ただイメージ的にそういう人たちが集まって、NHKのこの龍馬伝に合わせた形での何かイベント、そういうものをそれぞれのお店が出し合って情報を発信していけば、龍馬と言やあ、もうすぐどこでも見る。私も長崎へ行くんですけど、長崎へ行けといったって、別に坂本龍馬は何とも思いませんでしたけど、テレビで龍馬伝が出てきますと、亀山社中に私も行ってみようかなとか、こういうような形になるわけですので、何かそういったものの一つの大きなNPOだとか、そういったNPOだけじゃなくて、既存のそういうおかみさんたちを活用したですね、まちづくり等もできるんじゃないかなという思いはしているわけですが。

もうちょっと時間がないもんで余り、もう少し具体的な案を出したいと思っっているんですけども、そのようなことは、その協働のまちづくりの中で積極的にやろうとしているのかね、それとも所管が、担当課がこれやることだという話になるのか。その辺は、協働のまちづくりとそういったテーマ型の部分でどういうようなね、観光に関してのそういったかみのやま温泉の浴衣の似合う町、うちはもう温泉がないからと私は思っていたんですけど、参道を歩いてみると、これはいろんな面で太宰府にも見えない財産があるなということを感じたわけですが、そういうようなことはまちづくりとしてやっぱり今後やっていく必要もあるんじゃないかなと思っっているんですけども、どうでしょうかね。

○議長（不老光幸議員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） 本当に今ですね、NHKの大河ドラマ、あるいはテレビのロケーションとして誘致するというふうな、そういうことをしながら観光あるいは地域の活性化に結びつけるところがございます。私も恐らく維新の関係で薩摩の定宿でございましたので、私のところに泊まっているんじゃないかなというような、女主人が私の友達なもんですから、そう言うても

だれもわからんちゃけんねという言いながらですね、お話をしたことがございますが、そういうことを含めながらですね、市民の団体でも龍馬のゆかりの地というところを歩こうということでやっておられますし、もう少しその辺がはっきりすれば私たちも動きやすいんですけども、定かでございますので、余り違ったことをやってもというようなことがあって踏み切りませんが、もしそういうことがあればですね、積極的に私たちも地域の活性化のためには努力を惜しまない、そういう気持ちでおりますので、それが同じようにそういう定宿の場所と地域と一体となって盛り上げていくことはしなければいけないかなというふうに思っております。今後ともそういうふうな方向で協働のまちづくりをつくり上げていきたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） それはたまたまNHKの坂本龍馬を見ただけであって、別にそれだけじゃなくて、太宰府にもたくさん、例えば清水寺で毎年漢字を1字書かれる和尚さんがおられますね。あの和尚さんが書かれた看板も、何か太宰府市にあるとかという話もお聞きしましたので、そういったものもね、何かいろんなものがたくさんあるんじゃないかなと思うんですね。そういうものをやっぱり発掘して、そういう発掘できるような一つの何かおかみさんたちとかね、そういうものをつくっていただきたいと思いますので、もう時間ありませんので、私の以上で質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員の一般質問は終わりました。

お諮りします。

会議規則第8条第2項の規定によって会議時間は午後5時までとなっておりますが、本日の日程終了まで延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、本日の日程終了まで会議時間を延長します。

ここで16時50分まで休憩します。

休憩 午後4時36分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後4時50分

○議長（不老光幸議員） 再開します。

18番福廣和美議員の一般質問を許可します。

〔18番 福廣和美議員 登壇〕

○18番（福廣和美議員） 皆さん、大変お疲れさまでございます。まだ最後ではありませんので、最後に渡邊議員がいらっしゃいます。よろしく願いいたします。

ただいま議長より許可をいただきましたので、通告どおり、3項目について端的にお伺いをいたします。

初めに、スポーツ施設の充実について質問します。

今、市では総合体育館の計画を進めようとしていますが、今回はその総合体育館のものではなくて、市全体の体育施設の見直し並びに整備等を含めた計画が、総合体育館の計画とあわせて上で全市的なものとして考えることができないものかについてお尋ねをいたします。

2点目は、先日の議会の説明で、市長は市内6校区自治協議会総会が無事終了した旨報告がありました。そこで、今回は自治会長さんや役員の皆様との対話の中で、いろいろ悩みを抱えてあることがあり、不安を持っての総会ではなかったかと思しますので、いま一度各自治会と校区自治協議会の関係並びに整合性についてお尋ねをいたします。

3点目は、交通対策ですが、これも市長が今議会の冒頭、湯の谷地区へのバス乗り入れについて、平成22年度中に路線を決める旨説明がありました。現時点で市としてはどのような計画を持って、地元との協議をされようとしているのか、またこれまでにどのような案を検討されたかについてお答えをいただきたいと思います。

再質問は、自席にてさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） お答えさせていただきます。

総合体育館の建設を含めた社会体育施設の計画的な改修、整備につきましては、今年3月に策定いたしました太宰府市スポーツ振興基本計画の中で今年度から実施計画を策定し、取り組みを進めてまいります。特に今回ご質問をいただいております既存のスポーツ施設につきましては、経年による改修が必要なものや、必要に応じて追加的に施設整備を行っている現状もございまして、利用者のご意見等もお聞きしながら施設整備を行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） 今、部長のほうからお答えいただきましたが、ぜひそれを実施していただきたいですが、若干だけお伺いをいたしますけれども、今回は総合体育館そのものはほとんど屋内のスポーツになりますけれども、今までに屋外の今使用している公園等が、野球場とか、梅林アスレチックスポーツ公園等がありますけれども、いろんな人の意見をお伺いをしまして、もう先日私もこの大佐野スポーツ公園で野球の試合を拝見させていただきましたが、若い人たちがサンデーリーグの中で一生懸命やっていると。それにしてもやっぱり施設がですね、どうも他市と比べてもいかなのですけれども、若干、その人たちが一生懸命やっている姿からすると見劣りがするのではないかというような感じを受けました。

太宰府の場合、本当の野球の専用球場というのはないように思えるんですけども、いわゆる今、先ほど言いましたように大佐野スポーツ公園、北谷運動公園、それから歴史スポーツ公園、梅林アスレチックスポーツ公園、本当の専門性がないような気がいたします。多目的広場、聞こえはいいんですけども、もう今からそういう計画を立てられるのであれば、ほとんど月曜日から金曜、土曜までは多目的でいいかもわかりませんが、これは日曜日、休日等は専門

性のあるスポーツをですね、子供たちもソフトボールでやっていますし、梅林アスレックススポーツ公園がどのような形になるのかわかりませんが、サッカーとかラグビーとか、そういう専門性、最初はそうだったと思いますので、そういう形ですね、ぜひ競技場といいますか、そういったものにできないかどうかの検討をですね、よろしくお願ひしたいと思っています。

先ほど言いましたように大佐野スポーツ公園なんか、もうマウンドが低くて、ピッチャーが投げられないという苦情もお伺いをいたしました。北谷運動公園については、もうナイター施設のナイターそのものが低過ぎて、なかなか見にくいということ。本来からいえば、北谷運動公園はセンター方向にバックネットがあるのがベターだと、そういう話もお伺いをいたしました。そうであるならば、野球として使う場合は、向こう側に、センター方向にバックネットをつくってですね、新しくマウンドをつくってそういう整備をやる。今のバックネットは壊す必要はありませんので、そちらを使う場合にはソフトボールが使えばいいというようなこともできますのでぜひお願ひしたいのと、欲を言えば、観客席とか、そういった施設もぜひお願ひしたい。これも財政が伴う話でございますので、一概に何でもかんでもやってくれというわけにはいきませんが、そういった専門性を持たせる、歴史スポーツ公園については少年ソフトボールの人たちが、日曜日についてはもう完全にできるという専門性を持たせるというようなことができないのかどうか。今お答えをいただける範囲で結構ですので、お答えいただきたいと思っています。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 体育施設を今ご指摘いただきましたけれども、それだけでなく、私どもが管轄しております諸施設がかなり老朽化して大規模改修等が必要になるという状態で、市民の皆様方には大変ご迷惑かけていることだと思っております。

先ほど福廣議員のほうからいろいろ提議いただきましたし、また部長もさきに答えましたように、皆様方のご意見を聞きながら、どういう方向に進めたらいいかということを十分検討しながら、今度の計画の推進とあわせてやっていきたいと思っておりますので、何とぞよろしくご理解いただきたいと思っています。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） 1つだけ、梅林アスレックススポーツ公園そのものは、何か今計画はありましたかね。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 多目的広場は、公園設立当初より、芝の養生のための一般開放は行わずに、サッカー、ラグビー、それから小・中学校の遠足等に限って開放をしておりました。平成18年度から指定管理者制度を導入いたしまして、これに伴います施設の効率化や管理の集中化、また経費節減等の観点から、これまでの文化スポーツ振興財団から管理棟を含む管理委託から現在の都市整備課の直営となったという経緯もございます。今年3月には、サッカー協会



によります一部芝生の張りかえも行っていただいております、なかなかいろいろな面で使うというのは難しい面もございますが、現在定期的に利用されておりますサッカー、それからラグビー、グラウンドゴルフ、ソフトボールなどの団体のご意見を聞きながら、また利用方法についてはいろいろと検討していきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） 今回は、そういった今お答えいただいたように、各スポーツされている方々の意見をですね、十二分に聞いて、今度やるときには中途半端な施設に終わらないようにぜひやっていただきたいと。私がちょうど議員になって、すぐ歴史スポーツ公園が開園をしたわけですが、今でも忘れませんが、皆さんのほうからの説明は、福廣さん、ここはもう、ここまでナイター施設の準備ができております。あとはつなぐだけですからと、楽しみにしといたら、もういつの間にか消えてしまったというんですね。何かそんなことなかったというような顔をしておりますが、何かとぼけられたら困るんですが、それはもう私の頭の中に十二分に記憶に残っておりますので、どういう計画でそこまで準備した上で中止になったのかよくわかりませんが、ぜひ今回の総合体育館の計画、その場所によっていろいろ変わってくると思えますけれども、素晴らしい計画を立てていただいて、一遍にできなければ、年次計画を立ててやればいいことだろうというふうに思いますので、ぜひよろしくお願いをしたいと。

それと、もう一点だけ忘れておりました。スポーツしてある方のご意見の中に、とにかく駐車場が足りないと。何か大会をやっても、周りに迷惑をかけてしまうというご意見が多くありました。ぜひその点も、何かうちの場合は常に駐車場は台数がですね、プールもそうですけども、そこで満足できるスペースがないというのは、大体のスポーツ施設のようにも感じられますので、これはもう要望として、すべて要望になりますけども、ぜひよろしくお願いをしておきたいというふうに思います。

じゃあ、2点目、お願いします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 2件目の各自治会と校区自治協議会と市全体の関係についてご回答申し上げます。

昨年4月から市民みずからがつくり上げる新しい自治会制度へと改革を行いました。市内全域において校区自治協議会が設立をされました。本年5月7日の太宰府市西校区自治協議会総会を皮切りに、5月30日国分小学校校区自治協議会総会をもって6校区すべての校区自治協議会におきまして総会が開催をされております。

また、今月3日には、44区全自治会長によります太宰府市自治協議会総会及び第1回全体会が開催をされました。これもひとえに自治会長の皆様方のご尽力のたまものであると、厚く御礼を申し上げたい。そのときにも、申し上げました。

ご質問の各自治会と校区自治協議会の関係並びに整合性につきましては、部長のほうから具体的に説明をさせます。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） ご質問の自治会と校区自治協議会の整合性でございますけれども、少子・高齢化等が進んでおります状況の中で、一自治会では解決できない地域課題も出てまいっております。そこで、その課題に対して小学校区を一つのエリアとして、自治会を核組織とする校区自治協議会で情報を共有化し、課題解決に取り組んでいただくこととしており、市としましても後方支援を行っているところでございます。

校区自治協議会につきましては、まだ産声を上げたばかりであります。一步一步歩みを進めていかなければならないと思っておりますし、今後も市としましても後方支援はもちろんのこと、助言等を求められましたら、NPO、ボランティアを初めとした多様な主体の方々と協働して、積極的にかかわってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） 言われることはよくわかりますけども、今回確認をしておきたいのは、44の自治会があります。自治会が中心なのか、校区協議会が中心に今後なっていくのかということがですね、若干わかりづらい面が出てきているのではないかというふうに思われる節があるんですね。だから、44区の自治会が発展するために校区自治協議会があるんだというふうに、そのためのコミュニティづくりというふうに私は思うんですが、どうもそこんところがですね、校区自治協議会ですか、こちらのほうの会合と自治会とが、若干ちょっと離れている部分が、私の狭い視野の中で見えていますので全部がそうとは言いませんが、そういう面がないのかどうかについてお伺いをしたいと思うんですが。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 先ほども申しましたように、それぞれの自治会の中でいろいろな活動に取り組まれております。しかし、それが十分ではない部分も、この間の議論の中でもありました。それで、いろいろな情報を交換する中で、一定の組織をつくっていただくということで、校区自治協議会をつくっていただいております。どちらを中心にするということではなくて、本市の場合、校区自治協議会を地域分権の一つの受け皿として、新しい仕組みづくり、場づくりということで進めております。そういう情報交換される中で、それぞれの各組織であります各自治会の地域力を高める取り組みにもつながっていくものと思っておりますので、それぞれが双方向で行政と対等な関係で、先ほど申しました地域だけでは完結できない問題がございますので、NPOとかボランティアとか、そういう専門性を持った方々たちとも一緒に地域づくりに取り組むことが、太宰府市全体の住みよいまちづくりにつながっていくという目標を持っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） それで、各自治会にですね、これはこの前いただきました設立状況な

んですが、各委員会として3つから5つの部会があるわけですけど、いわゆる自治会の役員さんと校区自治協議会に出ていく役員さんが違うところもある。そうした場合に、校区自治協議会の役員会の中に自治会長さんが入らずに、その部会の中でやった場合に、そこで決まったことが各自治会に持って帰ってやるということがですね、若干整合性が欠けるのではないかなあという思いがする。各自治会の役員さん、各部会のトップの人が校区自治協議会に行って、そこで話し合ったものを自治会に持って帰って、よその区ではこういうこともやっている、こういういい方法もあると、ぜひ自分の自治会も見習ったらどうかというふうな、そういうのが一番現実としてはですね、いいのではないかなというふうに思うんですけども。

それとまた、小さな区と大きな区が中にありますので、そこでのまた役員さんの整合性というか、そこあたりが若干悩みをですね、抱えてある自治会もあるみたいな感じを受けるわけですね。ですから、まだ校区自治協議会が始まったばかりですから、もう今から随時、それは解消されていくのかもわかりませんが、ぜひ市がですね、市の担当者がその校区自治協議会の中でリーダーシップを発揮していただいて、指導性を持ってですね、違う方向に行くようであれば、そこをまたハンドルを切り直してあげるようなですね、体制をぜひつくっていただきたいというふうに思うんですが、そういう声は、部長のところには来ていませんか。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 委員さんと自治会とこの校区自治協議会のそれぞれの役割分担のお話ですけれども、校区自治協議会を編成するとき、自治会それぞれの組織の構成も違うところがありまして、自治会の中に、例えば防犯防災関係の委員さんがおられるところもあればおられないところもある。あるいは、福祉の関係で、福祉部長さんという方がおられるところもあるけれども、部長までないと。あとは健康づくりの人とか、そういう民生委員さんとか、そういう関係者でされているところもあるし、そういう民生委員さんが評議員になってあるところもあればなっていないところもあったりとか、いろいろ多種多様です。

それで、新たな校区自治協議会の組織をつくるということのご提案をした中で、区の役員、そういうのがないときはどうするのかということで、無理がないところでそれぞれ地域活動をされている方々もおられると思いますので、まずは防犯というのはいろんな方がかかわってあるところもありますから、そういう方を委員さんに選出いただければと。

ただ、その場合、区の自治会の役員でなければ、校区自治協議会でお話しされたこと、情報を交換されたことが伝わりませんので、必ずフィードバックできるような何か仕組みは考えてくださいというようなことを自治会のほうにお願いした経緯がございます。

それで、現在の校区自治協議会の中では、6つの校区自治協議会がありますけれども、自治会長さんが役員に当然なっておられます。それから、各部会とか委員会をそれぞれ、数は違いますが、つくられております。その部長さんあるいは委員長さんが、その役員の中に入っておられますので、機構的には、組織的には各部の中で議論されたことを、その部長さんが役員として入りますから、校区自治協議会の役員会の中でいろいろ議論して、当然その意見につ

いては自治会長さんも聞いてありますからフィードバックされるし、ある校区自治協議会では自治会長さんが担当理事あるいは担当役員ということで、各部会を一緒にやられている校区もあります。

そういうふうにいるいろいろ工夫をされながらされておりますので、先ほどお話ししましたように、今年一年かけてそういう充実を図っていただきながら、校区自治協議会のスキルアップ、それから自治会にフィードバックされながら自治会の地域力を高めていただくというようなことにつながっていくと思いますし、職員が指導するということがじゃなくて、一緒に悩みながら、人間関係づくりながら、あるときはけんかしながらですね、やっていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） あと一点だけ。

いわゆる、先ほど言いましたように自治会では自治会の役員さんを決めるのも大変な部分がある。今度校区自治協議会が入ってくると、また随分多くの役員さんを決めないかんというような話になりましてね、組長さんを順番で回しておるのに、組長もできんようなところを各組で1名ずつ、2名出せというような雰囲気になってきているわけです。そうするとね、何か校区自治協議会ができたから役員さんを増やさないかんというようなことであつたら、それはなかなか今はこの高齢化、これはもうどこにも共通する問題だと思いますよ。役員になる人がなかなかおらんという、そういう問題も出てくると思いますので、ぜひその辺もよく話を聞いていただいておりますというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。今日は、もう別に回答はいいですけど、よろしくお願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 先ほどご報告しましたように無理がないところということで、各校区自治協議会に5つのカテゴリーのテーマごとの組織をとお願いしておりましたけども、2つ、3つ、4つ、5つというふうな実態がございます。それは先ほど福廣議員からもご指摘されたように各自治会の状況がございますので、先ほど言いましたように校区自治協議会の情報交換が、やっぱり地域活動につなげるということが重要だということが皆さんご理解いただいて、そういう認識のもとで、そういう新しいカテゴリーのところに対する取り組みもされていくものだと思いますので、無理がないところで進めていただきますように、私どものほうも留意しながら進めていきます。

（18番福廣和美議員「じゃあ、3点目を」と呼ぶ）

○議長（不老光幸議員） 3項目の答弁をお願いします。

市長。

○市長（井上保廣） 3件目の交通対策についてご回答を申し上げます。

コミュニティバスまほろば号は、市民の皆さんの強い要望に基づきまして、平成10年4月に内山方面並びに太宰府西地区路線をスタートをさせまして、これまで順次、水城・国分回り

線、北谷回り線、都府楼回り線、高雄回り線を開設してまいりました。開設以来、本年4月末現在で448万8,893人の乗客を数えるに至っております。これもひとえに、皆様方のご理解とご協力のたまものであるというふうに思っておりますのでございます。

また、平成20年11月には、高齢化率が高い東観世地区におきまして、外出支援策あるいはマミーズからいきますと買い物サポートというふうな位置づけのもとに、マミーズ・まほろば号の運行も開始をしたところでございます。

ご質問の湯の谷地域の新規路線の開設につきましては、この東観世の考え方、高齢化率が非常に高いところ等の一つとして、本年度交通支援として運行ができるように、現在進めておるところでございます。

詳細につきましては、部長のほうから説明をさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 本市のコミュニティバスまほろば号につきましては、昨年4月から運行を開始いたしました高雄回り線をもって、ほぼ幹線での交通空白地帯の解消に一定の成果を上げたものと思っております。

しかしながら、これからは高齢化率の高い交通空白地域の対応を図らなければならないというのを思っております。まず、以前から丘陵地帯にあって高齢化率が高く、交通機関の要望がございました湯の谷西区、湯の谷区につきまして、新たな交通手段の検討をこの間行ってきたところでございます。この両地区は、昭和40年前後の宅地開発でありまして、生活道路は決して広いとは言えず、市内でも最も高齢化率が高い地域でもございます。

先ほど申しましたように、以前から要望は上がっておりましたけれども、昨年、正式に両地区の自治会長から要望書が市長に提出をされました。要望を受けまして、まず住民対象の説明会を行いました。さまざまな交通手段の中から地元に合った手段や課題、問題点を住民の方々みずからによって検討をしていただくために両地区から委員を選出いただきまして、湯の谷地域における地域公共交通検討委員会、そういう略称ですけれども立ち上げをさせていただき、いろいろな意見の集約を行ってきたところです。

湯の谷地域につきましては、現行のまほろば号での導入は、先ほど申しましたように道路幅員の不足により不可能であるという判断をいたしております。そこで、新たな手段や車両機材を用いる必要があると考えております。このため、道路運送法によります地域公共交通会議を本年度設立いたしまして、本市が主宰となり、住民あるいは乗り合いバス事業者、関係者などにより、湯の谷地域の地域交通を協議、決定することといたしました。平成22年度中に、先ほど市長が答弁いたしましたように、なるべく早い時期に運行が開始できますよう、現在努力しているところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） 今までに、今お話がありましたように、いろんな方法を全国で、デマ

ンド型、予約型のタクシーとか乗り合いタクシー、乗り合いバス、そういった類の、我々も視察に行ってみて、今回湯の谷西、湯の谷地区ですか、こちらのほうのそういう乗り物について開通されるということは、もう誠にいい話だというふうに私は思っております。

ただ、なぜ今回聞いたかといいますと、どういう形のものにするのかなという、果たしてこの両地区だけのことを考えていくよりは、もう少し広い立場でですね、広い面積の中でやったほうがうまくいくのではないかなという、そういう思いもありましたので、現実的に今方法を考えてあるのであれば、ぜひ教えてほしいと、そう思ったわけです。

先ほどマミーズ・まほろば号のことを言われましたが、そこだけ言うておきますが、我々は完全にオーケーしたつもりはありませんので。今でも怒られます、何であそこだけ無料やと、そう言われるもんですから、市民から。そのことだけは、暫定でお認めをしたと、そのことはあのときに言っておりますので、よろしく願います。ただ、そのマミーズ・まほろば号は、悪いということをおっしゃるわけじゃないです。

もとに戻りまして、どういった方向でいくのかですね、それはいつごろになれば、今から打ち合わせに入るわけですか。いや、この前、この地区の人たちとちょっと話す機会があって、やっぱりこの地区の人たちもやっぱり心配してある。利用者がどれくらいあるのかなと。もうそれによっては大変なことになるんで、財政的な問題もあるし、ぜひうまくいくような形をとってほしいというご意見もね、この地区の方からもお伺いをいたしましたので、どういう方法でいくのか。ここだけのことで考えて、果たしてうまくいくのか。もう少し広い範囲の中でされたほうがうまくいくのではないかなという、そういう思いがあるので今回聞いたわけで、もうこれ以上の答えがないのであれば、もうそう言っていたかかないとわかりませんが、もし若干でも、幾つか考えてあるでしょうから、そういうのを教えていただければ助かりますが。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 先ほど申しましたように両地域の方々に説明会をしながら、最初はぜひ欲しいという、そういう要望の話でございました。じゃあ、その要望に対してどういう手法がとれるのかということ、私ども担当のほうで専門的なことで提案をいたしております。その中で、現在どんなふうにしたらみんなが利用するのかなあとということまで議論しようということになりました。そういうことから、各両区から委員を出してもらって、先ほど検討委員会ということをお申し述べたけども、その組織をしてもらって、行政と地域住民の方々の代表が、一緒にその手法を検討しました。

まず、有料なのか無料なのか。マミーズ・まほろば号という手法もあるけれども、なかなか制約もある。地域の方々は有料でいいということ、ある程度方向をつけられました。じゃ、有料でいいならばどういう手法が考えられるのか。デマンドの方式、あるいは予約的な福祉タクシーみたいな部分、いろんなことが考えられるけどもという中で、自分たちは定時運行で定路線を希望したいと。じゃ、それを解決していくにはどういったふうな方法があるのかということ。そういうことから、最終的には地域交通として取り組むには、有償事業をするには事業認

可を道路運送上とらなければなりません。これは非常に制約が強いものでした。ただ、平成18年に道路運送法の改正がございまして、地域の、皆様もそれぞれ視察に行ってお存じだと思いますけど、いろんな地域でコミュニティバスとか、そういうやっぱり地域交通の必要性によって各自自治体で取り組まれてきています。そういうことを国土交通省のほうも勘案されて法改正がされまして、そういう地域協議会、法的な地域協議会を作成し、その中で事業計画を立てて、みんながそういう中で合意形成をすると。バス事業者だけじゃありません、有償事業をする場合は。タクシーの事業者もおられますし、いろんな方々がおられます。そういう地域の中の総意の中で決定されたことであれば、国土交通省のほうの認可もそれなりの認可の形態がとれるということがありますので、そういう法定の地域交通協議会を設置して、その中で方向性を示すと。結論的には、有料で、定時、定路線の手法をいかにとるかというのが今後の協議会の課題になっていくと思います。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） 今言われたように、コミュニティバスについては、太宰府は先駆けてやって成功したというふうに私は思っておりますし、いいことをやったんだろうというふうに思っております。今から先、この高齢化社会、少子・高齢化社会の中でどう高齢者の足を確保していくか。高齢者だけじゃなくて、市全体の当然観光ということがその中にも入ってくると思いますが、そういうことで、今回は湯の谷ですけども、前からお話ししますように国分だってあるし、水城の奥だってあるし、ほかにもぜひ検討していただいて成功してですね、次のところを成功させるような方法を考えていただきたいという思いで質問をいたしておりますので、ぜひ今回どのような形になるかわかりませんが、成功をおさめてほしいと。そして、それを少しでも早くほかの地域も、こういうやり方であればうまくいくというようなことをですね、今私が言ったような地区以外にも、今後太宰府市の場合は出てくる可能性は十二分にあると思いますので、今回は深くこのことを突き詰めて言うつもりはありませんでしたので、ぜひ期待をしておりますのでよろしくお願いをしたいということで、一般質問を終わりたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員の一般質問は終わりました。

次に、4番渡邊美穂議員の一般質問を許可します。

〔4番 渡邊美穂議員 登壇〕

○4番（渡邊美穂議員） ただいま議長に許可をいただきましたので、通告に従って、2項目にわたり質問いたします。

まず、子宮頸がん及びHTLV-1の感染予防についてお伺いします。

子宮頸がんはワクチンによって、その予防ができる唯一のがんです。子宮頸がんは、初期であるステージワンの段階で子宮の全摘出が行われ、子供を産めなくなります。ワクチンを半年間に3回接種すれば、約6年間その効果があると言われております。

現在、国においてワクチンの公的負担について法律が提出されようとしているようですが、

本市ではまだ公的負担によるワクチン接種は行われていません。しかし、とりあえずできることは、子宮頸がんが予防できるがんだということを市民に周知することだと思いますが、現在どのような方法をとっておられるのか。また、今後予防接種について何か検討をされているのか、お伺いします。

次に、HTLV-1ウイルスの感染予防についてお伺いします。

このウイルスは、現在日本全国の感染者が、わかっているだけで約120万人、100人に1人が感染しています。そして、私たちにとって恐ろしいのが、その半分以上の約60万人が九州に集中しているということです。九州の人口を1,200万人として、60万人以上が感染している。つまり、九州においては20人に1人が感染しているという計算になります。これは申し上げたように、検査を受けて把握されている人数であり、正確な数字ではありません。このHTLV-1の恐ろしいところは、5%の方が平均生存期間13カ月という死亡率の高いがんを発症し、0.3%の方が神経を破壊する疾患にかかっているということです。このHTLV-1の感染経路のうち、母親の母乳から乳児へ感染するケースが60%と、非常に高くなっています。もし、この感染経路を遮断することができれば、少なくとも子供への感染は阻止することができます。また、男女間での感染は30%になっており、自分が感染しているかどうかを知ることによって、感染のほとんどを食いとめることができます。まずは、母子感染を防ぐために、妊婦健診にこのHTLV-1の抗体検査を取り入れることが求められると思いますが、今回私が一般質問をしたのは、先日麻生知事が、既に九州の各県が実施もしくは前向きに検討を始めている公的負担の必要性を感じないという発言を受けたためです。検査の費用は1,000円から2,000円程度ですが、個人負担になると、このウイルスを知らない方々は、恐らく第1次の抗体検査も受けられないと思います。

そこで、私は、まず自治体に、このウイルスについて、少なくとも妊婦の方に対しては徹底してお知らせをする必要があると思います。古賀市では、今月2日から母子手帳と一緒に、このHTLV-1についての説明書を配布され始めました。職員の手づくりですから予算はかかりません。エイズのときのように、知識がないがゆえに起こる差別などを防ぐためにも、まずは正確な情報を市民に周知することが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

次に、私は先日筑後で行われた環境自治体会議に参加し、2日目に、環境自治体なら弁当の日をやらなくちゃという分科会で勉強させていただきました。

以前、西日本新聞で、食卓の向こう側という連載があり、ご存じの方も多いと思いますが、この弁当の日は、2001年、香川県の滝宮小学校の竹下校長先生が始められました。月に1度、小学校5、6年生の児童が自分で買い物をし、自分でお弁当をつくる日です。親は一切口出し、手出しをしないことになっています。初めて聞かれた方は、どうせ親がつくるでしょうと思われるかもしれませんが、数カ月すると間違いなく、子供が自分でつくってくるようになるそうです。なぜかという、弁当の日は自分でつくった子供たちは朝学校に来ると、すぐ弁当を広げ、成功や失敗を大声で話し始め、教室は大変盛り上がるそうです。すると、親につくっ



てもらった子供たちも、次は自分でつくろうという気持ちになります。現在、全国で約600校の小・中学校、高校、大学で実施されるまでに広がっています。これがなぜ環境自治体と関係があるのか。それは食べ物の大切さ、つくってくれる人の苦勞を子供が体験することで、食材を無駄にしなくなるということがあるからです。

全国的に、給食の残食が問題になっています。お手元にお配りした新聞記事のように、子供の好きなメニューを組み合わせて給食に出すということの根本には、子供の嫌いなものを出す  
と残食が多いという理由もあります。給食の残食は、平均20%から30%となっていますが、切り干し大根などは6割近い子供が残すというデータが出ています。最初に実践された滝宮小学校では、弁当の日を始めて以降、給食の残食が0.2%まで減少したそうです。

そこで、本市の状況をお伺いします。

本市では、弁当の日を実施している学校が2校ありますが、小学校は1校です。小学校7校の給食の残食はどの程度になっていますか。また、弁当の日を実施している学校では、子供たちや保護者は、この実践をどのように受けとめておられるのか。そして、食育について、市では今後どのように取り組んでいかれるのか、お聞かせください。

回答は項目ごとに、再質問は自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 子宮頸がん及びHTLV-1の感染予防に対する現在の取り組み及び今後の方針についてお答えいたします。

がんは我が国における死因の第一位であり、国民の生命及び健康にとって重大な課題となっている現状から、がん対策のより一層の推進を図るため、平成19年4月1日にがん対策基本法が施行され、一定年齢以上の肺がん、胃がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がんの5つのがんの受診率を、平成24年までに50%以上とするよう、目標を定めています。

子宮頸がんは、年間約1万5,000人が発症し、約3,500人が亡くなっており、20歳代、30歳代の女性に急増しています。

本市においては、20歳以上を対象に子宮頸がん検診を実施しておりますが、昨年度、国の補正予算で実施しました女性特有のがん検診推進事業、いわゆる20歳から5歳ごとの年齢の女性に対する子宮頸がん、乳がん検診無料クーポン券を個別にお送りしており、本年度は国の補助率は2分の1になりましたが、継続して7月から実施いたします。その個別通知の中に、手づくりのチラシを同封して周知を行います。

なお、検診のほかに、子宮頸がん予防ワクチン接種の集団接種や接種を希望する市民に対して助成を行う自治体があることは存じております。接種は、半年の間に3回以上行う必要があり、接種費用は、5万円ほどとなっております。本市としましては、法律による定期予防接種化を含め、国が予算を確保し、全国一律で実施すべきと考えておりますから、市長会等通じ、国に対し要望を行ってまいります。

次に、主に母乳を介して感染するHTLV-1ウイルスの感染予防についてでございます

が、現在、本市で行っております14回の妊婦健康診査の検査項目には、このウイルスの抗体検査は含まれておりません。九州7県のうち、公費負担を行っていないのは福岡県、佐賀県、熊本県となっておりますが、厚生労働省特別研究班が今年の3月に、感染が全国に広がっており、全国一律の抗体検査が必要であるとの報告を提出したことを受け、国、県において公費負担について、現在検討されています。福岡県では、今月24日に初めて市町村、保健福祉環境事務所の職員を対象に、研修会が行われることになっております。

抗体検査の実施につきましては、今後、国、県、近隣市町の動向を把握していきます。

また、早急な対応として、母子感染予防の啓発につきまして内容検討を始めておりましたが、先週木曜日に国が作成しましたポスター、チラシを入手しましたので、早速公共施設に貼付いたしますとともに、母子健康手帳配付時にも配布を始めているところでございます。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） まず、子宮頸がんのほうで確認しますけれども、手づくりピラを入れているということですが、これは子宮頸がんについての啓蒙ピラということであって、子宮頸がんが予防できるがんであるというような内容は、その中には入っているんですか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 子宮頸がんの原因、それから子宮頸がん予防ワクチン、それから定期的ながん検診の必要性、そういうふうな項目に一応分けたところで、内容の作成を今しております。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） わかりました。まず、子宮頸がん、さっきおっしゃったようにですね、特に今若い若年層での罹患率が非常に高くなっていて、ちょうど妊娠を考える年代の女性たちの罹患が非常に増えているということもありますし、これは単に女性だけではなくて、女の子を持つ保護者の方に対してもですね、やはりこの子宮頸がんが予防ができるんだということ、これは学校等も通じてですね、確におっしゃったように1回が大体1万8,000円程度かかるということで、3回やれば5万円以上かかりますんで、なかなか難しいところがあるかもしれませんが、少なくとも予防ができるがんだということをですね、もうちょっと広く、妊婦さんだけではなくて、広目に皆さんに啓蒙をしていただきたいなということが要望としてあります。

先ほどのHTLV-1のほうなんですけど、これは先ほど母子手帳のほうにチラシを、古賀市と同じような形で入れるというふうな内容のご回答だったと思うんですが、これはですね、母乳を与える女性だけの問題ではなくて、男性が既に感染している場合があります。例えば皆様も、議員の皆さんもよくご存じだと思うんですが、元宮城県知事の浅野史郎氏が、もう母子感染でHTLV-1に感染されており、そして先ほど申し上げたATLという、回復の非常に困難な白血病を発症されて、現在闘病中であるということ公表されています。

このHTLV-1は、非常に感染力が弱いんですね。ですから、母子感染で感染した男性から、その妻に、今は感染していなくても、将来的にわたって感染するという可能性もあります

ので、今夫婦ともに、これは抗体検査を受けておく必要があるのではないかと。男性が感染しているケースが考えられますので、こういった部分もあると思うんですけど、古賀市の部分を見たときには、男性に対しては、これは余り詳しくは書かれていないんですが、この部分はやはり検討材料に値すると思います、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） もちろん今ご提起、それから一連のマスコミ報道等を通じまして、もろもろがやはり課題というのは明らかになってきたところでございますので、先ほど申し上げましたように、24日に県の説明会がありますし、そういう中で具体的対応を図ってまいりたいというふうに考えています。

まず、お知らせすることからというのは、そのとおりであると思えますし、それをやはりいかに早く広めていくかということが肝要かと思っております。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 12日の西日本新聞の報道ですと、麻生福岡県知事は県議会で、福岡県でのHTLV-1の感染者の数が6万7,000人であるということと、以前の発言を変えられて、市町村と協議して、公的負担のあり方を考えていくというふうな答弁をなさったようです。

しかし、先ほど申し上げたように、感染者の数は、あくまでこれは抗体検査を受けた方の中の数字ですから、特に男性については、抗体検査を受けておられない方が数多くいらっしゃると思います。ですから、この数字はさらに増加するということが当然予想されます。私いろいろ調べているとですね、一番手軽に検査できる方法というのは献血を行うことで、80年代後半ぐらいからの献血の際にこのHTLV-1の抗体検査を行うようになってきたということなので、献血をやってみたらどうですかという、これも一つの方法ではないかというふうに思っています。ぜひこれも検討の材料の中に入れていただきたいというふうに思います。

そして、周知の際にあわせて必要になるのが、感染がわかったときですね、ご本人とか家族のケアが必要になってくると思います。そのためには、まず病院の医師が正しい知識を持っていないければなりません。これは実際に患者さんたちの声であるのが、病院の医師が全く何の説明もしてくれなかったというような声はたくさん上げられています。恐らく医師のほうにも、そういった正確な情報が伝わっていないケースがあるのではないかなというふうなことが懸念されます。

それから、ご本人の不安とか、ふだんの生活、それから夫婦生活、そして子供を産んだ後の授乳方法、これらについて正しいアドバイスを行う人が必要になってきます。医師会等のご協力も必要になりますけれども、この体制づくりについて、心のケアを行う体制づくりについて何か今考えがございませうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 最初にご回答をいたしましたように、実際全県挙げての取り組みというのが、来週24日以降始まってくるような形ですので、まだ具体的にどのような形で進める

かというところには至っていない。研修会を通して、もう早急な対応が多分図られていくだろうというふうに私は感じております。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） これも情報提供なんですけども、私もこのHTLV-1についてもっと勉強したいと思ひまして、先日天神で行われたシンポジウムに参加をさせていただいたんですが、そこには実際に感染をされた方々がネットワークをつくっておられまして、実際に罹患された皆様方の相談とか、そういったのも受けておられるような活動をされておられるようです。ですから、これも情報としてご提供しておきます。

つけ加えておきますけれども、このシンポジウムにですね、太宰府市の職員の方も参加をされておられまして、担当の方がこのように自発的に勉強をされているというのを、私は本当に非常にうれしく思いました。今おっしゃったように、24日に県の説明会があるということでしたけれども、とにかく今実際にもう授乳をやっている感染者のお母さんもいらっしゃるかもしれないわけですから、一日も早くですね、こういった感染が広がることを防止していただくことをお願いして、早急に対応していただくことをお願いいたしまして、1項目めの質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 1項目めの小学校の残食の状況についてお答えを申し上げます。

学校間で若干のばらつきはありますが、多い学校で5.6%、少ない学校でゼロ、平均いたしますと1.4%の残食率となっております。子供たちがおいしく食べてくれている結果だというふうに思っております。これも調理師や栄養士の皆さんがおいしい給食づくりに努力いただいているたまものというふうに感謝しております。

2項目めの弁当の日を実践している学校の実績についてですが、先ほど2校というふうにおっしゃいましたが、現在太宰府東小学校、太宰府南小学校、国分小学校の3校で取り組んでおります。年間4回から1回の取り組み状況でございますが、低学年はおかずを自分で詰める、中学年はおにぎりを自分でつくる、高学年はおかずを自分でつくるというように、学年に応じてやり方を工夫いたしております。アンケートをとるなどはしておりませんので、この実践がどの程度給食を残さない効果があるかなど明確なデータ等はありませんが、聞き取りの範囲内では、子供たちや保護者の反応は、おおむね良好のようでございます。弁当づくりの楽しさや大変さ、食に対する興味を深めることなどにつながっているようでございます。

3項目めの学校における食育の実践に対する市の考え方ですが、従来、食育は家庭と連携して行われることが基本と考えております。そこで、心身の発育、発達が著しい小・中学生の時期において、生涯にわたり心身ともに健康な生活が送れるようにするために、学校教育においても積極的に食育の推進に努める必要があります。

学校における食育につきましては、給食時間、各教科、学校教育活動全体の中で、食育の指導計画書を市に届け出てもらいながら推進しております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 私が今回一般質問したのは、決して弁当の日を実践してくれとかですね、そういったことではなくて、情報を皆さんにご提供したいということと、私自身が日本の食ということに対して、やはり10年後の食に対してある程度の危機感を持っていたということ、それから福岡県内の8つの大学生1,427名の食生活に対するアンケートを見たということが、これが理由にあります。

このアンケート結果によりますと、この福岡県内ですけれども、ほとんどの大学生の食事がですね、栄養基準を下回っているというふうになっています。昔、私たちの年代のころはですね、自炊をしないと、ひとり暮らしの場合はもう自炊をしないと食べていけないという状況があったんですが、今はコンビニとかファストフードの店があって、手軽に好きなものだけを買って食事ができるというため、大学生の半数以上がほとんど自炊をしないという生活を送っているそうです。彼らの食事の特徴として、まず野菜を食べない。甘いジュースが多い。魚を食べない。朝食を食べないというものだそうです。その彼らが、大学生時代は若干お金がないので、少しは自炊をしていた人たちがですね、社会人になった後、お給料をもらうようになった後は3食とも外食、一度も自炊をしたことがないという人がですね、今物すごく増加しているということでした。

そして、彼らが結婚して親になります。その結果、これは北九州市で調査をされたんですが、離乳食にヨーグルトやゼリーばかりを与えてしまう親がいたり、あるいは朝は自分たちも食べないけども、子供にも食べさせない。食べても菓子パン、おまんじゅうなどを朝御飯に食べさせているというような家庭が非常に増えてきているということです。また、一番好きな食べ物を聞かれたときに、ラーメンと回答する子供も非常に増えてきているということで、つまり外食もしくはインスタントということになるわけなんです。

先ほどおっしゃったように、食事は家庭の問題というふうに言われるかもしれませんが、その部分もあると思いますが、日本の食生活がですね、米食からパン食にかわり、いつでも手軽に食事ができる、よく言えば便利な世の中になったこの社会をつくったのは私たち大人ですね。結果、若い世代は自分で食材を選んだり、あるいは自炊するといった、こういった技術を学ぶことなく成長していき、その結果、値段の高い国産品は敬遠され、食料自給率が40%と、先進国の中でも非常に低い数値になってきています。安心できる食材とか、国産の重要性、栄養のバランスや食の大切さを社会が見失っていたんじゃないか。その結果として、若い世代がすべて、今の子供たちの食生活が若い世代の責任だとは私は言えないんじゃないのかなというふうに思っています。したがって、単に食事をしているかしていないかではなくて、栄養のバランスがとれた食事をしているかどうかというのが大切なんです。

先ほど申し上げた、資料で差し上げたこの新聞記事、これは給食の内容を非常に奇妙な献立だというふうに書かれています。これはお菓子の給食であったり、居酒屋風な給食であったり

という、これは先ほど申し上げたように、子供が好きなメニューに合わせてあるというふうな結果が出ている。でない、残食が多いから、こういうふうな給食の献立になっているということなんですね。

私、以前、太宰府市の教育委員会のほうで、子供に対する食のアンケートを実施されたのを見たことがあるんですが、それについて、それは食事の内容についてきちんと調査をされていたかどうか、ちょっとはつきり覚えていないんですが、たしか朝御飯食べてきたか食べてきていなかったかとかというアンケートはあったように思いますが、内容についてまで、これはアンケートをとられていたのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 当時のアンケートの実態はちょっと置きまして、各学校で給食とか、各教科とか、特別活動で食育をしているわけですが、それとともに、市のほうといたしましても、給食研究会とか、それから調理コンクール等を行っているところでございます。

先ほど部長がデータを示しましたのも、給食研究会等での、特に栄養士さんあたりを中心にした結果のものでございます。

私が今手元に持っております、現に話があったのが、例えばご指摘のように朝御飯を食べたか食べていないか、それとともにですね、朝御飯の食事内容の組み合わせはどうなのか。主食とおかずが3品ぐらいあるとか、2品とか、主食と飲み物とか、そういうふうな割合を調査しております、これらとともにですね、学校では特に家庭科の時間あたりで、みそ汁の作り方なんかの指導をしながら、朝食がより充実するような指導をしているところで、そういう指導をしていきますと、朝御飯の食品数が、人によりけりと言われればそれまでですが、少しやっぱり多いほうに動いていくと、そういうふうな効果もあっておるというデータはあります。

なおですね、そういう朝御飯の準備のものについて、ご家庭でも子供に準備をさせていただけないかというようなお願いもしております、ご協力をいただいているところもかなりありますが、そこまで至らないというご家庭もあるようでございます。そのように、かなり丁寧にですね、指導しております。中学校も、特に家庭科を中心に、自分でできる食事をつくるというふうなメニューを自分で準備したりして、実際につくったりしておるところでございますが、先ほどご指摘のように大学生あたりの食事の様子は、私もそういうデータを見た結果があるわけでございまして、なかなか身につけていないというのが現状だと思っております。

小・中学校だけでどうかなという感じもいたしますけれども、やはり食は生活の基本ですので、一生懸命やっていきたいというふうに思います。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 私は弁当の日を、今回参考で持ってきたのは、あくまで先ほど言いましたようにあいった食生活をしている大学生が大人になって今乳幼児を抱えていると。彼らには、料理、食材を選んだりつくったりするスキルがないわけですから、スキルがない人にそれをやれというのなかなか難しい話で、その連鎖を断ち切るためにどうしたらいいか。それは

やはり小・中学校ぐらいから自分で食材を選んで、自分で調理ができる、そういったスキルを子供たちが自分で学ぶことができればですね、少しでもこの連鎖を断ち切っていくことができるんじゃないかなというふうに思っています。

皆さんにお配りした資料の2枚目なのですが、これが実際にお弁当の日を実施している学校の関係者、児童、保護者の作文を配っております。そこに書いてありますように、これが今度「すごい弁当力！」という、佐藤剛史さんという九大の先生なんですけれども、この方の本の中から抜粋させていただいているんですが、この九大の先生がやっぱりおっしゃっているのは、食育はやはり実践しなければ絶対に成果は上げられないというふうにおっしゃっておられます。事実、この佐藤先生ご自身が、九大でこの弁当の日をご自分で始められておられます。既にもうこれは200回以上、九大の弁当の日は回数超えておりまして、卒業生も出ています。その卒業生が会社に入って、その会社の中でまた弁当の日を始めているという実例がありまして、この間環境自治体会議に見えていた方は、ある有名な非常に大きな商社のほうに勤務されておりまして大変に忙しいと。平日は、もう11時、12時になるのがざらなんです、その方でも毎週月曜日に自分から言い出して、弁当の日を実践され始めて、現在もう100回目を超えているそうです。参加者も、常に20人から30人を超えて、皆さんで会社の中で弁当の日を実施されているということがあります。

弁当の日は、これも一つすごくいいなあと思ったのは、大体テーマを決められることが多いんですね。一番多いのが、国産のものを使ったお弁当をつくってこようというテーマが一番多いようなんです。それで、そのときに子供たちが自分たちで買い物に行きますから、何で国産品、こんなに高いんだろう、何で国産品だけこんなに値段が違うんだろうということを疑問に思い始めます。そういった、まず気づきが第一歩であるということも、佐藤先生がおっしゃっています。

これは農水省の調べなんです、今日日本人が1日にお茶わんもう一杯お米を食べたら、日本の自給率は8%上がるそうです。そして、60万haの水田がよみがえるというふうな試算が出ています。

こういったことを、やはり大人の方を変えるのはなかなか難しいけれども、何らかの形で実践を通して、ぜひ子供たちにですね、豊かな食事を味わってもらえるような環境づくりをしていただきたいということで、これはあくまでも情報提供ですので、そういった努力をしていただくことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は、明日6月15日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後5時55分

~~~~~ ○ ~~~~~